

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の5第1項の表の第3号

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年9月30日

【中間会計期間】 2025年度中（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

【会社名】 ユービーエス・エイ・ジー（UBS銀行）
（UBS AG）

【代表者の役職氏名】 執行役員会プレジデント
セルジオ P. エルモッティ
（Sergio P. Ermotti, President of the Executive Board）
チーフ・ファイナンシャル・オフィサー
トッド・タックナー
（Todd Tuckner, Chief Financial Officer）

【本店の所在の場所】 スイス国 チューリッヒ市 CH-8001 バーンホフストラッセ45
（Bahnhofstrasse 45, CH-8001 Zürich, Switzerland）
スイス国 バーゼル市 CH-4051 エーシェンフォルシュタット1
（Aeschenvorstadt 1, CH-4051 Basel, Switzerland）

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 月岡 崇

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 J Pタワー
長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】 03 - 6889 - 7000

【事務連絡者氏名】 弁護士 石井 将太
弁護士 山元 恒輝
弁護士 明地 美穂
弁護士 早瀬 雄大

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 J Pタワー
長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】 03 - 6889 - 7000

【縦覧に供する場所】 該当なし

- (注1) 本書において、別段の記載がある場合を除き、「提出会社」、「当行」、「UBS AG個別」又は「UBS AG（個別）」とは個別ベースのユービーエス・エイ・ジー（UBS AG）を、「UBS AG」、「UBS AG連結」、「UBS AG（連結）」又は「UBS AG（連結ベース）」とはユービーエス・エイ・ジー及びその連結子会社を、「UBS」、「当グループ」、「UBSグループAG連結」又は「UBSグループ」とはUBSグループの持株会社でありユービーエス・エイ・ジーの親会社であるユービーエス・グループ・エイ・ジー（UBSグループAG）及びその連結子会社を、「クレディ・スイスAG」とはユービーエス・エイ・ジーと合併する前のクレディ・スイス・エイ・ジー（Credit Suisse AG）及びその連結子会社を、「クレディ・スイス・グループ」又は「クレディ・スイス」とは買収される前のクレディ・スイス・グループを、また、「スイス」又は「スイス連邦」とはスイス連邦共和国を指す。
- (注2) 本書に記載されている日本円の換算は、2025年9月1日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場の仲値（1米ドル＝147.28円）により行われている。
- (注3) 本書において、割合及び変化率は、端数処理をしていない数値に基づき計算している。本文中に記載され、表に示される数値から得られる、報告期間と報告期間との間の絶対数の変動に関する情報は、端数処理をして計算されている。従って、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合、四捨五入してある。したがって、本書中の同一の情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

比較可能性

本書における比較情報は以下の通り表示される。

2025年第2四半期、2025年第1四半期及び2024年第4四半期に関する損益の情報及びその他のフロー・ベースの情報は、UBS AGとクレディ・スイスAGの合併後の連結データのみをベースにしている。2024年第2四半期及び2024年6月30日に終了した6ヶ月間に関する損益の情報及びその他のフロー・ベースの情報には、合併後のUBS AGのデータが1ヶ月のみ含まれている。

2025年6月30日、2025年3月31日及び2024年12月31日現在の貸借対照表情報には、合併後の連結情報が含まれている。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

2025年6月30日提出の当行の有価証券報告書の「第一部 企業情報 第1 本国における法制等の概要」に記載されている内容につき、当該半期中に本半期報告書に報告すべき重要な異動はなかった。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

UBS AG(連結ベース、国際財務報告基準（IFRS）に基づく開示)

(単位：百万米ドル（億円）、別掲されている場合を除く)

(連結)	以下の日現在又は 以下の日に終了した6ヶ月間			以下の日現在又は 以下の日に終了した1年間	
	2025年 6月30日	2024年 6月30日	2023年 6月30日	2024年 12月31日	2023年 12月31日
収益合計	23,798 (35,050)	19,008 (27,995)	17,313 (25,499)	42,323 (62,333)	33,675 (49,597)
営業費用	21,322 (31,403)	17,689 (26,052)	14,346 (21,129)	39,346 (57,949)	29,011 (42,727)
税引前営業利益／（損失）	2,201 (3,242)	1,183 (1,742)	2,912 (4,289)	2,433 (3,583)	4,521 (6,659)
株主に帰属する当期純利益／（損失）	2,220 (3,270)	742 (1,093)	2,124 (3,128)	1,481 (2,181)	3,290 (4,846)
株主に帰属する包括利益合計	6,848 (10,086)	85 (125)	2,329 (3,430)	747 (1,100)	4,598 (6,772)
資産合計	1,671,814 (2,462,248)	1,564,664 (2,304,437)	1,096,318 (1,614,657)	1,568,060 (2,309,439)	1,156,016 (1,702,580)
株主に帰属する持分	94,278 (138,853)	93,392 (137,548)	52,922 (77,944)	94,003 (138,448)	55,234 (81,349)
利益剰余金	3,703 (5,454)	7,417 (10,924)	27,806 (40,953)	7,838 (11,544)	28,235 (41,585)
資本金	386 (569)	386 (569)	386 (569)	386 (569)	386 (569)
普通株式等Tier 1自己資本比率 （％）（注1）	14.0	16.3	13.4	14.9	13.2
ゴーイングコンサーン・ベースの 自己資本比率（％）（注1）	17.8	19.2	17.0	18.1	17.0
リスク加重資産（注1）	498,327 (733,936)	509,953 (751,059)	323,406 (476,312)	495,110 (729,198)	333,979 (491,884)
総損失吸収力比率（％）（注1）	36.5	38.6	33.0	36.7	33.3
レバレッジ比率分母（注1）	1,660,097 (2,444,991)	1,564,001 (2,303,461)	1,048,313 (1,543,955)	1,523,277 (2,243,482)	1,104,408 (1,626,572)
普通株式等Tier 1レバレッジ比率 （％）（注1）	4.2	5.3	4.1	4.8	4.0
流動性カバレッジ比率（％）	179.4	194.1	170.9	186.1	189.7
安定調達比率（％）	120.9	127.7	118.2	124.1	119.6

営業活動による正味キャッシュ・フロー収入／（支出）	20,027 (29,496)	-17,282 (-25,453)	-19,110 (-28,145)	-27,065 (-39,861)	-28,202 (-41,536)
投資活動による正味キャッシュ・フロー収入／（支出）	-13,927 (-20,512)	123,971 (182,584)	-3,492 (-5,143)	122,406 (180,280)	-4,924 (-7,252)
財務活動による正味キャッシュ・フロー収入／（支出）	-12,112 (-17,839)	-11,170 (-16,451)	6,362 (9,370)	-32,137 (-47,331)	19,690 (28,999)
現金及び現金同等物期末残高	258,323 (380,458)	277,517 (408,727)	180,959 (266,516)	243,359 (358,419)	190,469 (280,523)
従業員数（人）（フルタイム換算）	62,958	70,750	47,889	68,982	47,590

（注1）適用を受けるスイスのシステム上関連ある銀行（SRB）の枠組みに基づいている。

2【事業の内容】

2025年6月30日提出の当行の有価証券報告書の「第一部 企業情報 第2 企業の概況 3 事業の内容」に記載されている内容につき、当該半期中に本半期報告書に報告すべき重要な変更はなかった。

3【関係会社の状況】

2025年6月30日提出の当行の有価証券報告書の「第一部 企業情報 第2 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載されている内容につき、当該半期中に本半期報告書に報告すべき重要な異動はなかった。

4【従業員の状況】

UBS AG及びその子会社の従業員数（2025年6月30日現在のフルタイム換算）は、UBS AGの統合計画に沿って、62,958人であった。

第3【事業の状況】

下記「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」、「2 事業等のリスク」及び「3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」には将来に関する記述が含まれており、当該記述は別段の記載がない限り2025年6月30日現在のUBS AGの判断、予想及び目標を表したものである。

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

2025年6月30日提出の当行の有価証券報告書の「第一部 企業情報 第3 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載されている内容につき、以下に記載する事項を除き、当該半期中に本半期報告書に報告すべき重要な変更はなかった。

クレディ・スイスの統合

UBS AGは、引き続き2026年末までにクレディ・スイスの統合を実質的に完了する予定である。UBS AGでは、顧客口座の移行とインフラの廃止に引き続き重点をおいている。

2025年第2四半期に、UBS AGは、すでに対象となる顧客口座のおよそ3分の1を移行しており、スイス事業の移行に関する最初の主要なフェーズを完了させることに成功した。UBS AGは、引き続き2026年第1四半期末までにスイスのブッキング・センターの移行を完了することを目指している。

UBS AGは、クレディ・スイス・ホールディングス（USA）インクをUBSアメリカズ・インクに合併し、クレディ・スイス（USA）LLCのブローカー・ディーラーとしての登録を削除し、EUにおける単一の中間親会社としてUBSヨーロッパSEを予定より早く設立することで、米国及びヨーロッパにおける法人体制の簡素化に關してさらなる大幅な進展を遂げた。

2025年7月18日に、イングランド・ウェールズ高等法院は、2000年金融サービス市場法第七編に基づいて、クレディ・スイス・インターナショナルの残存事業及び関連商品をUBS AGロンドン支店及びUBSヨーロッパSEに移転することを承認した。関連する資産及び負債の移転が、今後の6ヶ月間に行われる見込みである。

規制及び法律の動向

金融安定性の強化に向けたスイスにおける動向

2025年6月、スイス連邦参事会は、スイスにおける銀行の安定性をさらに強化することを目的とした規制措置案（金融安定性案）を公表した。制定に向けてスイス連邦議会に提出される予定の当該措置案は、システム上重要な銀行（SIB）の海外子会社に対する資本投資を普通株式等Tier 1（CET1）から除外し、SIBの再生及び破綻処理に関する追加要件を含め、スイス国立銀行（SNB）を通じた流動性確保の可能性を拡大する措置を追加し、銀行に関するシニア・マネジャー制度を導入し、スイス金融市場監督当局（FINMA）に追加の権限を付与するものである。オーディナンス・レベルでの措置案は、資本計上したソフトウェア及び一時的差異に関する繰延税金資産（DTA）をCET1資本から除外し、資産と負債の評価の健全性を担保するための調整（PVA）に関するより厳格な要件を追加し、4四半期にわたって累積損失が発生した場合に追加Tier 1資本性証券の利息の支払を強制停止することを認め、FINMA及びその他の当局が流動性危機にある銀行の状況をより適切に評価できるようにすることを目的とした措置を導入するものである。

スイス連邦参事会は、2025年秋に外国子会社に関する資本要件に対する法改正について意見公募を開始する予定であり、2026年上半期にはスイス連邦議会に議案を提出する見込みを示している。これらの改正の施行は早くも2028年となる見込みであり、少なくとも6年から8年をかけて段階的に実施される見込みである。残りの法改正については、2026年上半期に意見募集案が公表され、スイス連邦参事会は2027年上半期に連邦議会に提出する見込みである。これらの改正の施行は、2028年又は2029年となる見込みである。

オーディナンス・レベルの措置には、資本計上したソフトウェアの資本処理及び一時的差異に関するDTAの資本処理が含まれ、2025年9月まで意見公募が行われている。当該措置は2027年1月に施行される見込みである。さらに、流動性規則の改正に関する意見募集は、2026年上半期に開始される見込みである。改正案においては、緊急流動性支援に関する借入能力維持のための最低要件が設定される見込みである。

2025年第1四半期に関して公表された財務情報に基づき、UBS AGの目標CET1資本比率が12.5%から13%の範囲であることを踏まえると、勧告が提案どおりに実施された場合、UBS AGはプロフォーマベースの見込額でおよそ240億米ドルの追加CET1資本を保有する必要がある。これには、UBS AGの外国子会社に対する投資の全額控除に関連するおよそ230億米ドルが含まれる。これらのプロフォーマ数値には、既に発表した資本環流の見込額であるおよそ50億米ドルが反映されている。

UBS AGにおいて求められるおよそ240億米ドルの追加CET1資本により、UBSグループAG（連結）レベルのCET1資本比率はおよそ19%となる。グループレベルでは、一時的差異に関するDTA、資本計上したソフトウェア及びPVAに関連する措置案により、これらの項目の資本認識は国際基準と一致しない方法で消去されることとなる。これにより当グループのCET1資本比率はおよそ17%に低下し、UBSの資本力は過小評価されることとなる。

240億米ドルの追加資本は、クレディ・スイス・グループの買収の結果、既存の規制を満たすためUBSによる保有が必要となる、既に公表されたおよそ180億米ドルの追加資本に上乗せされる。これには、クレディ・スイスに与えられた規制上の優遇措置を廃止するためのおよそ90億米ドル及びレバレッジ比率の分母（LRD）の増加及び統合後の事業の市場シェア拡大による現在の段階的要件を満たすためのおよそ90億米ドルが含まれる。LRD及び市場シェアに関する段階的要件については確認が必要となる。

こうした根拠に基づいて、UBSは合計でおよそ420億米ドルの追加CET1資本を保有することを求められることとなる。

最終バーゼルIII基準の実施に関する最近の動向

2025年6月、欧州委員会（EC）は、トレーディング勘定の抜本的見直し（FRTB）の実施をさらに1年延期し、2027年1月1日とすることを提案した。UBS AGでは、UBSへの全体的な影響は限定的であると見込んでいる。

2025年7月、英国健全性規制機構は、FRTB内部モデル方式の実施を2027年1月1日から2028年1月1日に延期する案を意見募集のため公表した。FRTB規制の標準方式及び先進的標準方式は、引き続き2027年1月1日から適用される。UBSの事業体はこれに対応する英国規制の対象となっていないため、UBS AGでは、UBSへの全体的な影響は限定的であると見込んでいる。

スイスでは、FRTBは、他の最終バーゼルIII規制の全ての要件とともに2025年1月1日に施行された。

スイス連邦参事会は気候開示規則の改正を一時停止

2025年6月、スイス連邦参事会は気候開示規則の改正を、スイス連邦債務法におけるサステナビリティ報告に関する進行中の包括的な法律改正の承認時又は2027年1月1日のいずれか遅い方まで一時停止することを決定した。

EUのサステナビリティ報告に関する最近の動向

2025年7月、ドイツの連邦司法・消費者保護省は、EU企業サステナビリティ報告指令（CSRD）を実施するための新たな法案を公表した。当該法案が制定された場合、UBS AGを含むCSRDの第1段階報告要件の対象となる大企業は、2025会計年度においてCSRD報告が義務化されることになる。

2025年7月、ECは、欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）の改正案を採択し、第1段階対象企業が2025及び2026会計年度にESRS開示の一部を省略することを認めた。また2025年7月、ECはEUタクソノミー規制第8条に基づく開示要件を簡素化する措置案を公表した。これらの措置は、EUによるサステナビリティ基準の簡素化と企業の報告負担軽減を目的とした広範なイニシアチブの一環である。UBS AGは現在、これらの措置によるUBS AG及びUBSヨーロッパSEの開示に与える影響を評価中である。

見通し

第3四半期は、米ドル安と相まって、リスク資産、特に外国株の市場実績が堅調な状況で始まった。投資家心理は、継続するマクロ経済的及び地政学的な不確実性に抑制されながらも、概ね前向きな状況を維持し

ている。このような背景から、UBS AGの顧客との会話やディールパイプラインは、マクロ見通しの確信が強まるにつれて、投資家や法人顧客が資本を投下する用意が高い水準にあることを示している。

第3四半期について、UBS AGは、スイス・フラン建てのグローバル・ウェルス・マネジメントの受取利息純額（NII）及びパーソナル&コーポレート・バンキングのNIIは概ね横ばいになると予測する。これが米ドルベースになると、前四半期比パーセンテージで1桁台前半の増加となると予測する。

また、UBS AGは、特にグローバル・ウェルス・マネジメントの取引ベース収益とインベストメント・バンクのグローバル・マーケットの業績において、トレーディング業務と取引業務が前年同期と比べ、より正常化した季節的パターンと活動水準を反映すると予測する。

UBS AGは引き続き顧客との積極的な関わりに注力し、UBS AGの成長・統合計画を遂行しながら、顧客が複雑な環境を乗り越えるための支援を行う。UBS AGは、自身の多角的なビジネス・モデルの力を活用することで、2025年及び2026年の財務目標を達成する力があると確信している。

2【事業等のリスク】

当該半期中に、経営陣が財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは発生しなかった。2025年6月30日提出の当行の有価証券報告書の「第一部 企業情報 第3 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載されている内容につき、以下に記載する事項を除き、当該半期中に本半期報告書に報告すべき重要な変更はなかった。

リスク管理及び統制（UBS AG連結）

本項は報告期間中における主要な動向について記載しており、当該情報は、2025年6月30日提出のUBS AGの有価証券報告書に記載した「リスク管理及び統制」とあわせて読まれるべきであり、クレディ・スイスの統合に関する詳細については上記「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」の「クレディ・スイスの統合」とあわせて読まれるべきである。

UBS AG連結のリスク・プロフィール

UBS AG連結のリスク・プロフィールは、UBSグループAG連結のリスク・プロフィールと大きな差異はなく、UBSグループの2025年第2四半期財務報告書（英文）に記載されているリスク情報は、UBS AG連結にも等しく該当する。

2025年6月30日現在のUBS AG連結の信用リスク・プロフィールは、バンキング商品エクスポージャー合計に関してUBSグループAG連結の信用リスク・プロフィールと異なっている。これは主に、クレディ・スイス・グループの買収に関連してグループレベルで計上された取得原価配分の影響額、並びにUBSグループAG及びUBSビジネス・ソリューションズAGに対するUBS AG及びUBSスイスAGの債権を反映しており、連結範囲の差異によるものであった。

2025年6月30日現在のUBS AG連結のバンキング商品エクスポージャー合計は1兆1,119億米ドルであり、UBSグループAG連結のエクスポージャーを77億米ドル（0.7%）上回った。2025年3月31日現在、UBS AG連結のバンキング商品エクスポージャー合計は1兆463億米ドルであり、UBSグループAG連結のエクスポージャーを97億米ドル（0.9%）上回った。

リスク管理及び統制（UBSグループ）

本項は報告期間中における主要な動向について記載しており、当該情報は、ubs.com/investors上の「Annual reporting」から入手可能なUBSグループの2024年度年次報告書（英文）の「Risk management and control」のセクションとあわせて読まれるべきであり、クレディ・スイスの統合に関する詳細については、UBSグループの2025年第2四半期財務報告書（英文）の「Recent developments」のセクションとあわせて読まれるべきである。

2025年第2四半期は、継続する地政学的緊張の高まりと貿易政策の変動が顕著であった。株式市場は、当四半期初めの急落から回復し、ボラティリティは緩和したが、依然として大きな不確実性が残っている。米ドルのさらなる下落により、当グループの米ドル以外の通貨建てポートフォリオの報告エクスポージャーが

さらに受動的に増加した。当グループは、これらの動向を注意深く監視し、ポートフォリオへの影響を引き続き評価し、潜在的な緩和措置を検討している。

信用リスク

バンキング商品全体のエクスポージャー

2025年6月30日現在、バンキング商品全体のエクスポージャーは、2025年3月31日現在から680億米ドル増加し、1兆1,040億米ドルであった。これは主に、バンキング商品全体の為替効果を反映していたが、適格流動資産ポートフォリオ証券の購入に関連した中央銀行預け金残高の流出により一部相殺された。

融資引受

インベストメント・バンクにおいて、2025年6月30日現在、委任融資引受コミットメントは、2025年3月31日現在から想定ベースで14億米ドル減少し、70億米ドルであった。これは、ディールシンジケーションによるものであったが、新規マンドートにより一部相殺された。2025年6月30日現在、当該コミットメントのうち11億米ドルについて、当初計画されていた通り分配は行われていなかった。

インベストメント・バンクにおける融資引受エクスポージャーは、当四半期末の市況を反映した公正価値で、トレーディング目的保有に分類されている。信用ヘッジは、ポートフォリオの公正価値の変動に備える一助として実施されている。

市場リスク

2025年第2四半期において、特定の旧クレディ・スイス構成部分を除くUBSグループの平均的な管理上のバリュー・アット・リスク（VaR）（1日、信頼水準95%）は、主にインベストメント・バンクのグローバル・マーケット事業に起因して、900万米ドルから800万米ドルに減少した。

2025年第2四半期において、前述した旧クレディ・スイス構成部分の平均的な管理上のVaR（1日、信頼水準98%）は、非中核及びレガシー内のリスク回避に起因して、400万米ドルから300万米ドルに減少した。

資本の経済価値及び受取利息純額感応度

イールド・カーブにおける1ベーシス・ポイントのプラスの平行移動に対するUBSグループの銀行勘定における資本の経済価値（EVE）感応度は、2025年3月31日現在のマイナス3,870万米ドルに対し、2025年6月30日現在ではマイナス4,020万米ドルであった。この感応度には、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）の一般的な指針とは異なり、（スイス金融市場監督当局（FINMA）による特定の要件に従い）その他Tier 1（AT1）資本性証券からの690万米ドルの感応度は反映されていなかった。米ドルに対するスイス・フラン高と市場金利の低下を主因として、2025年第2四半期中、UBSグループの銀行勘定におけるエクスポージャーは増加した。

2025年6月30日現在の当グループの銀行勘定における金利リスク（IRRBB）の大部分は、安定した受取利息純額への寄与を創出する目的で、当グループの資本、のれん及び不動産に割り当てられた当グループのモデル化された感応度（正味3,230万米ドル、2025年3月31日では3,030万米ドル）を相殺するために当グループが管理した純資産デュレーションを反映したものである。この内、1,870万米ドル及び1,160万米ドルが、それぞれ米ドル及びスイス・フランのポートフォリオに帰属していた（2025年3月31日では1,810万米ドル及び1,050万米ドルが、それぞれ当該ポートフォリオに帰属していた）。

前述した感応度に加えて、当グループは、FINMAが定める6つの金利ショック・シナリオを計算する。全てのポジションが公正価値で測定されると仮定する「上方パラレルシフト」シナリオは、2025年6月30日現在で最も厳しく、当グループのTier 1資本のEVEについて、高水準のIRRBBに関するBCBS監督上の異常値テストにおいて設定された15%のしきい値を大幅に下回るマイナス73億米ドル（8.0%）（2025年3月31日では、マイナス71億米ドル（8.1%））の変動をもたらしたことになる。

2025年6月30日現在の「上方パラレルシフト」シナリオによる当グループのTier 1資本への即時の影響は、当グループの銀行勘定の大部分が見越計上額であるか、ヘッジ会計に従っているという事実を反映して、当グループのTier 1資本で約10億米ドル（1.1%）（2025年3月31日では、7億米ドル（0.8%））の減少とされる。「上方パラレルシフト」シナリオは、貸借対照表が一定であると仮定すると、その後、受取利息純額にプラスの影響を及ぼすであろう。

全体的な金利リスク感応度によると、負債のリプライシングが速い場合に比べて、資産のリプライシングが遅い場合の方が影響が大きいことがわかるため、「下方パラレルシフト」シナリオが2025年6月30日現在最も有益で、EVEの変動はプラス76億米ドル（2025年3月31日では、プラス75億米ドル）となり、当グループのTier 1資本にわずかにプラスの即時の影響が生じたことになる。

カントリー・リスク

当グループは、多くの国の様々な地政学的な動向及び政治的变化、並びに関税に関する政策を含む国際貿易関係、ロシア・ウクライナ戦争及び中東における紛争から生じる国際的な緊張を引き続き注視しており、2025年第2四半期においても、潜在的な二次的影響の監視を継続した。2025年6月30日現在において、当グループのイスラエルに対する直接的なエクスポージャーは5億米ドル未満、当グループの湾岸協力会議加盟国に対する直接的なエクスポージャーは50億米ドル未満で、その一方で、エジプト及びヨルダンに対する直接的なエクスポージャーは限定的であり、イラン、イラク、レバノン及びシリアに対する直接的なエクスポージャーはなかった。2025年6月30日現在、当グループのロシアに対する直接的なエクスポージャーは5億米ドル未満で、当グループのベラルーシ及びウクライナに対する直接的なエクスポージャーは引き続き軽微であった。2025年6月30日現在において、新興市場国に対する当グループのエクスポージャーは、カントリー・エクスポージャー合計の10%未満で、その大部分はアジアの国々に対するものであった。

経済政策に関する不確実性は依然として高い。2025年第2四半期において、貿易摩擦が物価と経済成長に及ぼす潜在的影響に対する懸念は根強かったが、欧米主要経済国のインフレ率は概ね安定していた。中国経済は、関税引き上げの可能性に備えて輸出産業が商品の迅速な出荷を急いだことも一因となり、2025年第2四半期にやや回復したが、不動産セクターや地方政府の財政悪化に関する懸念は依然として残っている。

非財務リスク

コンプライアンス・リスク

当グループは、顧客にとって公正な結果を実現すること、市場の健全性を守ること及び最高水準の従業員の行為を育成することにコミットしている。これらの目標を支えるため、当グループは、一貫した基準を促進すること及び説明責任を果たす強固な企業風土を醸成することを目的とした、全社的なコンダクト・リスクの枠組みを維持する。

当グループは、適合性リスク、商品ガバナンス、部門間のサービスの提供、アドバイスの質及び価格の透明性などの分野を引き続き優先している。これらは、UBS及びより広範な金融業界にとって、引き続き重要な重点分野である。欧州経済領域に対する第三国の市場アクセス等の市場アクセスについての注目を含む、クロスボーダー・リスク（意図しない恒久的施設に関するリスクを含む。）は、依然として世界中の金融機関につき規制当局が関心を寄せる分野である。当グループは、これらのリスクに対処するために設計された一連の統制を維持し、また、自動化された統制の数を増やすことで、全体的な統制範囲を拡大している。

風評リスク、環境・社会及びガバナンスのトピックに関する規制の断片化並びに当グループによるサービス提供、情報開示及びコミットメントに起因するグリーン・ウォッシングのリスクの高まりは、2025年においても引き続き重要なリスクである。

金融犯罪リスク

技術革新や地政学的情勢により事業を行う複雑さが増し、規制当局が高い関心を持ち続けているため、金融犯罪（マネーロンダリング、テロ資金調達、制裁違反、詐欺、贈収賄及び汚職を含む。）は大きなリスクである。

このため、効果的な金融犯罪防止プログラムが依然として不可欠であり、当グループはグローバルなマネーロンダリング防止、顧客確認及び制裁のプログラムの戦略的強化に引き続き注力する。マネーロンダリングや金融詐欺の技術はますます巧妙になり、地政学的ボラティリティの高まりが制裁の状況をより複雑なものにしている。ロシア・ウクライナ戦争から生じる広範囲かつ継続的に発展する制裁については、迂回リスクを防止するために絶えず注意を払う必要があり、一方で、中東における紛争の悪化は、テロ資金調達のリスクを更に増大させるおそれがある。中国の場合、比較的限定的な資産凍結制裁に加え、複雑な投資及びテクノロジー制限が適用されている。これに対し、中国は、独自の制限措置及び制裁に対抗する国内法を施行しており、当グループは、この状況の推移を注意深く監視する。

オペレーショナル・リスク

クレディ・スイスの買収以来より複雑になった法人グループの運営により、また、ますます活発化する脅威環境により、当グループ及びサードパーティー・サプライヤーの拠点における事業活動に対して、サイバー関連の業務上の混乱が生じるリスクが高まっている。当該環境は昨今の地政学的要因により激化しており、世界中の金融機関及びサードパーティーのサービス・プロバイダーに対するサイバー攻撃の継続的な大量発生と巧妙化により立証されている。その顕著な例が、当グループのサードパーティー・サプライヤーの1つであるChain IQで発生した最近のデータ漏洩である。当グループのインシデント・レビューでは、これまでのところ、UBSの顧客又はシステムへの影響は確認されていないが、データ漏洩にはUBS従業員の機密ではない情報に関するエクスポージャーが含まれていた。

当グループは、高まるサイバーセキュリティ及び情報セキュリティの脅威に対応し、これを軽減するために、引き続き警戒態勢を強化し、攻撃に対する防衛、検知及び対応に関する自らの能力を向上させるため、技術インフラと情報セキュリティ・ガバナンスの強化に引き続き投資する。さらに、当グループは、全ての事業部門と関連法域でオペレーショナル・レジリエンスの強化を促進するよう設計されたグローバルな枠組みを実施しており、また、当グループの運営にとって極めて重要なサードパーティーのサービス・プロバイダーと協力し、当グループの基準に照らしてそれらのサードパーティーのオペレーショナル・レジリエンスを評価し、特定されたリスクを軽減している。

データ駆動型のアドバイザリー・プロセス並びに人工知能（AI）及び機械学習の利用についての関心が高まっており、その結果、AIアルゴリズムの公平性、データ・ライフサイクルの管理、データ倫理、データのプライバシー及びセキュリティ並びに記録管理に関連する新たな問題が生じている。

クレディ・スイスの既存事業に関する統合を含む法人統合及び残存事業の廃止は、運営上の複雑さと、縮小中の事業が効果的に管理されないリスクをもたらす。これらのリスクは、連結財務報告及び規制当局への報告書の提出に加えて、引き続き注意深く監視される。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

UBS AG連結 主要な数値

	現在又は終了四半期				現在又は累計期間	
単位：百万米ドル、別掲されている場合を除く	2025年6月30日	2025年3月31日	2024年12月31日	2024年6月30日	2025年6月30日	2024年6月30日
業績						
収益合計	11,635	12,163	11,317	9,900	23,798	19,008
信用損失費用／(戻入)	152	124	241	84	275	136
営業費用	10,621	10,701	11,017	10,012	21,322	17,689
税引前営業利益／(損失)	862	1,339	59	(196)	2,201	1,183
株主に帰属する当期純利益／(損失)	1,192	1,028	(257)	(264)	2,220	742
収益性及び成長性¹						
株主資本利益率(単位：％)	5.0	4.3	(1.1)	(1.4)	4.7	2.3
有形資本利益率(単位：％)	5.4	4.6	(1.2)	(1.6)	5.0	2.5
普通株式等Tier 1 自己資本利益率 (単位：％)	6.8	5.7	(1.3)	(1.7)	6.2	2.8
レバレッジ比率分母に占める収益の割合（グ ロス）(単位：％)	2.9	3.1	2.9	3.0	3.0	3.2
費用対収益比率(単位：％)	91.3	88.0	97.3	101.1	89.6	93.1
純利益成長率(単位：％)	n.m. (注)	2.2	n.m. (注)	n.m. (注)	199.2	(65.1)
財源						
資産合計	1,671,814	1,547,489	1,568,060	1,564,664	1,671,814	1,564,664
株主に帰属する持分	94,278	96,553	94,003	93,392	94,278	93,392
普通株式等Tier 1 自己資本 ²	69,829	70,756	73,792	83,001	69,829	83,001

リスク加重資産 ²	498,327	481,539	495,110	509,953	498,327	509,953
普通株式等Tier 1 自己資本比率 (単位：％) ²	14.0	14.7	14.9	16.3	14.0	16.3
ゴーイングコンサーン・ベースの自己資本比 率(単位：％) ²	17.8	18.5	18.1	19.2	17.8	19.2
総損失吸収力比率(単位：％) ²	36.5	38.0	36.7	38.6	36.5	38.6
レバレッジ比率分母 ²	1,660,097	1,565,845	1,523,277	1,564,001	1,660,097	1,564,001
普通株式等Tier 1 レバレッジ比率 (単位：％) ²	4.2	4.5	4.8	5.3	4.2	5.3
流動性カバレッジ比率(単位：％) ³	179.4	180.3	186.1	194.1	179.4	194.1
安定調達比率(単位：％)	120.9	122.8	124.1	127.7	120.9	127.7
その他						
投資資産(単位：十億米ドル) ^{1, 4}	6,618	6,153	6,087	5,871	6,618	5,871
従業員数(単位：人、フルタイム換算)	62,958	67,373	68,982	70,750	62,958	70,750

¹ 当該定義及び計算方法については、UBS AGの2025年度第2四半期財務報告書（英文）の付録に含まれる「Alternative performance measures」を参照。² スイスのシステム上関連ある銀行の枠組みに基づく。詳細については、本書の「資本管理」のセクションを参照。³ 開示された比率は、表示された四半期の四半期平均を示しており、2025年第2四半期の61データポイント、2025年第1四半期の62データポイント、2024年第4四半期の64データポイント、及び2024年第2四半期の61データポイントの平均に基づいて計算されている。このうち40データポイントはUBS AGとクレディ・スイスAGの合併前（2024年4月2日から2024年5月30日まで）であり、21データポイントは合併後（2024年5月31日から2024年6月30日まで）となっている。詳細については、ubs.com/investorsの「Quarterly reporting」にて入手可能なUBSグループの2025年度第2四半期財務報告書（英文）の「Liquidity and funding management」を参照。⁴ グローバル・ウェルス・マネジメント部門、アセット・マネジメント部門（関連会社からの投資資産を含む。）及びパーソナル&コーポレート・バンキング部門の投資資産で構成されている。詳細については、2025年6月30日提出のUBS AGの有価証券報告書の「第6 経理の状況 1 財務書類」記載の「連結財務書類に対する注記」の「注記31 投資資産及び純新規資金」を参照。

（注）有意でないことを意味する。

[次へ](#)

UBS AGの業績、各事業部門及びグループ・アイテム

UBS AGの事業

UBS AGは、グローバル・ウェルス・マネジメント、パーソナル&コーポレート・バンキング、アセット・マネジメント、インベストメント・バンク並びに非中核及びレガシーの5つの事業部門について報告を行っており、当該事業部門はIFRS会計基準に基づく事業セグメントの要件を満たしている。非中核及びレガシーは、UBS AGの戦略や方針と整合しないポジションや事業で構成されている。

UBS AGのグループ部門は、当グループにサービスを提供するサポート及び統制部門である。グループ部門につき発生した費用は、ほぼ全て事業部門に配分され、UBS AGのセグメント報告においてUBS AGがグループ・アイテムと呼ぶ残金が残る。

事業部門及びグループ・アイテムの業績に関する記載及び分析は、2025年第2四半期及び2025年6月30日に終了した6ヶ月間の業績（いずれもUBS AGとクレディ・スイスAGの合併後の連結データのみに基づく。）を、2024年第2四半期及び2024年6月30日に終了した6ヶ月間の業績（いずれも合併後のUBS AGの連結業績が1ヶ月分のみ含まれる。）と比較している。これは、収益及び営業費用の増加のうち、多くの場合で、重要な要因となっている。

UBS AG連結業績

2025年第2四半期と2024年第2四半期の比較

2024年5月31日のUBS AGとクレディ・スイスAGの法的合併は、2024年6月以降の業績に大きな影響を与えた。本項の業績に関する記載及び分析は、3ヶ月の全期間が合併後の業績である2025年第2四半期と、合併後の業績が1ヶ月間のみ含まれる2024年第2四半期とを比較したものである。これは、収益及び営業費用の増加のうち、多くの場合で重要な要因となっている。

業績の2025年第2四半期と2024年第2四半期の比較

2024年第2四半期に1億9,600万米ドルの税引前営業損失を計上していたのに対し、当四半期には8億6,200万米ドルの税引前営業利益を計上した。これは、収益合計の増加を反映したものであったが、営業費用及び正味信用損失費用の増加により一部相殺された。収益合計は17億3,500万米ドル（18%）増加し、116億3,500万米ドルであり、これには為替効果による増加が含まれていた。収益合計の増加は主に、純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係る受取利息純額及びその他の収益純額の合計の9億6,500万米ドルの増加並びに受取報酬及び手数料純額の9億2,500万米ドルの増加によるものであったが、その他の収益の1億5,600万米ドルの減少により一部相殺された。営業費用は6億900万米ドル（6%）増加し、106億2,100万米ドルであり、これには為替効果による増加が含まれていた。この全体的な増加は、主に人件費の8億5,200万米ドルの増加及び非金融資産の減価償却費、償却費及び減損の1億1,300万米ドルの増加によるものであったが、一般管理費の3億5,600万米ドルの減少により一部相殺された。正味信用損失費用は、2024年第2四半期に8,400万米ドルであったのに対し、1億5,200万米ドルであった。

一般管理費のうち統合関連費用には、主にUBSグループの報告対象範囲に含まれる他の会社から請求される共有サービス費用、コンサルティング費用及び外部委託費が含まれた。統合関連人件費は、主にクレディ・スイスの統合に関連する給与及び変動報酬によるものであった。また、非金融資産の減価償却費、償却費及び減損について、不動産及びリース物件改良費の加速償却が行われた。

収益合計：2025年第2四半期と2024年第2四半期の比較

純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係る受取利息純額及びその他の収益純額

純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係る受取利息純額及びその他の収益純額の合計は、9億6,500万米ドル増加し、49億5,800万米ドルであった。これは主に、グローバル・ウェルス・マネジメント、パーソナル&コーポレート・バンキング及びインベストメント・バンクにおける増加によるものであった。

グローバル・ウェルス・マネジメントの収益は、4億200万米ドル増加し、20億4,200万米ドルであった。これは主に、当四半期を通じたクレディ・スイスAGの受取利息純額の連結によるものであった。残りの変動は、為替差益及びよりマージンの大きい商品への預金の流入を主因とする受取利息純額の増加、並びに顧客活動水準の上昇を反映したトレーディング収益の増加を主因としていた。

パーソナル&コーポレート・バンキングの収益は、3億3,400万米ドル増加し、13億5,700万米ドルであり、その大部分は当四半期を通じたクレディ・スイスAGの受取利息純額の連結及び為替差益によるものであった。

インベストメント・バンクの収益は、3億7,900万米ドル増加し、18億8,600万米ドルであった。これは、デリバティブ&ソリューションの収益の増加を主因としており、ボラティリティの上昇及び顧客活動水準の増加に起因して、外国為替、エクイティ・デリバティブ及び金利業務により主に牽引された。さらに、顧客残高の増加に支えられ、プライム・ブローカレッジを筆頭に全商品で増収となり、ファイナンスの収益も増加した。これらの増加は、レバレッジド・キャピタル・マーケットの収益の減少を主因として、グローバル・バンキングの収益が減少したことにより一部相殺された。

非中核及びレガシーの収益は、2024年第2四半期にプラス1億2,100万米ドルであったのに対し、当四半期はマイナス1億5,000万米ドルであった。収益には、ポジションの売却による純利得の減少並びに証券化商品及びクレジット商品の受取利息純額の減少が含まれており、さらに当四半期を通じたクレディ・スイスAGの収益の連結にも起因していた。

グループ・アイテムの収益は、2024年第2四半期にマイナス2億8,800万米ドルであったのに対し、当四半期はマイナス1億7,600万米ドルであった。収益の変動は主に、当四半期にヘッジ会計の非有効性を含むグループヘッジ及び自己債務からの時価評価益が計上されたことによるものであった（2024年第2四半期には時価評価損が計上された。）。2025年第2四半期の収益には、ポートフォリオ・レベルの経済的ヘッジの相殺による影響及び自己の信用に関する時価評価の影響が含まれていた。

受取報酬及び手数料純額

受取報酬及び手数料純額は、9億2,500万米ドル増加し、65億2,600万米ドルであった。これは主に、当四半期を通じたクレディ・スイスAGの収益の連結によるものであった。

主にグローバル・ウェルス・マネジメントにおいて、ポートフォリオの運用報酬は4億8,500万米ドル増加して31億6,300万米ドルであり、主にアセット・マネジメントにおいて、投資信託報酬は2億4,200万米ドル増加して16億米ドルであったが、これらの主な要因は、当四半期を通じたクレディ・スイスAGの収益の連結であった。グローバル・ウェルス・マネジメントにおける増加は主に、プラスの市場実績及び純新規報酬発生資産の流入にも起因していた。

仲介報酬純額は、1億8,700万米ドル増加し、11億8,900万米ドルであった。これは、取引高の増加に起因して、グローバル・ウェルス・マネジメント及びインベストメント・バンクのエグゼキューション・サービスにおけるキャッシュ・エクイティで顧客水準が増加したことを主因としていた。

その他の収益

その他の収益は、2024年第2四半期の3億600万米ドルに対して1億5,000万米ドルであり、これには当四半期を通じたクレディ・スイスAGの収益の連結が含まれていた。この減少は主に、UBSグループAGの共有サービス子会社に請求された費用の減少によるものであった。さらに、主にグループ・アイテムにおいて、売却目的保有不動産の処分による3,500万米ドルの損失が発生した。2025年第2四半期には、関連会社への投資に関連する3,100万米ドルの損失も含まれていた。

信用損失費用／戻入：2025年第2四半期と2024年第2四半期の比較

2025年第2四半期に正味信用損失費用の合計が、1億5,200万米ドル計上された。これは、正常ポジションに関連する3,800万米ドルの正味費用及び信用減損ポジションに関連する1億1,400万米ドルの正味費用を反映していた。2024年第2四半期には、正味信用損失費用が8,400万米ドル計上された。

営業費用：2025年第2四半期と2024年第2四半期の比較

人件費

人件費は、8億5,200万米ドル増加し、56億4,900万米ドルであった。これは、合併による従業員の統合及び業績報奨の見越計上の増加を反映した当四半期を通じたクレディ・スイスAGの費用の連結を主因としており、また、報酬の対象となる収益の増加によるファイナンシャル・アドバイザー報酬の4,400万米ドルの増加にも起因していた。

一般管理費

一般管理費は3億5,600万米ドル減少し、42億2,800万米ドルであり、これには、当四半期を通じたクレディ・スイスAGの費用の連結が含まれていた。この全体的な減少は、UBSがクレディ・スイスのサプライチェーン・ファイナンス・ファンドによる各ファンドの発行済ユニットの全てについての償還の申出に資金提供することに同意した2024年第2四半期に費用を認識したことを主因として、訴訟、規制上及び類似の問題に関する費用が9億9,800万米ドル減少したことに主に起因していた。これは、UBSグループAGの共有サービス子会社から請求された、テクノロジー、ファイナンス及びリスクに関する共有サービス費用の4億4,100万米ドルの増加により一部相殺された。一般管理費には、不動産及び物流費用の4,500万米ドルの増加、コンサルティング費用、弁護士費用及び監査費用の4,300万米ドルの増加、並びにテクノロジー費用の3,800万米ドルの増加が含まれていた。

非金融資産の減価償却費、償却費及び減損

非金融資産の減価償却費、償却費及び減損は、1億1,300万米ドル増加し、7億4,400万米ドルであり、これには、当四半期を通じたクレディ・スイスAGの費用の連結が含まれていた。この全体的増加は主に、ソフトウェア資産のコストベースの増加に伴い、資産計上された自社開発ソフトウェアの償却費が7,300万米ドル増加したこと、及び不動産リースに関連する使用権資産に起因する減価償却費が増加したことによるものであった。

税金：2025年第2四半期と2024年第2四半期の比較

UBS AGは、2024年第2四半期に法人所得税費用純額を2,800万米ドル計上したのに対し、2025年第2四半期には3億3,600万米ドルの法人所得税便益純額（実効税率はマイナス39.0%）を計上した。

これは、6億6,400万米ドルの繰延税金便益純額を反映しており、当該金額には、米国における最終的な法人統合に伴う税務上の繰越欠損金及び将来減算一時差異に関する繰延税金資産（DTA）の認識に主に牽引された統合関連の税務上の計画に関連した6億6,300万米ドルの便益、並びにUBS AGの米国支店におけるDTAの認識の増加に起因する5,200万米ドルの便益が含まれた。これらの便益は、主に税務上の繰越欠損金及び将来減算一時差異に関連して以前認識したDTAの償却に関連する5,100万米ドルの繰延税金費用純額により一部相殺された。

当期税金費用は、3億2,800万米ドルであったが、これは主にUBSスイスAG及びその他の法人の課税所得に関連していた。

株主に帰属する包括利益合計

2025年第2四半期の株主に帰属する包括利益合計は、当期純利益11億9,200万米ドル及びその他の包括利益（OCI）（税引後）30億2,100万米ドルを反映して、42億1,300万米ドルであった。

為替換算に関連するOCIは、26億1,000万米ドルであった。これは主に、スイス・フラン及びユーロに対する米ドル安によるものであった。

キャッシュ・フロー・ヘッジに関連するOCIは5億6,200万米ドルであった。これは、関連する米ドル長期金利の低下から生じた米ドルのヘッジ手段のデリバティブに関する未実現利益純額及びOCIから損益計算書に振り替えられたヘッジ手段に係る純損失を主に反映していた。

公正価値での測定を指定された金融負債に関する自己の信用に関連するOCIは、UBS AGの自己の信用スプレッドが縮小したことを主因として、マイナス1億3,800万米ドルであった。

金利動向感応度

2025年6月30日現在、イールド・カーブが+100ベース・ポイント平行移動することにより、当該移動の後の最初の年に、銀行勘定において年間の受取利息純額が合計で約14億米ドル増加する可能性があると思われている。この増加のうち、約7億米ドル、4億米ドル及び1億米ドルがそれぞれスイス・フラン、米ドル及びユーロの金利の変動から生じると予想される。

イールド・カーブが-100ベース・ポイント平行移動した場合には、年間の受取利息純額が合計で約8億米ドル増加する可能性がある。この増加分のうち約15億米ドルは、スイス・フラン金利の変動によるもので、マイナス金利下での契約上及び想定上の最低保証による利益に牽引される。他方で、米ドル及びユーロの金利変動により、前記増加分に対するそれぞれ5億米ドルと1億米ドルの相殺的な減少が生じる。

これらの見積りは、全通貨で同様であり、かつ、UBS AGの銀行勘定に適用される2025年6月30日現在のインプライド・フォワード・レートに関連する、金利の即時変動についての仮定シナリオに基づいているため、受取利息純額の予測を示すものではない。さらに、当該見積りは、貸借対照表の規模及び商品構成に変動がないこと、外国為替レートが安定していること、並びに特定の管理活動が存在しないことを前提としている。

主要な数値及び従業員

以下はUBS AG連結の主要な数値の概要である。資本管理に関する主要な数値の詳細情報は、本書の「資本管理」の項を参照のこと。

費用対収益比率：2025年第2四半期と2024年第2四半期の比較

費用対収益比率は、前年同期の101.1%に対して91.3%であった。これは主に収益合計の増加を反映していたが、営業費用の増加により一部相殺された。

従業員：2025年第2四半期と2025年第1四半期の比較

2025年6月30日現在の内部従業員数は、62,958名（フルタイム換算）であり、2025年3月31日と比較して4,415名の純減であった。

普通株式等Tier 1自己資本：2025年第2四半期と2025年第1四半期の比較

2025年第2四半期中、普通株式等Tier 1（CET1）自己資本は、9億米ドル減少し、698億米ドルであった。これは主に、未払配当額35億米ドル及び当期税金費用3億米ドルが、税引前営業利益9億米ドル及び為替差益25億米ドルの相殺分を上回ったことによる。

普通株式等Tier 1自己資本利益率：2025年第2四半期と2024年第2四半期の比較

年率換算のCET1自己資本利益率は、前年同期のマイナス1.7%に対して6.8%であった。これは、2024年第2四半期に株主に帰属する当期純損失を計上したのに対し、当四半期には株主に帰属する当期純利益を計上したことに加え、平均CET1自己資本が減少したことによるものであった。

リスク加重資産：2025年第2四半期と2025年第1四半期の比較

2025年第2四半期中、リスク加重資産（RWA）は168億米ドル増加し、4,983億米ドルであった。これは、為替効果における187億米ドルの増加に牽引されていたが、資産規模及びその他の動向に起因する15億米ドルの減少と、モデルの更新及び手法の変更に起因する3億米ドルの減少により一部相殺された。

普通株式等Tier 1自己資本比率：2025年第2四半期と2025年第1四半期の比較

CET1自己資本比率は、14.7%から14.0%に低下した。これは、前述したRWAの増加及びCET1自己資本の減少を反映していた。

レバレッジ比率分母：2025年第2四半期と2025年第1四半期の比較

2025年第2四半期中、レバレッジ比率分母（LRD）は、943億米ドル増加し、1兆6,601億米ドルであったが、これは主に、為替効果による884億米ドルの増加並びに資産規模及びその他の動向による58億米ドルの増加に牽引されたものであった。

普通株式等Tier 1レバレッジ比率：2025年第2四半期と2025年第1四半期の比較

CET1レバレッジ比率は、4.5%から4.2%に低下したが、これは前述したLRDの増加及びCET1自己資本の減少を反映していた。

業績：2025年上半期と2024年上半期の比較

税引前営業利益は、10億1,800万米ドル（86%）増加し、22億100万米ドルであった。これは収益合計の47億9,000万米ドルの増加を反映していたが、営業費用の36億3,300万米ドルの増加により一部相殺された。正味信用損失費用は、2024年上半期には1億3,600万米ドルであったのに対し、2億7,500万米ドルであった。

純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係る受取利息純額及びその他の収益純額の合計は、24億6,600万米ドル増加し、102億1,000万米ドルであった。グローバル・ウェルス・マネジメントの収益は、9億1,800万米ドル増加したが、これは、上半期を通じたクレディ・スイスAGの収益の連結、為替差益、よりマージンの大きい商品への預金流入、及び顧客活動水準の上昇による影響を主因としていた。パーソナル&コーポレート・バンキングでは、6億7,700万米ドル増加したが、これは主に当上半期を通じたクレディ・スイスAGの受取利息純額の連結によるものであった。インベストメント・バンクでは、ボラティリティの高まりと顧客活動水準の上昇により、デリバティブ&ソリューションの収益が増加したこと主因として、8億7,800万米ドル増加した。また、顧客残高の増加に支えられ、プライム・ブローカレッジを筆頭として、ファイナンスの収益も増加した。これらの増加は、レバレッジド・キャピタル・マーケットの取引高の減少に起因するグローバル・バンキングの収益の減少により一部相殺された。非中核及びレガシーの収益は、2024年上半期のプラス1億3,900万米ドルに対し、マイナス3,300万米ドルであった。これは主に、ポジション売却による純利得並びに証券化商品及びクレジット商品からの受取利息純額の減少によるものであったが、当上半期を通じたクレディ・スイスAGの収益の連結の影響により一部相殺された。グループ・アイテムの収益は、2024年上半期のマイナス5億6,300万米ドルに対し、マイナス4億1,300万米ドルであった。これは主に、ヘッジ会計の非有効性を含む、グループヘッジ及び自己債務の時価評価損の減少によるものであった。2025年上半期の損失は、グループ・トレジャリーにおける自己の信用及びポートフォリオ・レベルの経済的ヘッジの時価評価の影響によるものであった。

受取報酬及び手数料純額は、24億600万米ドル増加し、131億5,600万米ドルであった。当上半期を通じたクレディ・スイスAGの収益の連結により、主にグローバル・ウェルス・マネジメントでポートフォリオの運用及び関連サービス報酬が11億3,100万米ドル増加し、主にアセット・マネジメントで投資信託報酬が5億8,400万米ドル増加した。グローバル・ウェルス・マネジメントの当該増加は、プラスの市場実績と純新規報酬発生資産の流入によるものでもあった。仲介報酬純額は、取引高の増加に伴う、グローバル・ウェルス・マネジメント及びインベストメント・バンクのエグゼキューション・サービスにおける顧客活動水準の増加を主に反映して、5億1,100万米ドル増加した。

その他の収益は、2024年上半期に5億1,500万米ドルであったのに対し、4億3,200万米ドルであり、これには当上半期を通じたクレディ・スイスの収益の連結が含まれていた。この全体的な変動は、主にUBSグループAGの共有サービス子会社に請求された費用の減少によるものであった。関連会社及び共同支配企業の純利益の持分は、スイスカードの取引に関連する6,400万米ドルの利得を主に反映して1億1,800万米ドル増加したが、関連会社への投資に関連する1,600万米ドルの純損失により一部相殺された。

人件費は、26億100万米ドル増加し、115億5,900万米ドルであった。これには、合併による従業員の統合及び業績報奨の見越計上の増加を反映した、当上半期を通じたクレディ・スイスAGの費用の連結が含まれており、また、報酬の対象となる収益の増加によるファイナンシャル・アドバイザー報酬の1億8,600万米ドルの増加にも起因していた。

一般管理費は7億3,500万米ドル増加し、83億500万米ドルであったが、これは主に当上半期を通じたクレディ・スイスAGの費用の連結によるものであった。この全体的な増加は主に、UBSグループの共有サービス子会社から請求される共有サービス費用が7億3,900万米ドル増加したことによるものであった。一般管理費には、パーソナル&コーポレート・バンキングにおけるスイスカードの取引に関連する1億8,000万米ドルの費用、技術費用の1億3,000万米ドルの増加、不動産及び物流費用の1億1,900万米ドルの増加、コンサルティング費用、弁護士費用及び監査費用の9,900万米ドルの増加も含まれていた。これらの増加は、UBSがクレディ・スイスのサプライチェーン・ファイナンス・ファンドによる各ファンドの発行済ユニットの全てについての償還の申出に資金提供することに合意した2024年上半期に認識された費用を主因として、訴訟、規制上及び類似の問題に関する費用が8億1,000万米ドル減少したことにより一部相殺された。

非金融資産の減価償却費、償却費及び減損は、2億9,600万米ドル増加し、14億5,800万米ドルであり、当上半期を通じたクレディ・スイスAGの費用の連結による影響が含まれていた。この全体的な増加には、クレディ・スイスAGの費用の連結及びソフトウェア資産のコストベースの増加を主因とする、資本計上された自社開発ソフトウェアの償却費の2億1,700万米ドルの増加、並びに不動産リースに関連する使用権資産に起因する減価償却費の増加が含まれていた。

見通し

第3四半期は、米ドル安と相まって、リスク資産、特に外国株の市場実績が堅調な状況で始まった。投資家心理は、継続するマクロ経済的及び地政学的な不確実性に抑制されながらも、概ね前向きな状況を維持している。このような背景から、UBS AGの顧客との会話やディールパイプラインは、マクロ見通しの確信が強まるにつれて、投資家や法人顧客が資本を投下する用意が高い水準にあることを示している。

第3四半期について、UBS AGは、スイス・フラン建てのグローバル・ウェルス・マネジメントの受取利息純額（NII）及びパーソナル&コーポレート・バンキングのNIIは概ね横ばいになると予測する。これが米ドルベースになると、前四半期比パーセンテージで1桁台前半の増加となると予測する。

また、UBS AGは、特にグローバル・ウェルス・マネジメントの取引ベース収益とインベストメント・バンクのグローバル・マーケットの業績において、トレーディング業務と取引業務が前年同期と比べ、より正常化した季節的パターンと活動水準を反映すると予測する。

UBS AGは引き続き顧客との積極的な関わりに注力し、UBS AGの成長・統合計画を遂行しながら、顧客が複雑な環境を乗り切るための支援を行う。UBS AGは、自身の多角的なビジネス・モデルの力を活用することで、2025年及び2026年の財務目標を達成する力があると確信している。

グローバル・ウェルス・マネジメント

業績：2025年第2四半期と2024年第2四半期の比較

税引前利益は、3億3,200万米ドル（46%）増加し、10億5,200万米ドルであった。これは、UBS AGとクレディ・スイスAGの合併によるプラスの影響及び収益合計の増加に主に牽引されていたが、営業費用の増加により一部相殺された。

収益合計

収益合計は、9億7,900万米ドル（19%）増加し、61億7,100万米ドルであった。これは主に、当四半期を通じたクレディ・スイスAGの収益の連結によるものであった。残りの増加分は、主に経常受取報酬純額及び取引ベース収益の増加を反映していた。

受取利息純額は、2億7,000万米ドル（20%）増加し、15億8,700万米ドルであった。これは主に、当四半期を通じたクレディ・スイスAGの受取利息純額の連結に牽引されていたが、残りの変動は、為替差益及びよりマージンの大きい商品への預金の流入を主因としていた。

経常受取報酬純額は、4億5,900万米ドル（16%）増加し、33億5,200万米ドルであった。これは主に、プラスの市場実績及び純新規報酬発生資産の流入並びに当四半期を通じたクレディ・スイスAGの経常受取報酬純額の連結に牽引されたものであった。

取引ベース収益は、2億6,500万米ドル（28%）増加し、12億2,500万米ドルであった。これは、当四半期を通じたクレディ・スイスAGの取引ベース収益の連結及び全ての地域にわたる顧客活動水準の上昇に主に牽引されていた。

その他の収益は、1,500万米ドル減少し、700万米ドルであった。これには、関連会社への投資に関連する800万米ドルの損失が含まれていた。

信用損失費用／戻入

2024年第2四半期に200万米ドルの正味信用損失戻入を計上したのに対し、200万米ドルの正味信用損失戻入を計上した。

営業費用

営業費用は、6億4,800万米ドル（14%）増加し、51億2,100万米ドルであった。これは主に、当四半期を通じたクレディ・スイスAGの営業費用の連結、為替差損及び報酬の対象となる収益の増加に伴うファイナンス・アドバイザー報酬の増加によるものであった。

投資資産：2025年第2四半期と2025年第1四半期の比較

投資資産は、2,940億米ドル（7%）増加し、4兆5,120億米ドルであった。これは主に、プラスの市場実績1,780億米ドル、為替差益970億米ドル及び新規純資産流入額によるものであった。

貸出金：2025年第2四半期と2025年第1四半期の比較

貸出金は、182億米ドル増加し、3,199億米ドルであった。これは主に、為替差益及びプラスの新規純貸出金に牽引されていた。

顧客預金：2025年第2四半期と2025年第1四半期の比較

顧客預金は、242億米ドル増加し、4,890億米ドルであった。これは主に、為替差益及び新規純預金流入額に牽引されていた。

業績：2025年上半期と2024年上半期の比較

税引前利益は、6億1,300万米ドル（37%）増加し、22億6,800万米ドルであった。これは主に、UBS AGとクレディ・スイスAGの合併によるプラスの影響及び収益合計の増加に牽引されていたが、営業費用の増加により一部相殺された。

収益合計は、主に当上半期を通じたクレディ・スイスAGの収益の連結により、23億5,300万米ドル（23%）増加し、124億6,300万米ドルであった。残りの増加分は主に、経常受取報酬純額及び取引ベース収益の増加を反映したものであった。

受取利息純額は、6億5,500万米ドル（26%）増加し、31億7,600万米ドルであった。これは主に、当上半期を通じたクレディ・スイスAGの受取利息純額の連結によるものであったが、残りの変動は、為替差益及びよりマージンの大きい商品への預金の流入に主に牽引されていた。

経常受取報酬純額は、10億4,000万米ドル（19%）増加し、66億2,600万米ドルであった。これは主に、プラスの市場実績及び純新規報酬発生資産の流入並びに当上半期を通じたクレディ・スイスAGの経常受取報酬純額の連結に牽引されていた。

取引ベース収益は、7億300万米ドル（36%）増加し、26億4,800万米ドルであった。これは主に、当上半期を通じたクレディ・スイスAGの取引ベース収益の連結及び全ての地域にわたる顧客活動水準の上昇によるものであった。

その他の収益は、4,400万米ドル減少し、1,400万米ドルであった。これは、主に出向に関連する、UBSグループの他の子会社に請求する共有サービス費用の減少を主因としており、また、関連会社への投資に関連する500万米ドルの純損失が含まれていた。

2024年上半期には700万米ドルの正味信用損失費用を計上したのに対し、600万米ドルの正味信用損失費用を計上した。

営業費用は、17億4,200万米ドル（21%）増加し、101億9,000万米ドルであった。これは主に、当上半期を通じたクレディ・スイスAGの営業費用の連結、為替差損及び報酬の対象となる収益の増加に伴うファイナンス・アドバイザー報酬の増加によるものであった。

パーソナル&コーポレート・バンキング

業績：2025年第2四半期と2024年第2四半期の比較

税引前利益は、営業費用の増加が収益合計の増加及び正味信用損失費用の減少を上回ったことにより、3,000万スイス・フラン（7%）減少し、3億8,300万スイス・フランであった。

収益合計

収益合計は、2億8,100万スイス・フラン（20%）増加し、16億9,800万スイス・フランであった。これは主に、当四半期を通じたクレディ・スイスAGの収益の連結によるものであった。

受取利息純額は、1億4,800万スイス・フラン増加し、9億2,900万スイス・フランであった。これは主に、当四半期を通じたクレディ・スイスAGの受取利息純額の連結を反映したものであった。

経常受取報酬純額は、4,200万スイス・フラン増加し、3億1,300万スイス・フランであった。これは主に、当四半期を通じたクレディ・スイスAGの経常受取報酬純額の連結によるものであった。

取引ベース収益は、1億3,100万スイス・フラン増加し、4億8,400万スイス・フランであった。これは主に、当四半期を通じたクレディ・スイスAGの取引ベース収益の連結によるものであった。

その他の収益は、前年同期の1,100万スイス・フランに対し、マイナス2,800万スイス・フランであり、これには、関連会社への投資に関連する1,800万スイス・フランの損失が含まれていた。

信用損失費用／戻入

正味信用損失費用は9,100万スイス・フランであり、クレディ・スイスAGの連結による影響及び信用減損ポジションについての正味信用損失費用が含まれていた。2024年第2四半期には9,800万スイス・フランの正味信用損失費用を計上していた。

営業費用

営業費用は、3億1,900万スイス・フラン（35%）増加し、12億2,400万スイス・フランであった。これは主に、当四半期を通じたクレディ・スイスAGの営業費用の連結によるものであり、また、統合関連費用の増加を含んでいた。

業績：2025年上半期と2024年上半期の比較

税引前利益は、1億4,500万スイス・フラン（16%）減少し、7億6,100万スイス・フランであった。これは、営業費用と正味信用損失費用の増加が、収益合計の増加を上回ったことによるものであった。

収益合計は、8億6,800万スイス・フラン（33%）増加し、35億200万スイス・フランであった。これは主に、当上半期を通じたクレディ・スイスAGの収益の連結によるものであった。

受取利息純額は、4億1,900万スイス・フラン増加し、18億8,200万スイス・フランであった。これは主に、当上半期を通じたクレディ・スイスAGの受取利息純額の連結を反映していた。

経常受取報酬純額は、1億4,900万スイス・フラン増加し、6億4,200万スイス・フランであった。これは、当上半期を通じたクレディ・スイスAGの経常受取報酬純額の連結に加え、新規純資金流入額及びプラスの市場実績を主に反映した投資運用商品水準の上昇による収益の増加を主因としていた。

取引ベース収益は、2億8,500万スイス・フラン増加し、9億3,800万スイス・フランであった。これは主に、当上半期を通じたクレディ・スイスAGの取引ベース収益の連結によるものであった。

その他の収益は、前年同期に2,500万スイス・フランであったのに対し、4,000万スイス・フランであり、スイスカード取引に関連した5,800万スイス・フランの利益及び関連会社への投資に関連する800万スイス・フランの純損失が含まれていた。

正味信用損失費用は1億4,300万スイス・フランであった。これは主に、旧クレディ・スイスの法人向け貸出金残高の信用減損ポジションに関する正味信用損失費用を主因とした、クレディ・スイスAGの連結から生じた影響を反映していた。2024年上半期には1億800万スイス・フランの正味信用損失費用を計上していた。

営業費用は、9億7,700万スイス・フラン（60%）増加し、25億9,700万スイス・フランであった。これは主に、当上半期を通じたクレディ・スイスAGの営業費用の連結によるものであり、また、スイスカード取引に関連した1億6,400万スイス・フランの費用及び統合関連費用の増加の両方が含まれていた。

アセット・マネジメント

業績：2025年第2四半期と2024年第2四半期の比較

税引前利益は、2,800万米ドル（23%）増加し、1億4,900万米ドルであった。これは主に、当四半期を通じたクレディ・スイスAGの連結からの影響を反映したものであった。

収益合計

収益合計は、1億3,700万米ドル（22%）増加し、7億7,100万米ドルであった。これは主に、当四半期を通じたクレディ・スイスAGの収益の連結を反映しているが、処分による2,800万米ドルの純利得が2024年第2四半期に含まれていたことにより一部相殺された。

運用手数料純額は、1億5,100万米ドル（26%）増加し、7億3,300万米ドルであった。これは主に、当四半期を通じたクレディ・スイスAGの運用手数料純額の連結による影響を反映していた。

実績報酬は、1,600万米ドル（67%）増加し、3,900万米ドルであった。これは主に、ヘッジ・ファンド業務における増加によるものであった。

営業費用

営業費用は、1億900万米ドル（21%）増加し、6億2,200万米ドルであった。これは主に、当四半期を通じたクレディ・スイスAGの営業費用の連結によるものであったが、人件費以外の費用及び人件費の減少により一部相殺された。

投資資産：2025年第2四半期と2025年第1四半期の比較

投資資産は、1,560億米ドル（9%）増加し、1兆9,520億米ドルであった。これは、為替差益960億米ドル及びプラスの市場実績620億米ドルを反映していたが、マイナスの新規純資金20億米ドルにより一部相殺された。

業績：2025年上半年期と2024年上半年期の比較

税引前利益は、1億1,400万米ドル（67%）増加し、2億8,600万米ドルであった。これは主に、当上半期を通じたクレディ・スイスAGの連結による影響を反映していた。

収益合計は、3億6,900万米ドル（32%）増加し、15億1,200万米ドルであった。これは主に、当上半期を通じたクレディ・スイスAGの収益の連結を反映していたが、2024年上半年期に処分による2,800万米ドルの純利得が含まれていたことにより一部相殺された。

運用手数料純額は、3億7,600万米ドル（35%）増加し、14億4,500万米ドルであった。これは主に、当上半期を通じたクレディ・スイスAGの運用手数料純額の連結を反映していた。

実績報酬は、2,400万米ドル（51%）増加し、6,900万米ドルであった。これは主に、ヘッジ・ファンド業務における増加及び当上半期を通じたクレディ・スイスAGの実績報酬の連結によるものであった。

営業費用は、2億5,300万米ドル（26%）増加し、12億2,500万米ドルであった。これは主に、当上半期を通じたクレディ・スイスAGの営業費用の連結によるものであったが、人件費以外の費用及び人件費の減少により一部相殺された。

インベストメント・バンク

業績：2025年第2四半期と2024年第2四半期の比較

税引前利益は、1億5,300万米ドル（65%）増加し、3億9,000万米ドルであった。これは主に、収益合計の増加によるものであったが、営業費用の増加により一部相殺された。

収益合計

収益合計は、3億8,000万米ドル（16%）増加し、28億1,600万米ドルであった。これは、グローバル・マーケットの収益の増加によるものであったが、グローバル・バンキングの収益の減少により一部相殺された。

グローバル・バンキング

グローバル・バンキングの収益は、キャピタル・マーケット及びアドバイザリーの収益の減少を反映して、9,800万米ドル（16％）減少し、5億2,700万米ドルであった。

アドバイザリーの収益は、3,400万米ドル（15％）減少し、1億9,200万米ドルであった。これは主に、プライベート・ファンドの活動水準の低下及びM&A取引からの収益の減少に起因していた。

キャピタル・マーケットの収益は、6,400万米ドル（16％）減少し、3億3,500万米ドルであった。これは主に、スポンサー活動の大幅な減少及びポジションの価値の低下に起因して、レバレッジド・キャピタル・マーケットの収益が減少したことによるものであった。

グローバル・マーケット

グローバル・マーケットの収益は、4億7,800万米ドル（26％）増加し、22億8,900万米ドルであった。これは、デリバティブ&ソリューション、ファイナンス及びエグゼキューション・サービスにおける収益の増加に牽引されていた。

エグゼキューション・サービスの収益は、キャッシュ・エクイティの収益が取引高の増加に伴い全地域にわたり増加したことにより、9,600万米ドル（24％）増加し、5億100万米ドルであった。

デリバティブ&ソリューションの収益は、ボラティリティの高まりと顧客活動水準の上昇を主因として、外国為替、エクイティ・デリバティブ及び金利業務の収益が増加したことにより、2億3,900万米ドル（27％）増加し、11億1,900万米ドルであった。

ファイナンスの収益は、顧客残高の増加に支えられ、プライム・ブローカレッジを筆頭に全商品で増加したことにより、1億4,400万米ドル（27％）増加し、6億7,000万米ドルであった。

株式業務

グローバル・マーケットの株式業務の収益は、2億8,600万米ドル（21％）増加し、16億2,300万米ドルであった。これは主に、キャッシュ・エクイティ、プライム・ブローカレッジ及びエクイティ・デリバティブの収益の増加に牽引されていた。

外国為替、金利及びクレジット業務

グローバル・マーケットの外国為替、金利及びクレジット業務の収益は、1億9,200万米ドル（41％）増加し、6億6,600万米ドルであった。これは主に、外国為替業務の収益の増加に牽引されていた。

信用損失費用／戻入

2024年第2四半期に100万米ドルの正味信用損失戻入を計上したのに対し、4,100万米ドルの正味信用損失費用を計上した。

営業費用

営業費用は、1億8,500万米ドル（8％）増加し、23億8,500万米ドルであった。これは主に、人件費の増加及び為替差損に牽引されたものであった。

業績：2025年上半期と2024年上半期の比較

税引前利益は、4億2,900万米ドル（84％）増加し、9億3,800万米ドルであった。これは主に、収益合計の増加によるものであったが、営業費用の増加により一部相殺された。

収益合計は、10億4,500万米ドル（22％）増加し、58億6,900万米ドルであった。これは、グローバル・マーケットの収益の増加によるものであったが、グローバル・バンキングの収益の減少により一部相殺された。

グローバル・バンキングの収益は、4,200万米ドル（4％）減少し、10億9,700万米ドルであった。これは、キャピタル・マーケットの収益の減少を反映していたが、アドバイザリーの収益の増加により一部相殺された。

アドバイザリーの収益は、2,300万米ドル（6％）増加し、4億1,400万米ドルであった。このほとんどは、M&A取引からの収益の増加によるものであったが、プライベート・ファンドの活動水準の減少により一部相殺された。

キャピタル・マーケットの収益は、6,400万米ドル（9%）減少し、6億8,400万米ドルであった。これは、スポンサー活動の大幅な減少及びポジションの価値の低下に起因した、レバレッジド・キャピタル・マーケットの収益の減少を主因としていた。

グローバル・マーケットの収益は、10億8,700万米ドル（30%）増加し、47億7,100万米ドルであった。これは主に、デリバティブ&ソリューション、ファイナンス及びエグゼキューション・サービスにおける収益の増加に牽引されていた。

エグゼキューション・サービスの収益は、2億1,500万米ドル（27%）増加し、10億1,700万米ドルであった。これは、キャッシュ・エクイティの収益が取引高の増加に伴い全地域にわたり増加したことに主に牽引されていた。

デリバティブ&ソリューションの収益は、ボラティリティの高まりと顧客活動水準の上昇により、エクイティ・デリバティブ及び外国為替業務の収益が増加したことにより、6億700万米ドル（33%）増加し、24億2,000万米ドルであった。

ファイナンスの収益は、顧客残高の増加に支えられ、プライム・ブローカレッジを筆頭に全商品で増加し、2億6,500万米ドル（25%）増加し、13億3,400万米ドルであった。

株式業務

グローバル・マーケットの株式業務の収益は、7億4,100万米ドル（27%）増加し、34億3,800万米ドルであった。これは、エクイティ・デリバティブ、キャッシュ・エクイティ及びプライム・ブローカレッジの収益の増加に主に牽引されていた。

外国為替、金利及びクレジット業務

グローバル・マーケットの外国為替、金利及びクレジット業務の収益は、3億4,500万米ドル（35%）増加し、13億3,300万米ドルであった。これは主に、外国為替業務の収益の増加に牽引されていた。

2024年上半期には3,100万米ドルの正味信用損失費用を計上したのに対し、9,000万米ドルの正味信用損失費用を計上した。

営業費用は、人件費の増加を主因として、5億5,600万米ドル（13%）増加し、48億4,000万米ドルであった。

非中核及びレガシー

業績：2025年第2四半期と2024年第2四半期の比較

前年同期には13億6,500万米ドルの税引前損失を計上したのに対し、8億8,000万米ドルの税引前損失を計上した。

収益合計

収益合計は、前年同期に1億6,500万米ドルであったのに対し、マイナス1億4,000万米ドルであった。これは主に、ポジション売却による純利得の減少並びに証券化商品及びクレジット商品からの受取利息純額の減少を反映しており、さらに、当四半期を通じたクレディ・スイスAGの収益の連結にも起因していた。

信用損失費用／戻入

前年同期には2,300万米ドルの正味信用損失戻入を計上したのに対し、100万米ドルの正味信用損失戻入を計上した。

営業費用

営業費用は、8億1,200万米ドル（52%）減少し、7億4,000万米ドルであった。これは、UBSが2024年第2四半期に、クレディ・スイスのサプライチェーン・ファイナンス・ファンド（SCFF）による各ファンドの発行済ユニットの全てについての償還の申出に資金提供することに合意したことを主に反映して、当該四半期に11億1,800万米ドルの訴訟費用が含まれていたことを主因としていた。この減少は、2025年第2四半期を通じたクレディ・スイスAGの費用の連結に伴う営業費用の増加によって一部相殺された。さらに、2025年第2四半期の営業費用には、訴訟、規制上及び類似の問題に対する引当金に関連した1億3,900万米ドルが含まれていた。

業績：2025年上半期と2024年上半期の比較

前年同期には14億8,300万米ドルの税引前損失を計上したのに対し、15億1,900万米ドルの税引前損失を計上した。

収益合計は、前年同期の1億8,600万米ドルに対し、マイナス2,100万米ドルであった。これは主に、ポジション売却による純利得の減少並びに証券化商品及びクレジット商品からの受取利息純額の減少を反映していたが、当上半期を通じたクレディ・スイスAGの収益の連結から生じた影響により一部相殺された。2025年上半期の収益合計には、クレディ・スイスの米国モーゲージ・サービシング事業であるセレクト・ポートフォリオ・サービシングの売却による1,100万米ドルの損失が含まれていた。

前年同期には2,300万米ドルの正味信用損失戻入を計上したのに対し、900万米ドルの正味信用損失費用を計上した。

営業費用は、2億300万米ドル（12%）減少し、14億8,800万米ドルであった。これは、UBSが2024年第2四半期に、SCFFによる各ファンドの発行済ユニットの全てについての償還の申出に資金提供することに合意したことを主に反映して、2024年上半期に11億1,800万米ドルの訴訟費用が含まれていたことを主因としていた。この減少は、2025年上半期を通じたクレディ・スイスAGの費用の連結に伴う営業費用の増加によって一部相殺された。さらに、2025年上半期の営業費用には、訴訟、規制上及び類似の問題に対する引当金に関連した2億3,000万米ドルが含まれていた。

グループ・アイテム

業績：2025年第2四半期と2024年第2四半期の比較

営業費用及び繰延税金資産（DTA）資金調達費用を主に反映して、3億1,800万米ドルの税引前損失が計上された。税引前損失が前年四半期比で4,700万米ドル（13%）減少したのは、主に、当四半期にはヘッジ会計の非有効性を含むグループヘッジ及び自己債務からの時価評価益が計上されたためである（2024年第2四半期には時価評価損が計上された。）。2025年第2四半期の当該利益には、ポートフォリオ・レベルの経済的ヘッジの相殺による影響及び自己の信用に関する時価評価の影響が含まれていた。2025年第2四半期には、売却目的保有不動産の売却による損失も含まれていた。

業績：2025年上半期と2024年上半期の比較

営業費用、DTA資金調達費用、並びにヘッジ会計の非有効性を含むグループヘッジ及び自己債務の時価評価損を主に反映して、6億6,300万米ドルの税引前損失が計上された。税引前損失が前年上半期比で2,100万米ドル（3%）減少したのは、ヘッジ会計の非有効性を含むグループヘッジ及び自己債務の時価評価損が減少したことが主因であった。2025年上半期の損失は、自己の信用及びポートフォリオ・レベルの経済的ヘッジの時価評価の影響によるものであった。さらに、2025年上半期には、訴訟、規制上及び類似の問題に対する引当金の増加、UBSグループAGの他の子会社が請求する共有サービス費用の増加並びに売却目的保有不動産の売却による損失が含まれていた。

資本管理

本項における開示情報は、UBS AGの連結ベースについて記載しており、スイスのシステム上関連ある銀行（SRB）に適用あるバーゼルIIIの枠組みに基づく情報に焦点を当てている。当該情報は、ubs.com/investors上の「Annual reporting」から入手可能なUBS AGの2024年度年次報告書（英文）の「Capital, liquidity and funding, and balance sheet」の項に含まれている「Capital management」と合わせて読まれるべきであり、当該項目では、関連する資本管理の目的、計画及び活動並びにスイスSRB総損失吸収力の枠組みについてUBS AG連結ベースで詳述している。

スイスでは、最終バーゼルIII基準をスイス法に組み込む適正資本に関する規則（CA0）の改正が2025年1月1日に発効した。これには、改訂されたCA0の実施規定を含む5つの新たな政令が含まれる。

UBS AGは、資本のかかなりの部分をその子会社に拠出しており、当該子会社に相当額の流動性を提供している。これらの子会社の多くは、最低資本、流動性及び類似の要件の遵守を要求する現地の規制の対象となっている。

スイスSRBに基づくゴーイングコンサーン及びゴーンコンサーン・ベースの規制及び情報

2025年6月30日現在	RWA		LRD	
単位：百万米ドル、別掲されている場合を除く	%		%	
必要とされるゴーイングコンサーン・ベースの自己資本				
ゴーイングコンサーン・ベースの総自己資本	14.98 ¹	74,648	5.01 ¹	83,198
普通株式等Tier 1自己資本	10.63 ²	52,954	3.51 ³	58,296
内、最低自己資本	4.50	22,425	1.50	24,901
内、バッファ自己資本	5.50	27,408	2.00	33,202
内、カウンターシクリカルなバッファ	0.46	2,308		
最大その他Tier 1自己資本	4.35 ²	21,695	1.50	24,901
内、その他Tier 1自己資本	3.50	17,441	1.50	24,901
内、その他Tier 1バッファ自己資本	0.80	3,987		
ゴーイングコンサーン・ベースの適格自己資本				
ゴーイングコンサーン・ベースの総自己資本	17.76	88,485	5.33	88,485
普通株式等Tier 1自己資本	14.01	69,829	4.21	69,829
総損失吸収その他Tier 1自己資本	3.74	18,656	1.12	18,656
内、高トリガーの損失吸収その他Tier 1自己資本	3.74	18,656	1.12	18,656
必要とされるゴーンコンサーン・ベースの自己資本				
ゴーンコンサーン・ベースの総損失吸収力 ^{4、5、6}	10.73	53,446	3.75	62,254
内、市場シェア及びLRDに関するアドオンを含む基盤要件	10.73 ⁷	53,446	3.75 ⁷	62,254
ゴーンコンサーン・ベースの適格自己資本				
ゴーンコンサーン・ベースの総損失吸収力	18.76	93,502	5.63	93,502
Tier 2総自己資本	0.04	196	0.01	196
内、非バーゼルIII適格Tier 2自己資本	0.04	196	0.01	196
TLAC適格無担保債務	18.72	93,306	5.62	93,306
総損失吸収力				
所要総損失吸収力	25.70	128,094	8.76	145,452
適格総損失吸収力	36.52	181,987	10.96	181,987
リスク加重資産／レバレッジ比率分母				
リスク加重資産		498,327		
レバレッジ比率分母				1,660,097

¹ 適用あるアドオンが、リスク加重資産（RWA）について1.66%及びレバレッジ比率分母（LRD）について0.51%含まれており、そのうち、RWAについての4ベース・ポイント及びLRDについての1ベース・ポイントは、クレディ・スイスのサプライチェーン・ファイナンス・ファンド問題に関する第2の柱の自己資本追加額1億9,300万米ドルを反映している。RWAに18ベース・ポイントが追加されているのは、2025年1月1日より、ヘッジ・ファンド、プライベート・エクイティ、ファミリー・オフィスに対する残存エクスポージャー（担保軽減後）に対する第2の柱の自己資本追加額が反映されているためである。² 2025年1月1日より、ヘッジ・ファンド、プライベート・エクイティ、ファミリー・オフィスに対する残存エクスポージャー（担保軽減後）に対する第2の柱の自己資本追加額が、CET1自己資本に対して0.12%、AT1自己資本に対して0.05%含まれる。AT1資本については、第1の柱の要件に基づき、ゴーイングコンサーン・ベースの要件を満たすのにAT1自己資本を最大4.3%まで使用することができる。4.35%には、前述した第2の柱の自己資本追加額が含まれている。³ UBS AGのCET1レバレッジ比率要件である3.51%は、基盤要件1.5%、基本バッファ自己資本要件1.5%、LRDアドオン要件0.25%、

UBS AGのスイスのクレジット事業に基づく市場シェアのアドオン要件0.25%、及びクレディ・スイスのサプライチェーン・ファイナンス・ファンド問題に関する0.01%の第2の柱の自己資本追加額から成る。⁴ 最大25%のゴーンコンサーン・ベースの規制を、満期までの残存期間が1年から2年の証券に適用可能である。満期までの残存期間が2年超の証券に対して少なくとも75%のゴーンコンサーン・ベースの最低要件が一度充足された後は、満期までの残存期間が1年から2年の証券全てが引き続き、ゴーンコンサーン・ベースの総自己資本に含めることについて適格とされる。⁵ 2023年1月1日より、システム上重要な銀行（SIB）に対するゴーンコンサーン・ベースの自己資本要件に関する破綻処理可能性に関するディスカウントは、ゴーイングコンサーン・ベースの総要件（カウンターシクリカル・バッファの要件及び第2の柱の追加額を除く。）の75%に相当する、軽減されたゴーンコンサーン・ベースの基本自己資本要件に置き換えられている。⁶ FINMAは、2024年7月以降、将来の破綻処理可能性評価において特定されるSIBの破綻処理可能性上の障害に基づき、ゴーイングコンサーン・ベースの総自己資本要件（カウンターシクリカル・バッファ要件及び第2の柱の追加額を除く。）の25%を上限とする課徴金を課す権限を有している。⁷ 適用あるアドオンが、RWAについて1.08%及びLRDについて0.38%含まれている。

UBS AGの連結ベースは、スイスのCA0のゴーイングコンサーン及びゴーンコンサーン・ベースの要件に服しており、これにはスイスのSRBに適用される追加要件が含まれている。上記の表は、2025年6月30日現在のリスク加重資産（RWA）及びレバレッジ比率分母（LRD）に基づく規制及び情報を示している。

UBS AG及びUBSスイスAGは、個別ベースでゴーイングコンサーン及びゴーンコンサーン・ベースの要件に服している。

2025年1月1日より、ヘッジ・ファンド、プライベート・エクイティ及びファミリー・オフィスに対する無担保エクスポージャーに関する第2の柱の自己資本追加額が導入された。この結果、2025年6月30日現在のRWAに基づくゴーイングコンサーン・ベースの自己資本要件が18ベシス・ポイント引き上げられた。

2025年6月30日現在の個別ベースのUBS AGの完全適用普通株式等Tier1（CET1）自己資本比率は13.2%であった。UBS AG個別の追加の自己資本情報は、ubs.com/investors上の「Pillar 3 disclosures」から入手可能な2025年6月30日の第3の柱に関する報告（英文）に記載されている。

総損失吸収力

以下の表は、ubs.com/investorsの「Annual reporting」で入手可能なUBS AGの2024年度年次報告書の「Capital, liquidity and funding, and balance sheet」の項に含まれている「Capital management」に記載されているスイスSRBの枠組み及び規制に基づき、スイスSRBに基づくゴーイングコンサーン及びゴーンコンサーン・ベースの情報を提供するものである。UBS AGの2024年度年次報告書公表後のスイスのSRBの枠組み及び規制に関する変更については、前述している。

スイスSRBに基づくゴーイングコンサーン及びゴーンコンサーン・ベースの情報

単位：百万米ドル、 別載されている場合を除く	2025年 6月30日現在	2025年 3月31日現在	2024年 12月31日現在
ゴーイングコンサーン・ベースの適格自己資本			
ゴーイングコンサーン・ベースの総自己資本	88,485	89,081	89,623
Tier 1総自己資本	88,485	89,081	89,623
普通株式等Tier 1自己資本	69,829	70,756	73,792
損失吸収その他Tier 1総自己資本	18,656	18,325	15,830
内、高トリガーの損失吸収その他Tier 1自己資本	18,656	18,325	14,585
内、低トリガーの損失吸収その他Tier 1自己資本			1,245
ゴーンコンサーン・ベースの適格自己資本			
ゴーンコンサーン・ベースの総損失吸収力	93,502	93,705	92,177
Tier 2総自己資本	196	205	207
内、非バーゼルIII適格Tier 2自己資本	196	205	207
TLAC適格無担保債務	93,306	93,499	91,970
総損失吸収力			

総損失吸収力	181,987	182,786	181,800
--------	---------	---------	---------

リスク加重資産／レバレッジ比率分母

リスク加重資産	498,327	481,539	495,110
レバレッジ比率分母	1,660,097	1,565,845	1,523,277

自己資本及び損失吸収力比率（％）

ゴーイングコンサーン・ベースの自己資本比率	17.8	18.5	18.1
内、普通株式等Tier 1自己資本比率	14.0	14.7	14.9
ゴーンコンサーン・ベースの損失吸収力比率	18.8	19.5	18.6
総損失吸収力比率	36.5	38.0	36.7

レバレッジ比率（％）

ゴーイングコンサーン・ベースのレバレッジ比率	5.3	5.7	5.9
内、普通株式等Tier 1レバレッジ比率	4.2	4.5	4.8
ゴーンコンサーン・ベースのレバレッジ比率	5.6	6.0	6.1
総損失吸収力レバレッジ比率	11.0	11.7	11.9

UBS AG対UBSグループAG連結損失吸収力及びレバレッジ情報

スイスSRBに基づくゴーイングコンサーン及びゴーンコンサーン・ベースの情報（UBS AG連結対UBSグループAG連結）

2025年6月30日現在

単位：百万米ドル、
別載されている場合を除く

	UBS AG（連結）	UBSグループAG（連結）	差異
ゴーイングコンサーン・ベースの適格自己資本			
ゴーイングコンサーン・ベースの総自己資本	88,485	91,721	(3,236)
Tier 1総自己資本	88,485	91,721	(3,236)
普通株式等Tier 1自己資本	69,829	72,709	(2,880)
損失吸収その他Tier 1総自己資本	18,656	19,012	(356)
内、高トリガーの損失吸収その他Tier 1自己資本	18,656	19,012	(356)
ゴーンコンサーン・ベースの適格自己資本			
ゴーンコンサーン・ベースの総損失吸収力	93,502	99,450	(5,948)
Tier 2総自己資本	196	196	0
内、非バーゼルIII適格Tier 2自己資本	196	196	0
TLAC適格非劣後無担保債務	93,306	99,254	(5,948)
総損失吸収力			
総損失吸収力	181,987	191,171	(9,184)
リスク加重資産／レバレッジ比率分母			
リスク加重資産	498,327	504,500	(6,172)
レバレッジ比率分母	1,660,097	1,658,089	2,008
自己資本及び損失吸収力比率（％）			
ゴーイングコンサーン・ベースの自己資本比率	17.8	18.2	(0.4)

内、普通株式等Tier 1自己資本比率	14.0	14.4	(0.4)
ゴーンコンサーン・ベースの損失吸収力比率	18.8	19.7	(0.9)
総損失吸収力比率	36.5	37.9	(1.4)

レバレッジ比率 (%)			
ゴーイングコンサーン・ベースのレバレッジ比率	5.3	5.5	(0.2)
内、普通株式等Tier 1レバレッジ比率	4.2	4.4	(0.2)
ゴーンコンサーン・ベースのレバレッジ比率	5.6	6.0	(0.4)
総損失吸収力レバレッジ比率	11.0	11.5	(0.6)

スイスSRBに基づく普通株式等Tier 1自己資本に対するIFRS会計基準に基づく資本の調整（UBS AG連結対UBSグループAG連結）

2025年6月30日現在

単位：百万米ドル	UBS AG (連結)	UBSグループAG (連結)	差異
IFRS会計基準に基づく資本合計	94,854	89,699	5,155
非支配株主持分に帰属する持分	(576)	(422)	(154)
確定給付制度、税引後	(1,042)	(1,054)	12
税務上の繰越欠損金として認識された繰延税金資産	(2,527)	(2,527)	0
未使用の税額控除に関する繰延税金資産	(871)	(871)	
一時差異に関する繰延税金資産、基準値超過分	(547)	(1,070)	523
のれん、税引後	(6,284)	(5,779)	(505)
無形資産、税引後	(107)	(742)	635
報酬関連構成要素（純利益に認識されない分）		(2,752)	2,752
引当金を除く先進的内部格付ポートフォリオに係る予想損失	(594)	(592)	(2)
キャッシュ・フロー・ヘッジからの未実現（利益）／損失、税引後	1,527	1,527	
貸借対照表日に存在する公正価値で測定される金融負債の（利益）／損失に係る 自己の信用、税引後	1,094	1,036	59
貸借対照表日に存在するデリバティブ金融商品の（利益）／損失に係る自己の信用	(79)	(79)	0
ブルーデンス評価調整	(176)	(176)	
2024年株主に対する配当の見越計上	(6,500) ¹		(6,500)
予想される将来の株式買戻しのための資本準備金		(2,006)	2,006
その他 ²	(8,343)	(1,483)	(6,860)
普通株式等Tier 1自己資本合計	69,829	72,709	(2,880)

¹ 2025年4月の2025年年次株主総会で承認された特別配当準備金65億米ドルの充当を反映している。特別配当の支払については、スイスの資本管理体制の見直しの結果提案される要件を考慮し、2025年下半年の臨時株主総会で決定される予定である。² 当年度の未払配当額及びその他の項目を含む。

2025年6月30日現在のUBS AG連結のゴーイングコンサーン・ベースの自己資本は、UBSグループAG連結のゴーイングコンサーン・ベースの自己資本を32億米ドル下回った。これは、CET1自己資本が29億米ドル下回ったこと及びゴーイングコンサーン・ベースの損失吸収その他Tier 1（AT1）自己資本が4億米ドル下回ったことによる。

前述したCET1自己資本の差異は、主にUBS AGとUBSグループAGとの間の未払配当額の差異129億米ドルによるものであるが、これはUBSグループAGの連結資本が52億米ドル下回ったこと、UBSグループAGレベルでの報酬関連の規制資本の見越計上額28億米ドル、予想される将来の株式買戻しのための資本準備金20億米ドル、及び一時差異に関する適格繰延税金資産による影響5億米ドルによって、ほぼ相殺された。

2025年6月30日現在、UBS AG連結のゴーイングコンサーン・ベースの損失吸収AT1自己資本は、UBSグループAG連結のゴーイングコンサーン・ベースの損失吸収AT1自己資本を4億米ドル下回った。これは、2020年から2024年の業績年度について適格従業員に当グループレベルで付与された繰延条件付資本制度報奨を主に反映している。

従業員報酬制度に関連したUBS AG連結とUBSグループAG連結の自己資本の差異は、UBS AG及びその子会社の従業員が対象となるサービスを遂行し、当該サービスが結果的にUBS AG及びその子会社の勘定に計上される限度において、逆になる。かかる逆転は、通常、従業員報酬制度のサービス期間に亘り発生する。

UBS AG連結のRWAは、UBSグループAG連結のRWAを62億米ドル下回った。これは主に、UBS AGの連結範囲外に保有する非カウンターパーティ関連資産を反映していたが、UBS AGがUBS AGの連結範囲外の当グループ事業体に対して保有する企業間信用リスク・エクスポージャーにより一部相殺された。

UBS AG連結のLRD は、UBSグループAG連結のLRDを20億米ドル上回った。これは主に、グループレベルでは適用されるがUBS AGレベルでは適用されない取得原価配分（PPA）の調整、及びUBS AGの当グループ事業体に対する企業間エクスポージャーを反映していたが、UBS AGの連結範囲外に保有する固定資産によって一部相殺された。

UBS AG連結のLRDはUBSグループAG連結のLRDを上回っており、UBS AGのRWAはUBSグループAG連結のRWAを下回っている。この差異は、グループレベルでは適用されるがUBS AGレベルでは適用されない、リスクウェイトの低い特定のPPA調整を主因としていた。

UBS AGのセグメント報告に関する情報については、本書「第6 経理の状況 1 中間財務書類」記載のUBS AG期中連結財務書類に対する注記の注記3を参照のこと。

4【経営上の重要な契約等】

クレディ・スイス・インターナショナル

2025年7月18日に、イングランド・ウェールズ高等法院は、2000年金融サービス市場法第七編に基づいて、クレディ・スイス・インターナショナルの残存事業及び関連商品をUBS AGロンドン支店及びUBSヨーロッパSEに移転することを承認した。関連する資産及び負債の移転が、今後の6ヶ月間に行われる見込みである。

オコナー事業の売却

2025年5月、UBSアセット・マネジメント（アメリカズ）LLCは、保有するオコナーのシングルマネージャー型ヘッジファンド、プライベートクレジット及びコモディティのプラットフォームをカンター・フィッツジェラルドに売却する契約を締結した。当該売却には、運用資産約110億米ドルのオコナーの6つの投資戦略が含まれ、契約の一環としてUBSとカンター・フィッツジェラルドは長期的な商業的取り決めを確立する。本取引は規制当局の承認及びその他の慣例的なクロージング条件を満たすことを前提に、2025年第4四半期から段階的に完了する予定である。UBS AGは取引完了に伴い重要な損益を計上することはないと考えている。

UBSセキュリティーズ・チャイナに対する持分比率の引き上げ

UBS AGは、2025年第2四半期に、UBSセキュリティーズ・チャイナに対する持分を67%から100%に引き上げた。本取引の完了は損益に影響を与えず、UBS AGのCET1自己資本にも重大な影響はなかった。

5【研究開発活動】

該当事項なし

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

2025年6月30日提出の当行の有価証券報告書の「第一部 企業情報 第4 設備の状況 2 主要な設備の状況」に記載されている内容につき、当該半期中に本半期報告書に報告すべき重要な異動はなかった。

2【設備の新設、除却等の計画】

該当事項なし

第5【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

UBS AGの株式は、記名株式（1株当たりの額面0.10米ドル）の1種類である。

(1)【株式の総数等】（2025年6月30日現在）

①【株式の総数】

授 権 株 数 (株)	発 行 済 株 式 総 数 (株)	未 発 行 株 式 数 (株) (注2)
記 名 式 4,238,408,466	記 名 式 3,858,408,466	記 名 式 1,080,000,000

(注1) 上記記名株式は額面金額0.10米ドルである。

(注2) 2024年4月23日付の定款に基づき、株式資本は、当行又は当行のグループ会社のうち1社が国内外の資本市場で発行する社債又は同種の金融商品に関連して付与された転換権及び／又はワラントの任意行使又は強制行使により、1株当たり額面金額0.10米ドルの全額払込済記名株式を最高380,000,000株発行することにより、38,000,000米ドルまで増加させることができ、かつ、UBS AGが発行する偶発転換の特徴を有する金融市場商品に基づく1以上のトリガー事由の発生に伴い生じる債権の強制転換により、1株当たり額面金額0.10米ドルの全額払込済記名株式を最高700,000,000株発行することにより、70,000,000米ドルまで増加させることができる。

資本の額（2025年6月30日現在／財務諸表に基づく）

	額 面 価 額 米ドル	株 式 数	資 本 金 米ドル	(百 万 円)
発行済払込済株式資本	0.10	3,858,408,466	385,840,846.60	(56,827)

②【発行済株式】

記名・無記名の別及び 額面・無額面の別	種 類	発行数(株)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
記名式額面株式 (額面金額0.10米ドル)	普通株式	3,858,408,466	該当なし	(注)

(注) 株式1株につき1議決権を有する。

(2) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし

(3) 【発行済株式総数及び資本金の状況】（2025年6月30日現在）

株 式 資 本

年 月 日	発行済株式総数 増減数(数)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額（単位： 米ドル(百万円)）	資本金残高（単位： 米ドル(百万円)）	摘 要
2024年12月31日	-	3,858,408,466	-	385,840,847 (56,827)	
2025年6月30日	0	3,858,408,466	0	385,840,847 (56,827)	

(4) 【大株主の状況】

大株主（2025年6月30日現在）

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式資本に 占める割合 (%)
UBSグループAG	スイス国 チューリッヒ市 CH-8001 バーンホフストラッセ45	3,858,408,466	100.00

2【役員の状況】（提出日現在）

2024年度有価証券報告書の提出日（2025年6月30日）後、本半期報告書の提出日までに役員に異動はなかった。

第6【経理の状況】

- (a) 本書記載の当行及び子会社の中間連結財務書類は、2025年8月5日に公表された「UBS AGの2025年度第2四半期財務報告書」と題された原文（英文）に含まれているIFRS会計基準に従って作成された2025年6月30日に終了した期間の原文（英文）の当行及び子会社の中間連結財務書類（以下「原文の中間連結財務書類」という。）の日本語訳（以下「邦文の中間連結財務書類」という。）である。当行及び子会社の中間連結財務書類には、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第328条第1項の規定が適用されている。
- なお、中間連結財務書類において採用される会計処理の原則及び手続のうち日本で一般に公正妥当と認められているものと相違するもので重要なものは、財務諸表等規則の規定に準拠して、第6の3「会計原則及び会計慣行の相違」の中の「連結財務書類：IFRS会計基準と日本における会計原則及び会計慣行の主な相違」に説明されている。
- (b) 邦文の中間連結財務書類には、財務諸表等規則の規定に従って、原文の中間連結財務書類中の米ドル表示の金額の主要なものについて円換算額が併記されている。日本円への換算には1米ドル=147.28円（2025年9月1日現在の三菱UFJ銀行における対顧客電信直物売買相場の仲値）の換算レートが使用されている。億円未満の端数は四捨五入されている。金額は、四捨五入のため合計欄の数値が表示金額の合計と正確に一致しない場合がある。
- (c) 円換算額及び第6の2及び3に関する記載は、原文の中間連結財務書類には含まれていない。
- (d) 原文の中間連結財務書類は、外国監査法人等（「公認会計士法」（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定されている外国監査法人等をいう。）から、「金融商品取引法」（昭和23年法律第25号）第193条の2第1項第1号に規定されている監査証明に相当すると認められる証明を受けていない。

1 【中間財務書類】
UBS AG期中連結財務書類（無監査）
損益計算書

		終了四半期			累計期間	
単位：百万米ドル	注記	2025年6月30日	2025年3月31日	2024年6月30日	2025年6月30日	2024年6月30日
償却原価及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融商品に係る受取利息	4	6,895	6,643	6,892	13,538	13,132
償却原価で測定される金融商品に係る支払利息	4	(6,805)	(6,909)	(7,080)	(13,715)	(13,132)
純損益を通じて公正価値で測定される金融商品及びその他に係る受取利息純額	4	1,495	1,594	910	3,089	1,528
受取利息純額	4	1,584	1,328	722	2,912	1,528
純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係るその他の収益純額		3,374	3,924	3,271	7,298	6,216
受取報酬及び手数料	5	7,179	7,280	6,190	14,459	11,797
支払報酬及び手数料	5	(653)	(650)	(589)	(1,303)	(1,047)
受取報酬及び手数料純額	5	6,526	6,630	5,601	13,156	10,750
その他の収益	6	150	281	306	432	515
収益合計		11,635	12,163	9,900	23,798	19,008
信用損失費用／(戻入)	9	152	124	84	275	136
人件費	7	5,649	5,910	4,797	11,559	8,958
一般管理費	8	4,228	4,077	4,584	8,305	7,570
非金融資産の減価償却費、償却費及び減損		744	714	631	1,458	1,162
営業費用		10,621	10,701	10,012	21,322	17,689
税引前営業利益／(損失)		862	1,339	(196)	2,201	1,183
税金費用／(便益)		(336)	303	28	(32)	393
当期純利益／(損失)		1,198	1,035	(224)	2,233	790
非支配株主持分に帰属する当期純利益／(損失)		6	7	40	13	48
株主に帰属する当期純利益／(損失)		1,192	1,028	(264)	2,220	742

損益計算書（続き）

		終了四半期			累計期間	
単位：億円	注記	2025年 6 月30日	2025年 3 月31日	2024年 6 月30日	2025年 6 月30日	2024年 6 月30日
償却原価及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融商品に係る受取利息	4	10,155	9,784	10,151	19,939	19,341
償却原価で測定される金融商品に係る支払利息	4	(10,022)	(10,176)	(10,427)	(20,199)	(19,341)
純損益を通じて公正価値で測定される金融商品及びその他に係る受取利息純額	4	2,202	2,348	1,340	4,549	2,250
受取利息純額	4	2,333	1,956	1,063	4,289	2,250
純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係るその他の収益純額		4,969	5,779	4,818	10,748	9,155
受取報酬及び手数料	5	10,573	10,722	9,117	21,295	17,375
支払報酬及び手数料	5	(962)	(957)	(867)	(1,919)	(1,542)
受取報酬及び手数料純額	5	9,611	9,765	8,249	19,376	15,833
その他の収益	6	221	414	451	636	758
収益合計		17,136	17,914	14,581	35,050	27,995
信用損失費用／(戻入)	9	224	183	124	405	200
人件費	7	8,320	8,704	7,065	17,024	13,193
一般管理費	8	6,227	6,005	6,751	12,232	11,149
非金融資産の減価償却費、償却費及び減損		1,096	1,052	929	2,147	1,711
営業費用		15,643	15,760	14,746	31,403	26,052
税引前営業利益／(損失)		1,270	1,972	(289)	3,242	1,742
税金費用／(便益)		(495)	446	41	(47)	579
当期純利益／(損失)		1,764	1,524	(330)	3,289	1,164
非支配株主持分に帰属する当期純利益／(損失)		9	10	59	19	71
株主に帰属する当期純利益／(損失)		1,756	1,514	(389)	3,270	1,093

包括利益計算書

単位：百万米ドル	終了四半期			累計期間	
	2025年6月30日	2025年3月31日	2024年6月30日	2025年6月30日	2024年6月30日
株主に帰属する包括利益					
当期純利益／(損失)	1,192	1,028	(264)	2,220	742
損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他の包括利益					
為替換算調整					
在外営業活動体の純資産に関連する為替換算調整の変動、税効果前	4,433	1,307	(109)	5,740	(1,673)
純投資のヘッジとして指定されたヘッジ手段の公正価値の変動の有効部分、税効果前	(1,819)	(511)	78	(2,330)	886
損益計算書に振り替えられた在外営業活動体に係る為替換算調整差額	(1)	0	2	(1)	2
損益計算書に振り替えられた純投資のヘッジとして指定されたヘッジ手段の公正価値の変動の有効部分	0	0	0	0	1
為替換算調整に関連する法人所得税(純投資のヘッジによる影響を含む)	(3)	(2)	2	(5)	14
為替換算調整、税効果後小計	2,610	794	(27)	3,404	(771)
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産					
未実現利得／(損失)純額、税効果前	(4)	(3)	0	(7)	(1)
資本から損益計算書に振り替えられた実現(利得)／損失純額	0	0	0	0	0
未実現利得／(損失)純額に関連する法人所得税	0	0	0	0	0
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産、税効果後小計	(4)	(3)	0	(7)	(1)
金利リスクのキャッシュ・フロー・ヘッジ					
キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定されたデリバティブの公正価値の変動の有効部分、税効果前	398	349	(335)	746	(1,411)
資本から損益計算書に振り替えられた(利得)／損失純額	296	322	626	617	1,119
キャッシュ・フロー・ヘッジに関連する法人所得税	(131)	(125)	2	(256)	119
キャッシュ・フロー・ヘッジ、税効果後小計	562	545	294	1,107	(173)
ヘッジのコスト					
ヘッジのコスト、税効果前	7	20	(20)	27	(26)
ヘッジのコストに関連する法人所得税	0	0	0	0	0
ヘッジのコスト、税効果後小計	7	20	(20)	27	(26)
損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他の包括利益、税効果後合計	3,175	1,356	247	4,531	(972)
損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益					
確定給付制度					
確定給付制度に係る利得／(損失)、税効果前	(7)	18	42	11	77
確定給付制度に関連する法人所得税	(9)	0	0	(9)	(8)
確定給付制度、税効果後小計	(16)	19	41	3	69
公正価値での測定を指定された金融負債に係る自己の信用					
公正価値での測定を指定された金融負債に係る自己の信用による利得／(損失)、税効果前	(140)	233	228	94	247

公正価値での測定を指定された金融負債に係る自己の信用 に関連する法人所得税	2	(1)	(2)	1	(2)
公正価値での測定を指定された金融負債に係る自己の信用、税効果後小計	(138)	233	226	95	245
損益計算書に振り替えられないことのないその他の包括利益、税効果後合計	(154)	251	267	97	314
その他の包括利益合計	3,021	1,607	514	4,628	(657)
株主に帰属する包括利益合計	4,213	2,635	251	6,848	85

包括利益計算書（続き）

単位：百万米ドル	終了四半期			累計期間	
	2025年6月30日	2025年3月31日	2024年6月30日	2025年6月30日	2024年6月30日
非支配株主持分に帰属する包括利益					
当期純利益／(損失)	6	7	40	13	48
損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益、税効果後合計	13	15	(20)	28	(31)
非支配株主持分に帰属する包括利益合計	18	22	20	41	17
包括利益合計					
当期純利益／(損失)	1,198	1,035	(224)	2,233	790
その他の包括利益	3,034	1,622	494	4,656	(689)
内、損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他の包括利益	3,175	1,356	247	4,531	(972)
内、損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益	(142)	266	247	125	283
包括利益合計	4,231	2,657	271	6,889	101

包括利益計算書（続き）

	終了四半期			累計期間	
単位：億円	2025年6月30日	2025年3月31日	2024年6月30日	2025年6月30日	2024年6月30日
株主に帰属する包括利益					
当期純利益／(損失)	1,756	1,514	(389)	3,270	1,093
損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他の包括利益					
為替換算調整					
在外営業活動体の純資産に関連する為替換算調整の変動、税効果前	6,529	1,925	(161)	8,454	(2,464)
純投資のヘッジとして指定されたヘッジ手段の公正価値の変動の有効部分、税効果前	(2,679)	(753)	115	(3,432)	1,305
損益計算書に振り替えられた在外営業活動体に係る為替換算調整差額	(1)	0	3	(1)	3
損益計算書に振り替えられた純投資のヘッジとして指定されたヘッジ手段の公正価値の変動の有効部分	0	0	0	0	1
為替換算調整に関連する法人所得税(純投資のヘッジによる影響を含む)	(4)	(3)	3	(7)	21
為替換算調整、税効果後小計	3,844	1,169	(40)	5,013	(1,136)
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産					
未実現利得／(損失)純額、税効果前	(6)	(4)	0	(10)	(1)
資本から損益計算書に振り替えられた実現(利得)／損失純額	0	0	0	0	0
未実現利得／(損失)純額に関連する法人所得税	0	0	0	0	0
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産、税効果後小計	(6)	(4)	0	(10)	(1)
金利リスクのキャッシュ・フロー・ヘッジ					
キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定されたデリバティブの公正価値の変動の有効部分、税効果前	586	514	(493)	1,099	(2,078)
資本から損益計算書に振り替えられた(利得)／損失純額	436	474	922	909	1,648
キャッシュ・フロー・ヘッジに関連する法人所得税	(193)	(184)	3	(377)	175
キャッシュ・フロー・ヘッジ、税効果後小計	828	803	433	1,630	(255)
ヘッジのコスト					
ヘッジのコスト、税効果前	10	29	(29)	40	(38)
ヘッジのコストに関連する法人所得税	0	0	0	0	0
ヘッジのコスト、税効果後小計	10	29	(29)	40	(38)
損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他の包括利益、税効果後合計	4,676	1,997	364	6,673	(1,432)
損益計算書に振り替えられないことのないその他の包括利益					
確定給付制度					
確定給付制度に係る利得／(損失)、税効果前	(10)	27	62	16	113
確定給付制度に関連する法人所得税	(13)	0	0	(13)	(12)
確定給付制度、税効果後小計	(24)	28	60	4	102
公正価値での測定を指定された金融負債に係る自己の信用					
公正価値での測定を指定された金融負債に係る自己の信用による利得／(損失)、税効果前	(206)	343	336	138	364

公正価値での測定を指定された金融負債に係る自己の信用 に関連する法人所得税	3	(1)	(3)	1	(3)
公正価値での測定を指定された金融負債に係る自己の信 用、税効果後小計	(203)	343	333	140	361
損益計算書に振り替えられないその他の包括利 益、税効果後合計	(227)	370	393	143	462
その他の包括利益合計	4,449	2,367	757	6,816	(968)
株主に帰属する包括利益合計	6,205	3,881	370	10,086	125

包括利益計算書（続き）

単位：億円	終了四半期			累計期間	
	2025年6月30日	2025年3月31日	2024年6月30日	2025年6月30日	2024年6月30日
非支配株主持分に帰属する包括利益					
当期純利益／(損失)	9	10	59	19	71
損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益、税効果後合計	19	22	(29)	41	(46)
非支配株主持分に帰属する包括利益合計	27	32	29	60	25
包括利益合計					
当期純利益／(損失)	1,764	1,524	(330)	3,289	1,164
その他の包括利益	4,468	2,389	728	6,857	(1,015)
内、損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他の包括利益	4,676	1,997	364	6,673	(1,432)
内、損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益	(209)	392	364	184	417
包括利益合計	6,231	3,913	399	10,146	149

貸借対照表

単位：百万米ドル	注記	2025年6月30日現在	2025年3月31日現在	2024年12月31日現在
資産				
現金及び中央銀行預け金		236,193	231,370	223,329
銀行預け金		20,688	20,285	18,111
償却原価で測定される有価証券ファイナンス取引による債権		110,161	101,784	118,302
デリバティブに係る差入担保金	11	45,478	38,994	43,959
顧客貸出金及び前渡金	9	653,195	603,233	587,347
償却原価で測定されるその他の金融資産	12	72,546	66,864	59,279
償却原価で測定される金融資産合計		1,138,262	1,062,530	1,050,326
公正価値で測定されるトレーディング目的保有金融資産	10	169,487	165,437	159,223
内、取引相手先により売却又は再担保差入されている可能性のある差入担保資産		46,336	48,262	38,532
デリバティブ金融商品	10,11	170,622	138,620	186,435
ブローカレッジ債権	10	29,068	28,747	25,858
公正価値で測定されるトレーディング目的保有でない金融資産	10	107,503	102,075	95,203
純損益を通じて公正価値で測定される金融資産合計		476,680	434,879	466,719
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産	10	6,872	3,216	2,195
関連会社投資		2,628	2,495	2,306
有形固定資産及びソフトウェア		12,425	12,024	12,091
のれん及び無形資産		6,753	6,691	6,661
繰延税金資産		11,112	10,519	10,481
その他の非金融資産	12	17,082	15,134	17,282
資産合計		1,671,814	1,547,489	1,568,060
負債				
銀行に対する負債		31,928	27,794	23,347
償却原価で測定される有価証券ファイナンス取引による債務		16,308	14,992	14,824
デリバティブに係る受入担保金	11	33,492	32,037	36,366
顧客預金		804,705	747,452	749,476
償却原価で測定されるUBSグループAGからの資金調達	13	113,000	111,457	107,918
償却原価で測定される社債	15	107,505	98,259	101,104
償却原価で測定されるその他の金融負債	12	18,528	19,421	21,762
償却原価で測定される金融負債合計		1,125,466	1,051,412	1,054,796
公正価値で測定されるトレーディング目的保有金融負債	10	52,346	43,099	35,247
デリバティブ金融商品	10,11	183,905	142,230	180,678
公正価値での測定を指定されたブローカレッジ債務	10	57,951	59,921	49,023
公正価値での測定を指定された社債	10,14	108,252	107,393	102,567
公正価値での測定を指定されたその他の金融負債	10,12	35,529	32,792	34,041
純損益を通じて公正価値で測定される金融負債合計		437,984	385,436	401,555
引当金	16	5,082	5,495	5,131
その他の非金融負債	12	8,429	8,024	11,911
負債合計		1,576,960	1,450,367	1,473,394
資本				
資本金		386	386	386

資本剰余金	84,705	84,693	84,777
利益剰余金	3,703	9,128	7,838
資本に直接認識されたその他の包括利益、税効果後	5,483	2,346	1,002
株主に帰属する持分	94,278	96,553	94,003
非支配株主持分に帰属する持分	576	569	662
資本合計	94,854	97,123	94,666
負債及び資本合計	1,671,814	1,547,489	1,568,060

貸借対照表（続き）

単位：億円	注記	2025年6月30日現在	2025年3月31日現在	2024年12月31日現在
資産				
現金及び中央銀行預け金		347,865	340,762	328,919
銀行預け金		30,469	29,876	26,674
償却原価で測定される有価証券ファイナンス取引による債権		162,245	149,907	174,235
デリバティブに係る差入担保金	11	66,980	57,430	64,743
顧客貸出金及び前渡金	9	962,026	888,442	865,045
償却原価で測定されるその他の金融資産	12	106,846	98,477	87,306
償却原価で測定される金融資産合計		1,676,432	1,564,894	1,546,920
公正価値で測定されるトレーディング目的保有金融資産	10	249,620	243,656	234,504
内、取引相手先により売却又は再担保差入されている可能性のある差入担保資産		68,244	71,080	56,750
デリバティブ金融商品	10,11	251,292	204,160	274,581
ブローカレッジ債権	10	42,811	42,339	38,084
公正価値で測定されるトレーディング目的保有でない金融資産	10	158,330	150,336	140,215
純損益を通じて公正価値で測定される金融資産合計		702,054	640,490	687,384
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産	10	10,121	4,737	3,233
関連会社投資		3,871	3,675	3,396
有形固定資産及びソフトウェア		18,300	17,709	17,808
のれん及び無形資産		9,946	9,855	9,810
繰延税金資産		16,366	15,492	15,436
その他の非金融資産	12	25,158	22,289	25,453
資産合計		2,462,248	2,279,142	2,309,439
負債				
銀行に対する負債		47,024	40,935	34,385
償却原価で測定される有価証券ファイナンス取引による債務		24,018	22,080	21,833
デリバティブに係る受入担保金	11	49,327	47,184	53,560
顧客預金		1,185,170	1,100,847	1,103,828
償却原価で測定されるUBSグループAGからの資金調達	13	166,426	164,154	158,942
償却原価で測定される社債	15	158,333	144,716	148,906
償却原価で測定されるその他の金融負債	12	27,288	28,603	32,051
償却原価で測定される金融負債合計		1,657,586	1,548,520	1,553,504
公正価値で測定されるトレーディング目的保有金融負債	10	77,095	63,476	51,912
デリバティブ金融商品	10,11	270,855	209,476	266,103
公正価値での測定を指定されたブローカレッジ債務	10	85,350	88,252	72,201
公正価値での測定を指定された社債	10,14	159,434	158,168	151,061
公正価値での測定を指定されたその他の金融負債	10,12	52,327	48,296	50,136
純損益を通じて公正価値で測定される金融負債合計		645,063	567,670	591,410
引当金	16	7,485	8,093	7,557
その他の非金融負債	12	12,414	11,818	17,543
負債合計		2,322,547	2,136,101	2,170,015
資本				

資本金	569	569	569
資本剰余金	124,754	124,736	124,860
利益剰余金	5,454	13,444	11,544
資本に直接認識されたその他の包括利益、税効果後	8,075	3,455	1,476
株主に帰属する持分	138,853	142,203	138,448
非支配株主持分に帰属する持分	848	838	975
資本合計	139,701	143,043	139,424
負債及び資本合計	2,462,248	2,279,142	2,309,439

[次へ](#)

持分変動計算書

単位：百万米ドル	資本金及び資本剰余金	利益剰余金	資本に直接認識された OCI、税効果後 ⁽¹⁾	内、為替換算調整	内、キャッシュ・ フロー・ヘッジ	株主に帰属する持分合計
2025年 1 月 1 日現在残高 ⁽²⁾	85,163	7,838	1,002	3,686	(2,585)	94,003
株式発行及びワラント行使に係るプレミアム	0					0
税金(費用)／便益	17					17
配当金		(6,500)				(6,500)
利益剰余金に直接認識された為替換算調整の 影響額		50	(50)		(50)	0
関連会社及び共同支配企業の利益剰余金の変動 持分		(2)				(2)
新規連結／(連結除外)及びその他の増加／(減少)	(89)	0				(89)
当期の包括利益合計		2,317	4,531	3,404	1,107	6,848
内、当期純利益／(損失)		2,220				2,220
内、OCI、税効果後		97	4,531	3,404	1,107	4,628
2025年 6 月30日現在残高 ⁽²⁾	85,091	3,703	5,483	7,090	(1,527)	94,278
2025年 6 月30日現在の非支配株主持分						576
2025年 6 月30日現在の資本合計						94,854
2024年 1 月 1 日現在残高 ⁽²⁾	25,024	28,235	1,974	4,947	(2,961)	55,234
UBS AGとクレディ・スイスAGの合併に伴い認識された持分 (3)	60,571	(18,848)	(291)		(291)	41,432
株式発行及びワラント行使に係るプレミアム	0					0
(税金費用)／便益	9					9
配当金		(3,000)				(3,000)
利益剰余金に直接認識された為替換算調整の影響額		(52)	52		52	0
関連会社及び共同支配企業の利益剰余金の変動持分		(1)				(1)
新規連結／(連結除外)及びその他の増加／(減少)	(393) ⁽⁴⁾	26				(367)
当期の包括利益合計		1,056	(972)	(771)	(173)	85
内、当期純利益／(損失)		742				742
内、OCI、税効果後		314	(972)	(771)	(173)	(657)
2024年 6 月30日現在残高 ⁽²⁾	85,211	7,417	764	4,177	(3,373)	93,392

2024年 6 月30日現在の非支配株主持分	855 ⁽⁵⁾
2024年 6 月30日現在の資本合計	94,247

⁽¹⁾ 確定給付制度及び自己の信用に関連するその他の包括利益（「利益剰余金」に直接計上されている。）を除く。⁽²⁾ 非支配株主持分を除く。⁽³⁾ 詳細については、注記 2 を参照。⁽⁴⁾ 2024年 5 月の合併前にクレディ・スイスAG及びその子会社とUBS AG及びその子会社の間で行われた取引の影響を主に反映している。⁽⁵⁾ UBS AGとクレディ・スイスAGとの合併に伴う2024年度第 2 四半期における490百万米ドルの増加を含んでいる。

持分変動計算書（続き）

単位：億円	資本金及び資本剰余金	利益剰余金	資本に直接認識された OCI、税効果後 ⁽¹⁾	内、為替換算調整	内、キャッシュ・ フロー・ヘッジ	株主に帰属する持分合計
2025年1月1日現在残高 ⁽²⁾	125,428	11,544	1,476	5,429	(3,807)	138,448
株式発行及びワラント行使に係るプレミアム	0					0
税金(費用)／便益	25					25
配当金		(9,573)				(9,573)
利益剰余金に直接認識された為替換算調整の 影響額		74	(74)		(74)	0
関連会社及び共同支配企業の利益剰余金の変動 持分		(3)				(3)
新規連結／(連結除外)及びその他の増加／(減少)	(131)	0				(131)
当期の包括利益合計		3,412	6,673	5,013	1,630	10,086
内、当期純利益／(損失)		3,270				3,270
内、OCI、税効果後		143	6,673	5,013	1,630	6,816
2025年6月30日現在残高 ⁽²⁾	125,322	5,454	8,075	10,442	(2,249)	138,853
2025年6月30日現在の非支配株主持分						848
2025年6月30日現在の資本合計						139,701
2024年1月1日現在残高 ⁽²⁾	36,855	41,585	2,907	7,286	(4,361)	81,349
UBS AGとクレディ・スイスAGの合併に伴い認識された持分 (3)	89,209	(27,759)	(429)		(429)	61,021
株式発行及びワラント行使に係るプレミアム	0					0
(税金費用)／便益	13					13
配当金		(4,418)				(4,418)
利益剰余金に直接認識された為替換算調整の影響額		(77)	77		77	0
関連会社及び共同支配企業の利益剰余金の変動持分		(1)				(1)
新規連結／(連結除外)及びその他の増加／(減少)	(579) ⁽⁴⁾	38				(541)
当期の包括利益合計		1,555	(1,432)	(1,136)	(255)	125
内、当期純利益／(損失)		1,093				1,093
内、OCI、税効果後		462	(1,432)	(1,136)	(255)	(968)
2024年6月30日現在残高 ⁽²⁾	125,499	10,924	1,125	6,152	(4,968)	137,548

2024年 6 月30日現在の非支配株主持分	1,259 ⁽⁵⁾
2024年 6 月30日現在の資本合計	138,807

⁽¹⁾ 確定給付制度及び自己の信用に関連するその他の包括利益（「利益剰余金」に直接計上されている。）を除く。⁽²⁾ 非支配株主持分を除く。⁽³⁾ 詳細については、注記 2 を参照。⁽⁴⁾ 2024年 5 月の合併前にクレディ・スイスAG及びその子会社とUBS AG及びその子会社の間で行われた取引の影響を主に反映している。⁽⁵⁾ UBS AGとクレディ・スイスAGとの合併に伴う2024年度第 2 四半期における722億円の増加を含んでいる。

[次へ](#)

キャッシュ・フロー計算書

単位：百万米ドル	累計期間	
	2025年6月30日	2024年6月30日
営業活動によるキャッシュ・フロー収入／(支出)		
当期純利益／(損失)	2,233	790
当期純利益に含まれている非資金項目及びその他の調整		
非金融資産の減価償却費、償却費及び減損	1,458	1,162
信用損失費用／(戻入)	275	136
関連会社及び共同支配企業持分純(利益)／損失並びに関連会社の減損	(157)	(40)
繰延税金費用／(便益)	(792)	(355)
投資活動から生じた純損失／(利得)	(14)	162
財務活動から生じた純損失／(利得)	13,074	(2,890)
その他の調整純額 ⁽¹⁾	(30,564)	10,730
営業活動に係る資産及び負債の変動純額⁽¹⁾		
銀行預け金及び銀行に対する負債	6,990	2,209
償却原価で測定される有価証券ファイナンス取引から生じた債権	14,926	17,828
償却原価で測定される有価証券ファイナンス取引から生じた債務	1,514	959
デリバティブに係る担保金	(3,954)	(8,503)
顧客貸出金及び前渡金	(6,143)	5,136
顧客預金	(1,575)	(7,586)
公正価値で測定されるトレーディング目的保有金融資産及び金融負債並びにデリバティブ金融商品	33,802	(18,195)
ブローカレッジ債権及びブローカレッジ債務	5,294	(438)
公正価値で測定されるトレーディング目的保有でない金融資産並びにその他の金融資産及びその他の金融負債	(12,224)	(17,902)
引当金並びにその他の非金融資産及びその他の非金融負債	(2,880)	385
支払税金、還付金控除後	(1,237)	(868)
営業活動による正味キャッシュ・フロー収入／(支出)⁽²⁾	20,027	(17,282)
投資活動によるキャッシュ・フロー収入／(支出)		
UBS AGとクレディ・スイスAGの合併に伴い取得した現金及び現金同等物		121,258
子会社、事業、関連会社及び無形資産取得	(17)	0
子会社、事業、関連会社及び無形資産処分 ⁽³⁾	482 ⁽⁴⁾	33
有形固定資産及びソフトウェア購入	(885)	(691)
有形固定資産及びソフトウェア処分	62	3
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産の購入	(7,175)	(2,132)
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産の処分及び償還	2,772	2,501
償却原価で測定される社債の購入	(14,792)	(1,850)
償却原価で測定される社債の処分及び償還	5,625	4,848
投資活動による正味キャッシュ・フロー収入／(支出)	(13,927)	123,971

キャッシュ・フロー計算書（続き）

単位：百万米ドル	累計期間	
	2025年6月30日	2024年6月30日
財務活動によるキャッシュ・フロー収入／(支出)		
スイス国立銀行から調達した資金の返済		(10,304) ⁽⁵⁾
償却原価で測定される短期借入債務発行(償還)純額	3,009	(2,140)
UBS AG株式に係る配当金の支払	(6,500)	(3,000)
公正価値での測定を指定された社債及び償却原価で測定される長期借入債務の発行 ⁽⁶⁾	62,315	60,796
公正価値での測定を指定された社債及び償却原価で測定される長期借入債務の償還 ⁽⁶⁾	(69,435)	(59,139)
償却原価で測定される有価証券ファイナンス取引による流入 ⁽⁷⁾	565	2,863
償却原価で測定される有価証券ファイナンス取引による流出 ⁽⁷⁾	(1,561)	
その他の財務活動による正味キャッシュ・フロー	(505)	(246)
財務活動による正味キャッシュ・フロー収入／(支出)	(12,112)	(11,170)
キャッシュ・フロー合計		
現金及び現金同等物期首残高	243,360	190,469
営業、投資及び財務活動による正味キャッシュ・フロー収入／(支出)	(6,012)	95,520
現金及び現金同等物に係る為替変動による影響 ⁽¹⁾	20,976	(8,472)
現金及び現金同等物期末残高⁽⁸⁾	258,323	277,517
内、現金及び中央銀行預け金 ⁽⁸⁾	236,193	248,335
内、銀行預け金 ⁽⁸⁾	19,094	18,365
内、マネー・マーケット・ペーパー ^{(8)、(9)}	3,036	10,816

追加情報

営業活動による正味キャッシュ・フロー収入／(支出)は以下を含む：

現金による利息受取額	21,790	20,832
現金による利息支払額	19,593	18,345
現金による株式投資、投資信託受益証券及び関連会社に係る配当金受取額 ⁽³⁾	1,803	1,505

(1) 営業資産及び営業負債並びに現金及び現金同等物に係る為替換算及び為替の影響は、「その他の調整純額」に表示されている。ただし、為替スワップに関連する為替ヘッジの影響は「公正価値で測定されるトレーディング目的保有金融資産及び金融負債並びにデリバティブ金融商品」に表示されている。(2) 2025年6月30日及び2024年6月30日に終了した6ヶ月間における非中核及びレガシー内の貸出金及びローン・コミットメントの売却によって受取った現金それぞれ581百万米ドル及び436百万米ドルが含まれている。(3) 関連会社からの配当金受取額を含んでいる。(4) 非中核及びレガシー事業部門で管理されていたクレディ・スイスの米国モーゲージ・サービシング事業であるセレクト・ポートフォリオ・サービシングの売却により処分された現金及び現金同等物を差し引いた現金収入を含む。詳細については、UBS AGの2024年度年次報告書の「連結財務書類」のセクションの「注記29 組織変更並びに子会社及び事業体の取得及び処分」を参照。(5) スイス国立銀行からの緊急流動性支援融資枠の返済（貸借対照表の「銀行に対する負債」に認識される。）を反映している。(6) 償却原価（貸借対照表の「償却原価で測定されるUBSグループAGからの資金調達」に認識される。）及び公正価値（貸借対照表の「公正価値での測定を指定されたその他の金融負債」に認識される。）で測定されるUBSグループAGからの資金調達を含んでいる。(7) UBS AGの負債性金融商品を原資産とする、償却原価で測定される有価証券ファイナンス取引によるキャッシュ・フローを反映している。(8) 当初の満期が3ヶ月以内の残高のみを含んでいる。(9) マネー・マーケット・ペーパーは、貸借対照表上では「公正価値で測定されるトレーディング目的保有でない金融資産」（2025年6月30日現在：2,431百万米ドル、2024年6月30日現在：9,479百万米ドル）、「償却原価で測定されるその他の金融資産」（2025年6月30日現在：338百万米ドル、2024年6月30日現在：564百万米ドル）、「その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産」（2025年6月30日現在：140百万米ドル、2024年6月30日現在：344百万米ドル）及び「公正価値で測定されるトレーディング目的保有金融資産」（2025年6月30日現在：127百万米ドル、2024年6月30日現在：430百万米ドル）に含まれている。

キャッシュ・フロー計算書（続き）

単位：億円	累計期間	
	2025年6月30日	2024年6月30日
営業活動によるキャッシュ・フロー収入／(支出)		
当期純利益／(損失)	3,289	1,164
当期純利益に含まれている非資金項目及びその他の調整		
非金融資産の減価償却費、償却費及び減損	2,147	1,711
信用損失費用／(戻入)	405	200
関連会社及び共同支配企業持分純(利益)／損失並びに関連会社の減損	(231)	(59)
繰延税金費用／(便益)	(1,166)	(523)
投資活動から生じた純損失／(利得)	(21)	239
財務活動から生じた純損失／(利得)	19,255	(4,256)
その他の調整純額 ⁽¹⁾	(45,015)	15,803
営業活動に係る資産及び負債の変動純額⁽¹⁾		
銀行預け金及び銀行に対する負債	10,295	3,253
償却原価で測定される有価証券ファイナンス取引から生じた債権	21,983	26,257
償却原価で測定される有価証券ファイナンス取引から生じた債務	2,230	1,412
デリバティブに係る担保金	(5,823)	(12,523)
顧客貸出金及び前渡金	(9,047)	7,564
顧客預金	(2,320)	(11,173)
公正価値で測定されるトレーディング目的保有金融資産及び金融負債並びにデリバティブ金融商品	49,784	(26,798)
ブローカレッジ債権及びブローカレッジ債務	7,797	(645)
公正価値で測定されるトレーディング目的保有でない金融資産並びにその他の金融資産及びその他の金融負債	(18,004)	(26,366)
引当金並びにその他の非金融資産及びその他の非金融負債	(4,242)	567
支払税金、還付金控除後	(1,822)	(1,278)
営業活動による正味キャッシュ・フロー収入／(支出)⁽²⁾	29,496	(25,453)
投資活動によるキャッシュ・フロー収入／(支出)		
UBS AGとクレディ・スイスAGの合併に伴い取得した現金及び現金同等物		178,589
子会社、事業、関連会社及び無形資産取得	(25)	0
子会社、事業、関連会社及び無形資産処分 ⁽³⁾	710 ⁽⁴⁾	49
有形固定資産及びソフトウェア購入	(1,303)	(1,018)
有形固定資産及びソフトウェア処分	91	4
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産の購入	(10,567)	(3,140)
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産の処分及び償還	4,083	3,683
償却原価で測定される社債の購入	(21,786)	(2,725)
償却原価で測定される社債の処分及び償還	8,285	7,140
投資活動による正味キャッシュ・フロー収入／(支出)	(20,512)	182,584

キャッシュ・フロー計算書（続き）

単位：億円	累計期間	
	2025年6月30日	2024年6月30日
財務活動によるキャッシュ・フロー収入／(支出)		
スイス国立銀行から調達した資金の返済		(15,176) ⁽⁵⁾
償却原価で測定される短期借入債務発行(償還)純額	4,432	(3,152)
UBS AG株式に係る配当金の支払	(9,573)	(4,418)
公正価値での測定を指定された社債及び償却原価で測定される長期借入債務の発行 ⁽⁶⁾	91,778	89,540
公正価値での測定を指定された社債及び償却原価で測定される長期借入債務の償還 ⁽⁶⁾	(102,264)	(87,100)
償却原価で測定される有価証券ファイナンス取引による流入 ⁽⁷⁾	832	4,217
償却原価で測定される有価証券ファイナンス取引による流出 ⁽⁷⁾	(2,299)	
その他の財務活動による正味キャッシュ・フロー	(744)	(362)
財務活動による正味キャッシュ・フロー収入／(支出)	(17,839)	(16,451)
キャッシュ・フロー合計		
現金及び現金同等物期首残高	358,421	280,523
営業、投資及び財務活動による正味キャッシュ・フロー収入／(支出)	(8,854)	140,682
現金及び現金同等物に係る為替変動による影響 ⁽¹⁾	30,893	(12,478)
現金及び現金同等物期末残高⁽⁸⁾	380,458	408,727
内、現金及び中央銀行預け金 ⁽⁸⁾	347,865	365,748
内、銀行預け金 ⁽⁸⁾	28,122	27,048
内、マネー・マーケット・ペーパー ^{(8)、(9)}	4,471	15,930

追加情報

営業活動による正味キャッシュ・フロー収入／(支出)は以下を含む：

現金による利息受取額	32,092	30,681
現金による利息支払額	28,857	27,019
現金による株式投資、投資信託受益証券及び関連会社に係る配当金受取額 ⁽³⁾	2,655	2,217

(1) 営業資産及び営業負債並びに現金及び現金同等物に係る為替換算及び為替の影響は、「その他の調整純額」に表示されている。ただし、為替スワップに関連する為替ヘッジの影響は「公正価値で測定されるトレーディング目的保有金融資産及び金融負債並びにデリバティブ金融商品」に表示されている。(2) 2025年6月30日及び2024年6月30日に終了した6ヶ月間における非中核及びレガシー内の貸出金及びローン・コミットメントの売却によって受取った現金それぞれ856億円及び642億円が含まれている。(3) 関連会社からの配当金受取額を含んでいる。(4) 非中核及びレガシー事業部門で管理されていたクレディ・スイスの米国モーゲージ・サービシング事業であるセレクト・ポートフォリオ・サービシングの売却により処分された現金及び現金同等物を差し引いた現金収入を含む。詳細については、UBS AGの2024年度年次報告書の「連結財務書類」のセクションの「注記29 組織変更並びに子会社及び事業体の取得及び処分」を参照。(5) スイス国立銀行からの緊急流動性支援融資枠の返済（貸借対照表の「銀行に対する負債」に認識される。）を反映している。(6) 償却原価（貸借対照表の「償却原価で測定されるUBSグループAGからの資金調達」に認識される。）及び公正価値（貸借対照表の「公正価値での測定を指定されたその他の金融負債」に認識される。）で測定されるUBSグループAGからの資金調達を含んでいる。(7) UBS AGの負債性金融商品を原資産とする、償却原価で測定される有価証券ファイナンス取引によるキャッシュ・フローを反映している。(8) 当初の満期が3ヶ月以内の残高のみを含んでいる。(9) マネー・マーケット・ペーパーは、貸借対照表上では「公正価値で測定されるトレーディング目的保有でない金融資産」（2025年6月30日現在：3,580億円、2024年6月30日現在：13,961億円）、「償却原価で測定されるその他の金融資産」（2025年6月30日現在：498億円、2024年6月30日現在：831億円）、「その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産」（2025年6月30日現在：206億円、2024年6月30日現在：507億円）及び「公正価値で測定されるトレーディング目的保有金融資産」（2025年6月30日現在：187億円、2024年6月30日現在：633億円）に含まれている。

[次へ](#)

UBS AG期中連結財務書類に対する注記（無監査）

注記1 会計の基礎

作成の基礎

UBS AG及び子会社（以下総称して「UBS AG」という。）の連結財務書類（以下「当期中財務書類」という。）は、国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）により発行されているIFRS会計基準に準拠して作成されており、米ドル建てで表示されている。当期中財務書類は、IAS第34号「期中財務報告」に準拠して作成されている。

当期中財務書類の作成にあたっては、2024年12月31日に終了した期間のUBS AGの連結年次財務書類に適用された会計方針及び評価方法が適用されている。当期中財務書類は監査を受けておらず、2024年度年次報告書（英文）におけるUBS AGの監査済連結財務書類及び2025年度第2四半期財務報告書（英文）の「Management report」のセクション、特に、2025年度第2四半期財務報告書（英文）の「Recent developments」のセクションにおけるオコナー・ヘッジファンドの売却及びUBS証券中国の持分増加に関する開示、2025年度第2四半期財務報告書（英文）の「UBS AG performance, business divisions and Group Items」のセクションにおけるセレクト・ポートフォリオ・サービシング（クレディ・スイスの米国モーゲージ・サービシング事業）の売却及びSwisscardに関連する取引に関する開示、並びにUBS AGの2025年度第1四半期報告書（英文）に開示されている重要な取引に関する情報とともに閲覧されるべきものである。経営者は、UBS AGの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローを適正に表示するために必要な全ての調整が行われたと考えている。

当期中財務書類を作成するに当たり、経営者は見積りや仮定をする必要があり、それらは報告された資産、負債、収益、費用の金額並びに偶発資産及び偶発負債の開示に影響を与えている。この見積り及び仮定は、入手可能な最善の情報に基づいている。将来における実際の結果は、当該見積りと相違する場合があります、相違は、当期中財務書類に重要な影響を与える場合がある。通常の見直しから生じた見積りの修正は、かかる修正が発生した期間に認識される。重要な判断を要すると考えられる見積りの不確実性に関する詳細については、UBS AGの2024年度年次報告書の「連結財務書類」のセクションの「注記1a 重要性がある会計方針」を参照。

為替換算レート

以下の表は、米ドル以外の機能通貨建てのUBS AGの営業活動体に係る財務情報を米ドルに換算するために使われた主要な為替レートである。

為替換算レート

	期末為替レート				平均レート ⁽¹⁾				
	2025年6月 30日現在	2025年3月 31日現在	2024年12月 31日現在	2024年6月 30日現在	2025年6月 30日終了 四半期	2025年3月31 日終了 四半期	2024年6月 30日終了 四半期	2025年6月 30日累計 期間	2024年6月 30日累計 期間
1 スイス・フラン	1.26	1.13	1.10	1.11	1.23	1.11	1.10	1.17	1.12
1 ユーロ	1.18	1.08	1.04	1.07	1.15	1.05	1.07	1.10	1.08
1 英ポンド	1.37	1.29	1.25	1.26	1.35	1.26	1.26	1.31	1.26
100円	0.69	0.67	0.63	0.62	0.70	0.66	0.63	0.68	0.65

⁽¹⁾ 米ドル以外を機能通貨としている営業活動体の月次の損益計算書項目は、月末の為替レートをを用いて米ドルに換算されている。開示されている四半期平均レートは、同じ機能通貨を使用しているUBS AGの全ての営業活動体における毎月の収益及び費用の総額に応じて加重した3ヶ月間の月末の為替レートの平均を表す。個々の事業部門の加重平均レートは、UBS AGの加重平均レートから乖離している場合がある。

注記2 UBS AGとクレディ・スイスAGの合併に関する会計処理

UBS AGとクレディ・スイスAGの合併

2024年5月31日に発効したUBS AGとクレディ・スイスAGの合併は、UBS AGによる対価の支払いがないため、共通支配下の企業結合とみなされている。合併に関する会計処理の詳細（共通支配下の企業結合に適用される会計方針を含む。）については、UBS AGの2024年度年次報告書の「連結財務書類」のセクションの「注記1a 重要性がある会計方針」及び「注記2 UBS AGとクレディ・スイスAGの合併に関する会計処理」を参照。

比較可能性

2025年度第1四半期及び第2四半期の損益計算書及び包括利益計算書は、UBS AGとクレディ・スイスAGの合併後の連結データのものに基づいている。2024年度第2四半期の損益計算書及び包括利益計算書には、UBS AGとクレディ・スイスAGの合併後の1ヶ月間（2024年6月）の連結データと、合併前のUBS AGのみの2ヶ月間（2024年4月と5月）のデータが含まれている。損益計算書、包括利益計算書、持分変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書における2025年の累計期間の情報は、UBS AGとクレディ・スイスAGの合併後の連結データのものに基づいている。損益計算書、包括利益計算書、持分変動計算書、キャッシュ・フロー計算書における2024年の累計期間の情報は、UBS AGとクレディ・スイスAGの合併後の1ヶ月間（2024年6月）と、合併前のUBS AGのみの5ヶ月間（2024年1月から5月まで）のデータが含まれている。2025年6月30日、2025年3月31日及び2024年12月31日現在の貸借対照表情報には、合併後の連結情報が含まれている。

注記3 セグメント報告

UBS AGの事業部門は、世界的規模で5つの事業部門、すなわちグローバル・ウェルス・マネジメント、パーソナル&コーポレート・バンキング、アセット・マネジメント、インベストメント・バンク並びに非中核及びレガシーで構成されている。この5つの事業部門は全てグループ・アイテムによるサポートを受けており、セグメント報告の目的上、報告セグメントとしての要件を満たしている。また、グループ・アイテムとともに、これらはUBS AGの経営上の構造を反映している。

→ UBS AGの報告セグメントの詳細については、UBS AGの2024年度年次報告書の「連結財務書類」のセクションを参照。

セグメント報告

	グローバル・ ウェルス・ マネジメント	パーソナル& コーポレート・ バンキング	アセット・ マネジメント	インベスト メント・ バンク	非中核 及びレガシー	グループ・ アイテム	UBS AG
単位：百万米ドル							
2025年6月30日に終了した6ヶ月間							
受取利息純額	3,176	2,201	(35)	(1,559)	(134)	(737)	2,912
受取利息以外	9,287	1,890	1,547	7,428	113	621	20,886
収益合計	12,463	4,091	1,512	5,869	(21)	(116)	23,798
信用損失費用／(戻入)	6	172	0	90	9	(1)	275
営業費用	10,190	3,030	1,225	4,840	1,488	548	21,322
税引前営業利益／(損失)	2,268	890	286	938	(1,519)	(663)	2,201
税金費用／(便益)							(32)
純利益／(損失)							2,233
2025年6月30日現在							
資産合計	584,075	483,669	25,446	519,800	38,337	20,487	1,671,814

	グローバル・ ウェルス・ マネジメント	パーソナル& コーポレート・ バンキング	アセット・ マネジメント	インベスト メント・ バンク	非中核 及びレガシー	グループ・ アイテム	UBS AG
単位：百万米ドル							
2024年6月30日に終了した6ヶ月間							
受取利息純額	2,521	1,634	(26)	(1,714)	(33)	(856)	1,528
受取利息以外	7,589	1,307	1,169	6,538	218	660	17,481
収益合計	10,110	2,942	1,143	4,824	186	(196)	19,008
信用損失費用／(戻入)	7	120	0	31	(23)	1	136
営業費用	8,448	1,808	972	4,284	1,691	487	17,689
税引前営業利益／(損失)	1,655	1,014	172	509	(1,483)	(684)	1,183
税金費用／(便益)							393
純利益／(損失)							790
2024年12月31日現在							
資産合計	560,194	449,224	22,291	453,078	67,696	15,577	1,568,060

注記4 受取利息純額

受取利息純額

単位：百万米ドル	2025年 6月30日 終了四半期	2025年 3月31日 終了四半期	2024年 6月30日 終了四半期	2025年 6月30日 累計期間	2024年 6月30日 累計期間
貸出金及び前渡金に係る受取利息 ⁽¹⁾	5,852	5,767	6,070	11,620	11,508
償却原価で測定される有価証券ファイナンス取引に係る受取利息 ⁽²⁾	915	839	1,008	1,754	1,996
償却原価で測定されるその他の金融商品に係る受取利息	406	360	320	766	643
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される負債性金融商品に係る受取利息	44	27	26	71	54
キャッシュ・フロー・ヘッジに指定されたデリバティブから生じた受取利息	(322)	(351)	(532)	(672)	(1,069)
償却原価及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融商品に係る受取利息合計	6,895	6,643	6,892	13,538	13,132
借入金及び預金への支払利息 ⁽³⁾	3,612	3,713	4,028	7,325	7,584
償却原価で測定される有価証券ファイナンス取引に係る支払利息 ⁽⁴⁾	554	418	499	972	906
償却原価で測定される社債及びUBSグループAGからの資金調達に係る支払利息 ⁽⁵⁾	2,603	2,744	2,525	5,346	4,591
リース負債に係る支払利息	37	35	29	72	51
償却原価で測定される金融商品に係る支払利息合計	6,805	6,909	7,080	13,715	13,132
償却原価及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融商品に係る受取利息純額合計	89	(266)	(188)	(177)	(1)
純損益を通じて公正価値で測定される金融商品及びその他に係る受取利息純額	1,495	1,594	910	3,089	1,528
受取利息純額合計	1,584	1,328	722	2,912	1,528

(1) 現金及び中央銀行預け金、銀行預け金並びにデリバティブに係る差入担保金に係る受取利息、並びに銀行に対する負債、顧客預金及びデリバティブに係る受入担保金に係るマイナス利息から成る。(2) 有価証券ファイナンス取引による債権に係る受取利息及び有価証券ファイナンス取引による債務に係るマイナス利息（手数料を含む。）を含む。(3) 銀行に対する負債、デリバティブに係る受入担保金及び顧客預金、並びに現金及び中央銀行預け金、銀行預け金並びにデリバティブに係る差入担保金に係るマイナス利息から成る。(4) 有価証券ファイナンス取引による債務に係る支払利息、及び有価証券ファイナンス取引による債権に係るマイナス利息（手数料を含む。）を含む。(5) 償却原価で測定されるUBSグループAGからの資金調達に係る支払利息（過年度は、借入金及び預金への支払利息に表示されていた。）を含む。比較期間の情報は修正され、2025年度第1四半期において、借入金及び預金への支払利息から、償却原価で測定される社債及びUBSグループAGからの資金調達に係る支払利息へ18億米ドルが振り替えられた。また、2024年度第2四半期において14億米ドル、2024年6月30日に終了した6ヶ月において27億米ドルが振り替えられた。

注記5 受取報酬及び手数料純額

受取報酬及び手数料純額

単位：百万米ドル	2025年 6月30日 終了四半期	2025年 3月31日 終了四半期	2024年 6月30日 終了四半期	2025年 6月30日 累計期間	2024年 6月30日 累計期間
引受報酬	252	219	235	471	458
M&A及びコーポレート・ファイナンス報酬	225	244	262	470	496
仲介報酬	1,261	1,376	1,095	2,637	2,115
投資信託報酬	1,600	1,543	1,358	3,143	2,559
ポートフォリオの運用及び関連サービス報酬	3,163	3,102	2,678	6,265	5,134
その他	677	796	562	1,474	1,034
受取報酬及び手数料合計 ⁽¹⁾	7,179	7,280	6,190	14,459	11,797
内、経常的な報酬及び手数料	4,760	4,607	4,076	9,368	7,744
内、取引ベースの報酬及び手数料	2,380	2,639	2,089	5,019	4,004
内、業績ベースの報酬及び手数料	39	33	25	73	49
支払報酬及び手数料	653	650	589	1,303	1,047
受取報酬及び手数料純額	6,526	6,630	5,601	13,156	10,750

(1) 2025年度第2四半期における第三者からの受取報酬及び手数料として、グローバル・ウェルス・マネジメントで4,323百万米ドル（2025年度第1四半期：4,429百万米ドル、2024年度第2四半期：3,697百万米ドル）、パーソナル&コーポレート・バンキングで768百万米ドル（2025年度第1四半期：735百万米ドル、2024年度第2四半期：589百万米ドル）、アセット・マネジメントで984百万米ドル（2025年度第1四半期：939百万米ドル、2024年度第2四半期：774百万米ドル）、インベストメント・バンクで1,100百万米ドル（2025年度第1四半期：1,134百万米ドル、2024年度第2四半期：1,110百万米ドル）、非中核及びレガシーで1百万米ドル（2025年度第1四半期：29百万米ドル、2024年度第2四半期：42百万米ドル）並びにグループ・アイテムで3百万米ドル（2025年度第1四半期：15百万米ドル、2024年度第2四半期：マイナス22百万米ドル）を反映している。

注記6 その他の収益

その他の収益

単位：百万米ドル	2025年 6月30日 終了四半期	2025年 3月31日 終了四半期	2024年 6月30日 終了四半期	2025年 6月30日 累計期間	2024年 6月30日 累計期間
関連会社、共同支配企業及び子会社					
子会社取得及び処分純利得／(損失) ⁽¹⁾	4	(13) ⁽²⁾	(2)	(9) ⁽²⁾	(2)
関連会社及び共同支配企業投資の処分純利得／(損失)	0	3	0	3	0

関連会社及び共同支配企業の純利益／(損失)に対する持分	21	136 ⁽³⁾	24	157 ⁽³⁾	39
合計	25	126	22	150	37
不動産収益 ⁽⁴⁾	8	3	7	10	11
売却目的で保有する不動産処分純利得／(損失)	(35)	8	0	(28)	0
UBSグループAG又はその子会社に提供された共通業務からの収益	154	167	215	322	384
その他	(1)	(22)	63	(23)	83
その他の収益合計	150	281	306	432	515

⁽¹⁾ 在外営業活動体の処分又は閉鎖に関連してその他の包括利益から振り替えられた為替換算損益を含む。⁽²⁾ 非中核及びレガシー事業部門で管理されていたクレディ・スイスの米国モーゲージ・サービシング事業であるセレクト・ポートフォリオ・サービシングの売却が完了した時点で認識された11百万米ドルの損失を含む。詳細については、UBS AGの2024年度年次報告書の「連結財務書類」のセクションの「注記29 組織変更並びに子会社及び事業体の取得及び処分」を参照。⁽³⁾ クレディ・スイスのカード・ポートフォリオのUBS AGへの売却に関連してSwisscardが計上した、UBS AGの持分に相当する利益64百万米ドルを含む。詳細については、UBS AGの2024年度年次報告書の「連結財務書類」のセクションの「注記29 組織変更並びに子会社及び事業体の取得及び処分」を参照。⁽⁴⁾ 第三者から受け取った賃貸料を含む。

注記7 人件費

人件費

単位：百万米ドル	2025年 6月30日 終了四半期	2025年 3月31日 終了四半期	2024年 6月30日 終了四半期	2025年 6月30日 累計期間	2024年 6月30日 累計期間
給与及び変動報酬 ⁽¹⁾	4,882	5,129	4,205	10,011	7,826
内、変動報酬－ファイナンシャル・アドバイザー ⁽²⁾	1,335	1,409	1,291	2,744	2,558
契約社員給与	41	37	24	77	45
社会保険	300	310	251	610	459
退職後給付制度	220	257	159	477	346
その他の人件費	207	176	158	383	283
人件費合計	5,649	5,910	4,797	11,559	8,958

⁽¹⁾ 役職手当を含む。⁽²⁾ ファイナンシャル・アドバイザーの報酬は、成果物に基づき定型的に算定される現金報酬及び繰延報酬で構成される。これには、権利確定のための要件を条件とした、採用時にファイナンシャル・アドバイザーと締結した報酬コミットメントに関連する費用も含まれている。

注記8 一般管理費

一般管理費

単位：百万米ドル	2025年 6月30日 終了四半期	2025年 3月31日 終了四半期	2024年 6月30日 終了四半期	2025年 6月30日 累計期間	2024年 6月30日 累計期間
外部委託費用	187	197	191	384	312
IT費用	244	255	206	499	369
コンサルティング、弁護士及び監査報酬	283	257	240	540	441
不動産及び物流費用	235	203	190	439	320
市場データサービス費用	150	152	126	302	232
マーケティング及びコミュニケーション費用	88	76	70	164	136

旅費及び交際費	78	66	72	145	126
訴訟、規制上の問題及び類似の問題 ⁽¹⁾	163	196	1,161	359	1,169
その他	2,799	2,676 ⁽²⁾	2,329	5,474 ⁽²⁾	4,466
内、UBSグループAG又はその子会社から請求される共通業務費用	2,538	2,231	2,097	4,769	4,030
一般管理費合計	4,228	4,077	4,584	8,305	7,570

⁽¹⁾ 損益計算書で認識された訴訟、規制上の問題及び類似の問題に対する引当金の純増加／（減少）が反映されている。詳細については、注記16bを参照。⁽²⁾ クレディ・スイスのカード・ポートフォリオをUBS AGに売却した際にSwisscardに支払った費用180百万米ドルが含まれている。詳細については、UBS AGの2024年度年次報告書の「連結財務書類」のセクションの「注記29 組織変更並びに子会社及び事業体の取得及び処分」を参照。

[次へ](#)

注記9 予想信用損失の測定

a) 信用損失費用／戻入

2025年度第2四半期の信用損失費用（純額）は合計152百万米ドルであった。これは、正常なポジションに関連する費用（純額）38百万米ドルと信用減損のポジションに関連する費用（純額）114百万米ドルを反映したものである。

ステージ1及びステージ2の費用（純額）38百万米ドルには、主に企業向け貸付及びポートフォリオの変更によるシナリオ更新関連の費用（純額）23百万米ドルと、大手法人顧客セグメントのポートフォリオの再調整を見越した13百万米ドルの費用が含まれている。

信用減損のポジションの信用損失費用114百万米ドルは、主に少数の法人取引相手に関連するパーソナル&コーポレート・バンキング及びインベストメント・バンクのエクスポージャーに関連するものであった。

信用損失費用／（戻入）

	正常なポジション	信用減損のポジション	
単位：百万米ドル	ステージ1及び2	ステージ3	合計
2025年6月30日終了四半期			
グローバル・ウェルス・マネジメント	(3)	1	(2)
パーソナル&コーポレート・バンキング	22	92	114
アセット・マネジメント	0	0	0
インベストメント・バンク	19	22	41
非中核及びレガシー	0	(1)	(1)
グループ・アイテム	0	0	0
合計	38	114	152
2025年3月31日終了四半期			
グローバル・ウェルス・マネジメント	(7)	15	8
パーソナル&コーポレート・バンキング	(8)	66	58
アセット・マネジメント	0	0	0
インベストメント・バンク	(5)	54	49
非中核及びレガシー	0	10	10
グループ・アイテム	(1)	0	(1)
合計	(21)	145	124
2024年6月30日終了四半期			
グローバル・ウェルス・マネジメント	(14)	12	(2)
パーソナル&コーポレート・バンキング	(15)	125	110
アセット・マネジメント	0	0	0
インベストメント・バンク	1	(2)	(1)
非中核及びレガシー	(1)	(22)	(23)
グループ・アイテム	0	0	0
合計	(29)	113	84

b) ECLモデル、シナリオ及びシナリオ加重の変更

シナリオ及びシナリオ加重

予想信用損失（以下「ECL」という。）シナリオは、その関連するマクロ経済要因及び市場データとともに、2025年度第2四半期において、一連のガバナンス会議を通じ、事業部門及び地域全体にわたるUBS AGのリスク及び財務の専門家からのインプット及びフィードバックを得て、経済及び政治情勢を踏まえてレビューされた。

ベースライン・シナリオは、2025年6月30日現在の最新のマクロ経済予測に基づいて更新された。暦年ベースの仮定は以下の表に記載されているが、米国、ユーロ圏、日本については、米国が他国からの輸入品に課す関税の発表を受けて、当年度下半期の仮定は2025年度初頭と比較して下方修正されている。一般的に、スイスのGDP成長率と失業率の予測は、米国の関税発表の波及効果により、2024年度よりも楽観的ではない。長期金利の見通しは修正され、やや低下したが、住宅価格の予測は変更されていない。

2025年度第1四半期の初めに、UBS AGは2024年度末に適用していたスタグフレーション下の地政学的危機シナリオを、深刻なダウンサイドのシナリオとしてグローバル・クライシス・シナリオに置き換えた。このシナリオは、ソブリン・デフォルト、低金利、ユーロ圏の危機、新興市場における重大なストレスなどのリスクを対象としている。マイルドなスタグフレーション下の危機シナリオは、マイルド・デット・クライシス・シナリオに代わり、マイルドなダウンサイドのシナリオとして適用された。マイルドなスタグフレーション下の危機シナリオでは、以前適用されたマイルド・デット・クライシス・シナリオとは異なり、金利は低下するのではなく上昇すると仮定されている。ただし、GDPや株式の下落幅は両シナリオで類似している。

UBS AGは、シナリオ及びシナリオ加重をUBS AGの2025年度第1四半期財務報告書に適用したものと同一にした。資産価格の上昇やベースライン・シナリオを含む全てのシナリオは、2025年6月30日現在の最新のマクロ経済予測に基づき更新されている。暦年ベースの仮定は、以下の表に含まれている。

ショック要因の比較

主要パラメーター	ベースライン		
	2024年	2025年	2026年
実質GDP成長率(年間変動率)			
米国	2.8	1.6	1.2
ユーロ圏	0.8	0.7	1.0
スイス	1.4	0.9	1.4
失業率(%、年間平均)			
米国	4.0	4.3	4.8
ユーロ圏	6.4	6.5	6.6
スイス	2.5	2.9	2.9
債券：10年物国債(%、第4四半期)			
米ドル	4.6	4.2	4.4
ユーロ	2.4	2.7	2.8
スイス・フラン	0.3	0.5	0.6
不動産(年間変動率、第4四半期)			
米国	3.8	2.3	3.7
ユーロ圏	4.2	2.7	3.4
スイス	0.9	4.0	2.5

経済シナリオ及び適用された加重

ECLシナリオ	割り当てられた加重(%)		
	2025年6月30日現在	2025年3月31日現在	2024年6月30日現在
資産価格の上昇	5.0	5.0	—
ベースライン	50.0	50.0	60.0

マイルド・デット・クライシス	—	—	15.0
スタグフレーション下の地政学的危機	—	—	25.0
マイルドなスタグフレーション下の危機	30.0	30.0	—
グローバル・クライシス	15.0	15.0	—

c) ECLに関連する貸借対照表のポジション及びオフバランス・シートのポジション（ECLに係る評価性引当金及び負債性引当金を含む。）

以下の表は、ECLの要求事項の対象となる金融商品及び特定の非金融商品に関する情報である。償却原価で測定される金融商品については、帳簿価額は、予想信用損失に係る評価性引当金考慮後の信用リスクに対する最大エクスポージャーを表す。その他の包括利益を通じて公正価値（以下「FVOCI」という。）で測定される金融資産もまたECLの対象となる。ただし、償却原価で測定される金融商品とは異なり、これらの金融資産の帳簿価額からFVOCIで測定される金融商品の予想信用損失に係る評価性引当金は減額されない。むしろ、FVOCIで測定される金融資産の帳簿価額は、信用リスクに対する最大エクスポージャーを表す。

2025年度第2四半期に認識された購入した信用減損金融資産はなかった。組成された信用減損金融資産に重要性はなく、以下の表には示されていない。

認識された金融資産に加え、一部のオフバランス・シート金融商品及びその他の信用枠もまたECLの対象である。オフバランス・シート金融商品の信用リスクに対する最大エクスポージャーは、最大契約額に基づき算出される。

ECLに関連する貸借対照表のポジション及びオフバランス・シートのポジション

単位：百万米ドル		2025年6月30日現在						
償却原価で測定される金融商品	合計	帳簿価額 ⁽¹⁾			合計	ECLに係る評価性引当金		
		ステージ1	ステージ2	ステージ3		ステージ1	ステージ2	ステージ3
現金及び中央銀行預け金	236,193	236,007	186	0	(263)	0	(263)	0
銀行預け金	20,688	20,587	102	0	(12)	(5)	(5)	(2)
償却原価で測定される有価証券 ファイナンス取引による債権	110,161	110,161	0	0	(3)	(3)	0	0
デリバティブに係る差入担保金	45,478	45,478	0	0	0	0	0	0
顧客貸出金及び前渡金	653,195	623,137	25,571	4,486	(3,187)	(343)	(311)	(2,533)
内、住宅ローンのある個人顧客	286,744	273,655	11,641	1,448	(147)	(43)	(49)	(55)
内、不動産ファイナンス	94,056	88,123	5,611	322	(117)	(25)	(36)	(56)
内、大手法人顧客	26,866	23,058	3,118	690	(866)	(116)	(97)	(653)
内、中小企業の顧客	25,000	21,161	2,498	1,341	(1,225)	(74)	(85)	(1,065)
内、ロンバード	161,199	160,942	147	110	(141)	(11)	0	(130)
内、クレジット・カード	2,315	1,791	479	45	(48)	(7)	(12)	(29)
内、コモディティ・トレード・ ファイナンス	4,263	4,236	25	1	(134)	(8)	0	(126)
内、船舶・航空機ファイナンス	8,859	8,054	727	78	(20)	(15)	(5)	0
内、消費者ファイナンス	2,894	2,707	131	55	(149)	(19)	(23)	(108)
償却原価で測定されるその他の金 融資産	72,546	71,751	620	176	(129)	(25)	(11)	(93)
内、ファイナンシャル・アドバ イザーに対する貸出金	2,682	2,495	97	90	(39)	(3)	(1)	(35)
償却原価で測定される金融資産 合計	1,138,262	1,107,120	26,479	4,662	(3,595)	(378)	(590)	(2,627)
その他の包括利益を通じて公正価 値で測定される金融資産	6,872	6,872	0	0	0	0	0	0
ECLの要求事項の適用範囲に含ま れるオンバランス・シートの金 融資産合計	1,145,133	1,113,992	26,479	4,662	(3,595)	(378)	(590)	(2,627)

オフバランス・シート (ECL適用範囲内)	エクスポージャー合計				ECLに係る負債性引当金			
	合計	ステージ1	ステージ2	ステージ3	合計	ステージ1	ステージ2	ステージ3
保証	44,446	43,444	819	184	(93)	(14)	(21)	(58)
内、大手法人顧客	7,728	7,154	480	93	(54)	(6)	(5)	(42)
内、中小企業の顧客	3,280	3,007	219	55	(31)	(5)	(15)	(11)
内、金融仲介機関及びヘッジ・ファンド	26,604	26,516	87	0	(1)	(1)	0	0
内、ロンバード	3,958	3,933	1	24	(3)	0	0	(2)
内、コモディティ・トレード・ファイナンス	1,874	1,873	1	0	(1)	(1)	0	0
取消不能ローン・コミットメント	82,046	77,132	4,688	226	(259)	(139)	(83)	(37)
内、大手法人顧客	49,093	44,806	4,094	193	(195)	(101)	(74)	(20)
先日付スタートのリバース・レポ契約及び有価証券借入契約	20,143	20,143	0	0	0	0	0	0
無条件に取消可能なローン・コミットメント	153,998	151,188	2,582	227	(62)	(47)	(15)	0
内、不動産ファイナンス	8,237	7,929	309	0	(3)	(4)	1	0
内、大手法人顧客	14,601	13,752	817	32	(15)	(8)	(5)	(2)
内、中小企業の顧客	12,030	11,420	454	156	(26)	(20)	(6)	0
内、ロンバード	75,099	75,013	74	12	0	0	0	0
内、クレジット・カード	11,566	11,045	518	3	(9)	(7)	(2)	0
取消不能な既存貸出金の期間延長	5,201	5,182	19	0	(2)	(2)	0	0
オフバランス・シートの金融商品及びその他の信用枠合計	305,834	297,089	8,108	637	(415)	(202)	(118)	(95)
評価性引当金及び負債性引当金合計					(4,010)	(580)	(708)	(2,722)

(1) 償却原価で測定される金融資産の帳簿価額は、エクスポージャー総額の合計から各ECLに係る評価性引当金を控除後の金額を示している。

ECLに関連する貸借対照表のポジション及びオフバランス・シートのポジション

単位：百万米ドル		2025年3月31日現在						
償却原価で測定される金融商品	帳簿価額 ⁽¹⁾				ECLに係る評価性引当金			
	合計	ステージ1	ステージ2	ステージ3	合計	ステージ1	ステージ2	ステージ3
現金及び中央銀行預け金	231,370	231,207	163	0	(240)	0	(240)	0
銀行預け金	20,285	20,248	37	0	(11)	(5)	(4)	(1)
償却原価で測定される有価証券 ファイナンス取引による債権	101,784	101,784	0	0	(3)	(3)	0	0
デリバティブに係る差入担保金	38,994	38,994	0	0	0	0	0	0
顧客貸出金及び前渡金	603,233	576,017	22,744	4,471	(2,955)	(289)	(300)	(2,366)
内、住宅ローンのある個人顧客	258,849	246,480	10,943	1,426	(143)	(39)	(50)	(53)
内、不動産ファイナンス	84,915	79,744	4,923	247	(105)	(26)	(32)	(48)
内、大手法人顧客	25,200	22,015	2,120	1,065	(915)	(82)	(111)	(722)
内、中小企業の顧客	22,033	18,578	2,318	1,137	(1,030)	(65)	(67)	(897)
内、ロンバード	153,007	152,909	1	97	(113)	(8)	0	(105)
内、クレジット・カード	2,025	1,564	420	41	(44)	(8)	(11)	(26)
内、コモディティ・トレード・ファイナンス	4,331	4,311	12	8	(123)	(8)	0	(115)
内、船舶・航空機ファイナンス	8,221	7,905	316	0	(19)	(16)	(4)	0
内、消費者ファイナンス	2,617	2,403	109	106	(125)	(16)	(19)	(90)
償却原価で測定されるその他の金融資産	66,864	66,110	560	194	(127)	(24)	(8)	(96)
内、ファイナンシャル・アドバイザーに対する貸出金	2,738	2,600	48	89	(40)	(3)	(1)	(36)

償却原価で測定される金融資産 合計	1,062,530	1,034,361	23,505	4,665	(3,336)	(321)	(553)	(2,463)
その他の包括利益を通じて公正価 値で測定される金融資産	3,216	3,216	0	0	0	0	0	0
ECLの要求事項の適用範囲に含ま れるオンバランス・シートの金 融資産合計	1,065,747	1,037,577	23,505	4,665	(3,336)	(321)	(553)	(2,463)

オフバランス・シート (ECL適用範囲内)	エクスポージャー合計				ECLに係る負債性引当金			
	合計	ステージ1	ステージ2	ステージ3	合計	ステージ1	ステージ2	ステージ3
保証	42,588	40,620	1,800	168	(57)	(13)	(20)	(24)
内、大手法人顧客	7,103	6,487	530	87	(14)	(6)	(4)	(4)
内、中小企業の顧客	2,885	2,529	316	39	(22)	(3)	(15)	(4)
内、金融仲介機関及びヘッジ・ファンド	25,139	24,249	890	0	(1)	(1)	0	0
内、ロンバード	3,591	3,561	0	30	(3)	(1)	0	(2)
内、コモディティ・トレード・ファイナンス	2,160	2,158	1	0	(1)	(1)	0	0
取消不能ローン・コミットメント	79,463	75,299	3,906	257	(233)	(116)	(81)	(36)
内、大手法人顧客	48,349	45,150	3,033	165	(161)	(84)	(59)	(18)
先日付スタートのリバース・レポ契約及び有価証券借入契約	18,178	18,178	0	0	0	0	0	0
無条件に取消可能なローン・コミットメント	144,907	141,263	3,442	202	(55)	(41)	(14)	0
内、不動産ファイナンス	7,384	7,030	354	0	(3)	(4)	1	0
内、大手法人顧客	13,497	12,751	722	23	(15)	(8)	(5)	(2)
内、中小企業の顧客	10,902	9,952	801	149	(23)	(18)	(5)	0
内、ロンバード	72,767	72,757	8	2	0	0	0	0
内、クレジット・カード	10,285	9,815	467	3	(8)	(6)	(2)	0
取消不能な既存貸出金の期間延長	4,165	4,162	2	2	(3)	(3)	0	0
オフバランス・シートの金融商品及びその他の信用枠合計	289,302	279,523	9,150	629	(348)	(172)	(115)	(61)
評価性引当金及び負債性引当金合計					(3,685)	(493)	(668)	(2,524)

(1) 償却原価で測定される金融資産の帳簿価額は、エクスポージャー総額の合計から各ECLに係る評価性引当金を控除後の金額を示している。

ECLに関連する貸借対照表のポジション及びオフバランス・シートのポジション

単位：百万米ドル		2024年12月31日現在						
償却原価で測定される金融商品	帳簿価額 ⁽¹⁾				ECLに係る評価性引当金			
	合計	ステージ1	ステージ2	ステージ3	合計	ステージ1	ステージ2	ステージ3
現金及び中央銀行預け金	223,329	223,201	128	0	(186)	0	(186)	0
銀行預け金	18,111	17,912	198	0	(42)	(1)	(5)	(36)
償却原価で測定される有価証券 ファイナンス取引による債権	118,302	118,302	0	0	(2)	(2)	0	0
デリバティブに係る差入担保金	43,959	43,959	0	0	0	0	0	0
顧客貸出金及び前渡金	587,347	560,531	22,309	4,506	(2,830)	(276)	(323)	(2,230)
内、住宅ローンのある個人顧客	251,955	241,690	9,009	1,256	(166)	(46)	(70)	(50)
内、不動産ファイナンス	83,780	79,480	4,071	229	(100)	(24)	(27)	(49)
内、大手法人顧客	25,599	21,073	3,493	1,033	(828)	(72)	(123)	(632)
内、中小企業の顧客	21,002	17,576	2,293	1,133	(963)	(55)	(47)	(860)
内、ロンバード	147,714	147,326	266	122	(107)	(6)	0	(101)
内、クレジット・カード	1,978	1,533	406	39	(41)	(6)	(11)	(25)
内、コモディティ・トレード・ファイナンス	4,204	4,089	106	9	(122)	(9)	0	(113)
内、船舶・航空機ファイナンス	8,058	7,136	922	0	(31)	(14)	(16)	0
内、消費者ファイナンス	2,814	2,468	114	232	(137)	(15)	(19)	(102)
償却原価で測定されるその他の金融資産	59,279	58,645	439	194	(135)	(25)	(7)	(103)
内、ファイナンシャル・アドバイザーに対する貸出金	2,723	2,568	59	95	(41)	(4)	(1)	(37)

償却原価で測定される金融資産 合計	1,050,326	1,022,550	23,074	4,701	(3,195)	(304)	(521)	(2,369)
その他の包括利益を通じて公正価 値で測定される金融資産	2,195	2,195	0	0	0	0	0	0
ECLの要求事項の適用範囲に含ま れるオンバランス・シートの金 融資産合計	1,052,521	1,024,746	23,074	4,701	(3,195)	(304)	(521)	(2,369)

オフバランス・シート (ECL適用範囲内)	エクスポージャー合計				ECLに係る負債性引当金			
	合計	ステージ1	ステージ2	ステージ3	合計	ステージ1	ステージ2	ステージ3
保証	40,280	38,860	1,242	178	(61)	(16)	(24)	(22)
内、大手法人顧客	7,818	7,098	635	85	(18)	(6)	(9)	(2)
内、中小企業の顧客	2,524	2,074	393	57	(27)	(5)	(15)	(7)
内、金融仲介機関及びヘッジ・ファンド	21,590	21,449	141	0	(1)	(1)	0	0
内、ロンバード	3,709	3,652	24	33	(4)	(1)	0	(3)
内、コモディティ・トレード・ファイナンス	2,678	2,676	2	0	(1)	(1)	0	0
取消不能ローン・コミットメント	79,579	75,158	4,178	243	(192)	(105)	(61)	(26)
内、大手法人顧客	47,381	43,820	3,393	168	(155)	(91)	(54)	(10)
先日付スタートのリバース・レポ 契約及び有価証券借入契約	24,896	24,896	0	0	0	0	0	0
無条件に取消可能な信用枠	148,900	146,496	2,149	255	(75)	(59)	(17)	0
内、不動産ファイナンス	7,674	7,329	345	0	(6)	(4)	(2)	0
内、大手法人顧客	14,692	14,091	584	17	(22)	(14)	(7)	(2)
内、中小企業の顧客	9,812	9,289	333	190	(34)	(28)	(6)	0
内、ロンバード	73,267	73,181	84	1	0	0	0	0
内、クレジット・カード	10,074	9,604	467	3	(8)	(6)	(2)	0
取消不能な既存貸出金の期間延長	4,608	4,602	4	2	(3)	(3)	0	0
オフバランス・シートの金融商品 及びその他の信用枠合計	298,263	290,012	7,572	678	(332)	(183)	(102)	(48)
評価性引当金及び負債性引当金 合計					(3,527)	(487)	(623)	(2,417)

(1) 償却原価で測定される金融資産の帳簿価額は、エクスポージャー総額の合計から各ECLに係る評価性引当金を控除後の金額を示している。

以下の表は、UBS AGの中核業務の貸出ポートフォリオ（すなわち、「顧客貸出金及び前渡金」並びに「ファイナンシャル・アドバイザーに対する貸出金」）及び関連するオフバランス・シートのエクスポージャーについて、ECLの対象となるエクスポージャーの帳簿価額総額及びECLカバレッジ比率の情報を示している。「現金及び中央銀行預け金」、「銀行預け金」、「有価証券ファイナンス取引による債権」、「デリバティブに係る差入担保金」、並びに「その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産」は、ECLに対する感応度が低いため、以下の表には含めていない。

ECLカバレッジ比率は、ECLに係る評価性引当金及び負債性引当金を関連するエクスポージャーの帳簿価額（総額）で割って算出している。

正常なポジションに対する全体的なカバレッジ比率は、2025年6月30日現在、10ベシス・ポイントと変更はない。2025年3月31日現在と比較して、不動産貸付（オンバランス・シート）に関連する正常なポジションに対するカバレッジ比率は4ベシス・ポイントで変わらず、企業向け貸付（オンバランス・シート）に関連する正常なポジションに対するカバレッジ比率は2ベシス・ポイント増の74ベシス・ポイントとなった。

中核業務の貸出金ポートフォリオのカバレッジ比率

2025年6月30日現在									
オンバランス・シート	帳簿価額(総額) (百万米ドル)				ECLカバレッジ (bps)				
	合計	ステージ1	ステージ2	ステージ3	合計	ステージ1	ステージ2	ステージ1 & 2	ステージ3
住宅ローンのある個人顧客	286,891	273,698	11,691	1,503	5	2	42	3	365
不動産ファイナンス	94,173	88,149	5,647	378	12	3	63	7	1,475
不動産貸付合計	381,064	361,847	17,337	1,880	7	2	49	4	588
大手法人顧客	27,732	23,174	3,215	1,343	312	50	300	81	4,863
中小企業の顧客	26,225	21,234	2,584	2,407	467	35	331	67	4,427
企業向け貸付合計	53,957	44,409	5,799	3,750	388	43	314	74	4,584
ロンバード	161,340	160,953	147	240	9	1	0	1	5,407
クレジット・カード	2,363	1,798	491	74	201	36	250	82	3,898
コモディティ・トレード・ファイナンス	4,394	4,244	25	124	305	19	0	19	0
船舶・航空機ファイナンス	8,879	8,068	732	78	22	18	70	22	0
消費者ファイナンス	3,043	2,727	154	163	490	70	1,466	145	6,610
その他の顧客貸出金及び前渡金	41,342	39,434	1,197	711	82	6	32	7	4,395
ファイナンシャル・アドバイザーに対する貸出金	2,721	2,498	99	125	145	13	140	18	2,777
その他の貸出金合計	224,082	219,723	2,845	1,514	39	4	159	6	4,878
合計 ⁽¹⁾	659,104	625,978	25,981	7,144	49	6	120	10	3,594

オフバランス・シート	エクスポージャーの総額 (百万米ドル)				ECLカバレッジ (bps)				
	合計	ステージ1	ステージ2	ステージ3	合計	ステージ1	ステージ2	ステージ1 & 2	ステージ3
住宅ローンのある個人顧客	11,178	10,950	222	6	4	3	25	4	0
不動産ファイナンス	9,734	9,401	333	0	8	9	0	8	0
不動産貸付合計	20,912	20,351	555	6	6	6	0	6	0
大手法人顧客	71,511	65,801	5,392	318	37	17	156	28	2,012
中小企業の顧客	17,371	16,346	780	244	49	22	358	37	915
企業向け貸付合計	88,882	82,148	6,172	562	39	18	182	30	1,536
ロンバード	82,536	82,424	75	36	2	1	0	1	2,337
クレジット・カード	11,566	11,045	518	3	8	6	36	8	0
コモディティ・トレード・ファイナンス	2,230	2,223	6	1	3	3	46	3	0
船舶・航空機ファイナンス	2,430	2,390	41	0	0	0	0	0	0
消費者ファイナンス	327	327	0	0	2	2	0	2	0

金融仲介機関及びヘッジ・ファンド	31,513	30,974	539	0	2	1	7	2	0
その他のオフバランス・シートのコミットメント	45,295	45,064	203	29	6	5	207	6	199
その他の貸出金合計	175,897	174,448	1,381	68	3	2	47	3	1,312
合計⁽²⁾	285,692	276,947	8,108	637	15	7	146	11	1,497
オンバランス・シート及びオフバランス・シート合計⁽³⁾	944,795	902,925	34,089	7,781	39	6	126	10	3,423

⁽¹⁾ 顧客貸出金及び前渡金並びにファイナンシャル・アドバイザーに対する貸出金を含み、貸借対照表上の表示科目、償却原価で測定されるその他の金融資産、に表示されている。⁽²⁾ 先日付スタートのリバース・レポ契約及び有価証券借入契約を除く。⁽³⁾ オンバランス・シートのエクスポージャー、オフバランス・シートのエクスポージャーの総額（想定元本）、及び関連するECLカバレッジ比率（bps）を含む。

中核業務の貸出金ポートフォリオのカバレッジ比率

2025年3月31日現在									
オンバランス・シート	帳簿価額(総額) (百万米ドル)				ECLカバレッジ (bps)				
	合計	ステージ1	ステージ2	ステージ3	合計	ステージ1	ステージ2	ステージ1 & 2	ステージ3
住宅ローンのある個人顧客	258,992	246,519	10,993	1,480	6	2	45	3	361
不動産ファイナンス	85,020	79,771	4,955	295	12	3	64	7	1,613
不動産貸付合計	344,012	326,290	15,948	1,774	7	2	51	4	569
大手法人顧客	26,115	22,097	2,231	1,788	350	37	496	79	4,040
中小企業の顧客	23,062	18,643	2,385	2,034	446	35	283	63	4,409
企業向け貸付合計	49,177	40,739	4,616	3,822	395	36	386	72	4,236
ロンバード	153,120	152,917	1	203	7	1	31	1	5,198
クレジット・カード	2,069	1,572	431	66	214	49	255	94	3,847
コモディティ・トレード・ファイナンス	4,454	4,319	12	123	276	18	10	18	9,376
船舶・航空機ファイナンス	8,240	7,921	319	0	23	20	117	23	0
消費者ファイナンス	2,743	2,418	128	196	457	65	1,500	137	4,598
その他の顧客貸出金及び前渡金	42,373	40,130	1,590	653	80	5	44	7	4,742
ファイナンシャル・アドバイザーに対する貸出金	2,778	2,603	49	125	144	13	174	16	2,870
その他の貸出金合計	215,777	211,880	2,530	1,367	37	4	165	6	4,991
合計 ⁽¹⁾	608,966	578,909	23,094	6,963	49	5	130	10	3,450

オフバランス・シート	エクスポージャーの総額 (百万米ドル)				ECLカバレッジ (bps)				
	合計	ステージ1	ステージ2	ステージ3	合計	ステージ1	ステージ2	ステージ1 & 2	ステージ3
住宅ローンのある個人顧客	9,352	9,083	264	6	4	3	33	4	453
不動産ファイナンス	8,225	7,851	374	0	8	10	0	8	0
不動産貸付合計	17,578	16,934	638	6	6	6	0	6	448
大手法人顧客	69,056	64,495	4,286	275	27	15	160	24	874
中小企業の顧客	15,801	14,290	1,268	243	52	19	293	41	759
企業向け貸付合計	84,857	78,785	5,554	518	32	16	190	27	820
ロンバード	79,638	79,597	8	33	2	1	14	1	2,461
クレジット・カード	10,285	9,815	467	3	8	6	37	8	0
コモディティ・トレード・ファイナンス	3,019	3,001	17	0	2	2	14	2	0
船舶・航空機ファイナンス	2,520	2,486	34	0	0	0	0	0	0
消費者ファイナンス	377	377	0	0	3	3	0	3	0
金融仲介機関及びヘッジ・ファンド	30,668	29,151	1,517	0	1	1	3	1	0
その他のオフバランス・シートのコミットメント	42,182	41,199	914	69	10	5	86	7	1,434
その他の貸出金合計	168,689	165,626	2,958	105	4	2	34	3	1,707
合計 ⁽²⁾	271,124	261,345	9,150	629	13	7	126	11	964
オンバランス・シート及びオフ バランス・シート合計 ⁽³⁾	880,089	840,254	32,244	7,592	38	6	129	10	3,244

⁽¹⁾ 顧客貸出金及び前渡金並びにファイナンシャル・アドバイザーに対する貸出金を含み、貸借対照表上の表示科目、償却原価で測定されるその他の金融資産、に表示されている。⁽²⁾ 先日付スタートのリバース・レポ契約及び有価証券借入契約を除く。⁽³⁾ オンバランス・シートのエクスポージャー、オフバランス・シートのエクスポージャーの総額（想定元本）、及び関連するECLカバレッジ比率（bps）を含む。

中核業務の貸出金ポートフォリオのカバレッジ比率

2024年12月31日現在									
オンバランス・シート	帳簿価額(総額) (百万米ドル)				ECLカバレッジ (bps)				
	合計	ステージ1	ステージ2	ステージ3	合計	ステージ1	ステージ2	ステージ1 & 2	ステージ3
住宅ローンのある個人顧客	252,121	241,736	9,079	1,306	7	2	77	5	386
不動産ファイナンス	83,880	79,504	4,098	278	12	3	66	6	1,768
不動産貸付合計	336,001	321,240	13,177	1,584	8	2	73	5	628
大手法人顧客	26,427	21,145	3,617	1,665	313	34	341	79	3,795
中小企業の顧客	21,966	17,631	2,341	1,993	439	31	203	52	4,316
企業向け貸付合計	48,393	38,776	5,958	3,659	370	33	287	67	4,079
ロンバード	147,821	147,332	267	222	7	0	8	0	4,531
クレジット・カード	2,019	1,539	416	64	205	39	256	85	3,857
コモディティ・トレード・ファイナンス	4,327	4,098	106	122	283	22	40	23	9,258
船舶・航空機ファイナンス	8,089	7,150	938	0	38	20	175	38	0
消費者ファイナンス	2,951	2,484	134	334	464	62	1,447	133	3,057
その他の顧客貸出金及び前渡金	40,576	38,188	1,636	752	83	7	56	9	3,965
ファイナンシャル・アドバイザーに対する貸出金	2,764	2,571	60	132	149	14	159	17	2,785
その他の貸出金合計	208,547	203,363	3,558	1,627	39	4	161	7	4,152
合計 ⁽¹⁾	592,941	563,379	22,693	6,869	48	5	143	10	3,301

オフバランス・シート	エクスポージャーの総額 (百万米ドル)				ECLカバレッジ (bps)				
	合計	ステージ1	ステージ2	ステージ3	合計	ステージ1	ステージ2	ステージ1 & 2	ステージ3
住宅ローンのある個人顧客	8,473	8,271	176	26	4	4	22	4	81
不動産ファイナンス	8,694	8,300	394	0	7	6	33	7	0
不動産貸付合計	17,167	16,571	570	26	6	5	30	6	81
大手法人顧客	69,896	65,013	4,612	271	28	17	151	26	528
中小企業の顧客	13,944	12,788	842	315	59	30	324	48	532
企業向け貸付合計	83,840	77,800	5,454	586	33	19	177	30	530
ロンバード	80,390	80,235	120	35	1	0	1	0	2,330
クレジット・カード	10,074	9,604	467	3	8	6	36	8	0
コモディティ・トレード・ファイナンス	3,487	3,464	23	0	3	3	51	3	0
船舶・航空機ファイナンス	2,669	2,663	6	0	13	13	49	13	0
消費者ファイナンス	134	134	0	0	6	6	0	6	0
金融仲介機関及びヘッジ・ファンド	22,842	22,378	464	0	1	1	8	1	0
その他のオフバランス・シートのコミットメント	52,765	52,268	468	29	4	2	28	2	2,945
その他の貸出金合計	172,360	170,745	1,549	67	3	1	23	2	2,470
合計 ⁽²⁾	273,367	265,117	7,572	678	12	7	135	10	704
オンバランス・シート及びオフ バランス・シート合計 ⁽³⁾	866,308	828,495	30,265	7,547	37	6	141	10	3,067

⁽¹⁾ 顧客貸出金及び前渡金並びにファイナンシャル・アドバイザーに対する貸出金を含み、貸借対照表上の表示科目、償却原価で測定されるその他の金融資産、に表示されている。⁽²⁾ 先日付スタートのリバース・レポ契約及び有価証券借入契約を除く。⁽³⁾ オンバランス・シートのエクスポージャー、オフバランス・シートのエクスポージャーの総額（想定元本）、及び関連するECLカバレッジ比率（bps）を含む。

注記10 公正価値測定

a) 公正価値ヒエラルキー

公正価値で測定される金融資産及び負債並びに非金融資産及び負債の公正価値ヒエラルキーの区分は、以下の表の通り要約される。

2025年度上半期において、全報告期間を通じて保有していた資産及び負債のレベル2からレベル1への振替、又はレベル1からレベル2への振替は重要ではなかった。

市場相場価格又は評価技法による公正価値の決定⁽¹⁾

単位：百万米ドル	2025年6月30日現在				2025年3月31日現在				2024年12月31日現在			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	レベル1	レベル2	レベル3	合計	レベル1	レベル2	レベル3	合計
継続的に公正価値で測定される金融資産												
公正価値で測定されるトレーディング目的保有金融資産	134,759	31,274	3,454	169,487	133,803	27,969	3,665	165,437	128,428	27,687	3,108	159,223
内、資本性金融商品	117,036	370	155	117,562	117,487	320	138	117,945	116,536	430	91	117,056
内、国債	8,997	3,715	139	12,851	8,304	3,468	46	11,817	4,443	3,261	41	7,746
内、投資信託受益証券	7,554	874	96	8,525	7,180	949	149	8,279	6,537	987	151	7,675
内、社債及び地方債	1,167	22,996	757	24,920	828	20,777	876	22,480	911	17,585	838	19,334
内、貸出金	0	3,145	2,172	5,317	0	2,254	2,292	4,545	0	5,200	1,799	6,998
内、資産担保証券	4	168	134	306	4	197	162	363	1	219	153	373
デリバティブ金融商品	1,315	166,156	3,151	170,622	1,372	134,789	2,459	138,620	795	182,849	2,792	186,435
内、外国為替	815	77,661	81	78,558	570	48,911	71	49,551	472	100,572	66	101,111
内、金利	0	37,667	884	38,550	0	38,135	898	39,033	0	41,193	878	42,071
内、株式／株式指数	0	44,112	1,255	45,367	0	39,940	937	40,877	0	35,747	1,129	36,876
内、クレジット	0	2,310	928	3,238	0	2,668	517	3,185	0	2,555	581	3,136
内、コモディティ	2	4,267	2	4,272	2	4,989	35	5,026	1	2,599	17	2,617
ブローカレッジ債権	0	29,068	0	29,068	0	28,747	0	28,747	0	25,858	0	25,858
公正価値で測定されるトレーディング目的保有でない金融資産	44,849	53,393	9,261	107,503	40,762	52,129	9,185	102,075	35,910	50,545	8,747	95,203
内、ユニットリンク型投資契約金融資産	19,424	112	1	19,537	17,398	4	0	17,403	17,101	6	0	17,106
内、社債及び地方債	31	19,182	91	19,303	30	14,844	145	15,020	31	14,695	133	14,859
内、国債	24,842	6,093	0	30,935	22,856	6,062	0	28,919	18,264	6,204	0	24,469
内、貸出金	0	5,626	3,734	9,360	0	4,972	3,589	8,561	0	4,427	3,192	7,619
内、有価証券ファイナンス取引	0	21,208	703	21,911	0	24,995	731	25,726	0	24,026	611	24,638
内、資産担保証券	0	864	534	1,399	0	1,041	540	1,581	0	972	597	1,569
内、オークション・レート証券	0	0	191	191	0	0	191	191	0	0	191	191
内、投資信託受益証券	433	137	626	1,196	387	123	640	1,150	423	133	681	1,237
内、資本性金融商品	119	0	3,064	3,183	90	0	2,930	3,020	91	0	2,916	3,008
継続的にその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産												
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産	4,716	2,156	0	6,872	1,130	2,087	0	3,216	59	2,137	0	2,195
内、国債	4,644	0	0	4,644	1,064	0	0	1,064	0	0	0	0
内、コマーシャル・ペーパー及び譲渡性預金	0	1,926	0	1,926	0	1,916	0	1,916	0	1,959	0	1,959
内、社債及び地方債	71	231	0	302	66	171	0	236	59	178	0	237
継続的に公正価値で測定される非金融資産												

貴金属及びその他の現物コモディティ	9,465	0	0	9,465	7,623	0	0	7,623	7,341	0	0	7,341
非継続的に公正価値で測定される非金融資産												
その他の非金融資産 ⁽²⁾	0	0	76	76	0	0	89	89	0	0	84	84
公正価値で測定される資産合計	195,104	282,047	15,942	493,093	184,689	245,720	15,398	445,808	172,532	289,076	14,731	476,340

市場相場価格又は評価技法による公正価値の決定⁽¹⁾ (続き)

	2025年6月30日現在				2025年3月31日現在				2024年12月31日現在			
単位：百万米ドル	レベル1	レベル2	レベル3	合計	レベル1	レベル2	レベル3	合計	レベル1	レベル2	レベル3	合計
継続的に公正価値で測定される金融負債												
公正価値で測定されるトレーディング目的保有金融負債	38,240	14,057	50	52,346	30,503	12,565	31	43,099	24,577	10,429	240	35,247
内、資本性金融商品	30,081	215	26	30,322	22,597	390	21	23,008	18,528	257	29	18,814
内、社債及び地方債	0	11,953	21	11,974	2	10,768	5	10,775	5	8,771	206	8,982
内、国債	5,614	1,629	0	7,243	6,490	1,210	0	7,699	4,336	1,174	0	5,510
内、投資信託受益証券	2,545	169	1	2,715	1,414	96	3	1,512	1,708	162	3	1,873
デリバティブ金融商品	1,294	178,463	4,148	183,905	1,407	136,694	4,130	142,230	829	175,788	4,060	180,678
内、外国為替	736	88,058	56	88,850	553	50,624	44	51,220	506	94,077	46	94,628
内、金利	0	33,261	307	33,568	0	33,911	337	34,248	0	36,313	324	36,636
内、株式／株式指数	0	50,340	3,469	53,810	0	44,707	3,293	48,000	0	39,597	3,142	42,739
内、クレジット	0	3,192	241	3,433	0	3,182	374	3,556	0	3,280	414	3,694
内、コモディティ	1	3,498	11	3,510	2	4,128	25	4,155	1	2,200	15	2,216
内、FVTPLで測定されるローン・コミットメント	0	12	30	42	0	45	29	74	0	75	62	137
継続的に公正価値での測定を指定された金融負債												
公正価値での測定を指定されたブローカレッジ債務	0	57,951	0	57,951	0	59,921	0	59,921	0	49,023	0	49,023
公正価値での測定を指定された社債	0	96,878	11,374	108,252	0	96,189	11,204	107,393	0	90,725	11,842	102,567
公正価値での測定を指定されたその他の金融負債	0	31,749	3,780	35,529	0	28,525	4,267	32,792	0	29,779	4,262	34,041
内、ユニットリンク型投資に係る金融負債	0	19,669	0	19,669	0	17,528	0	17,528	0	17,203	0	17,203
内、有価証券ファイナンス取引	0	4,580	118	4,699	0	3,985	108	4,094	0	5,798	0	5,798
内、UBSグループAGからの資金調達	0	4,639	1,480	6,119	0	4,042	1,515	5,557	0	3,848	1,494	5,342
内、債券及びその他(店頭)	0	2,861	2,182	5,043	0	2,969	2,644	5,613	0	2,930	2,768	5,698
公正価値で測定される負債合計	39,535	379,098	19,352	437,984	31,909	333,894	19,633	385,436	25,406	355,744	20,405	401,555

⁽¹⁾ 区分処理された組込デリバティブは、貸借対照表上で主契約と同じ項目に表示され、この表から除外されている。これらのデリバティブの公正価値は、表示期間において重要ではなかった。⁽²⁾ その他の非金融資産は主に、売却目的で保有する不動産及びその他の非流動資産で構成されている。当該資産は、帳簿価額と売却費用控除後の公正価値のいずれか低い価額で測定される。

b) 評価調整等

次の表は、各期間の繰延Day 1 損益リザーブの変動を要約したものである。

繰延Day 1 損益は、通常、同等の商品の価格若しくは原パラメーターが観察可能となった時点又は当該取引がクローズアウトされた時点で「純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係るその他の収益純額」に計上される。

繰延Day 1 損益リザーブ

	終了四半期			累計期間	
	2025年 6月30日	2025年 3月31日	2024年 6月30日	2025年 6月30日	2024年 6月30日
単位：百万米ドル					
期首リザーブ残高	391	421	379	421	397
UBS AGとクレディ・スイスAGの合併による影響 ⁽¹⁾			1		1
新規取引で繰り延べられた利益／(損失)	68	65	59	133	101

損益計算書で認識された(利益)／損失	(41)	(95)	(50)	(135)	(110)
為替換算調整	(1)	(1)	(1)	(2)	(1)
期末リザーブ残高	417	391	388	417	388

⁽¹⁾ UBS AGとクレディ・スイスAGの合併に関する詳細は注記2を参照。

次の表は、貸借対照表で認識されたその他の評価調整リザーブを要約したものである。

貸借対照表上のその他の評価調整リザーブ

単位：百万米ドル	2025年 6月30日現在	2025年 3月31日現在	2024年 12月31日現在
公正価値での測定を指定された金融負債に係る自己の信用調整			
(1)	(1,100)	(942)	(1,165)
内、公正価値での測定を指定された社債	(774)	(680)	(780)
内、公正価値での測定を指定されたその他の金融負債	(325)	(262)	(385)
信用評価調整⁽²⁾	(40)	(128)	(125)
調達及び負債評価調整	(87)	(69)	(96)
その他の評価調整	(966)	(971)	(1,206)
内、流動性	(586)	(570)	(746)
内、モデルの不確実性	(380)	(401)	(460)

⁽¹⁾ 公正価値での測定を指定された金融負債に係る自己の信用調整にはTLAC債の金額が含まれている。⁽²⁾ 当該金額は、債務不履行に陥った相手方に対するリザーブを含まない。

c) レベル3商品：評価技法及びインプット

次の表は、重要なレベル3資産及び負債、公正価値の測定に用いられた評価技法、並びに当該評価技法に使用された2025年6月30日現在重要かつ観察不能とみなされたインプット、及びかかる観察不能なインプットの値のレンジを表示している。

値のレンジとは、評価技法に使用される最高レベルと最低レベルのインプットを表している。従って、このレンジは特定のインプット又はUBS AGの見積りや仮定の合理性に関する評価に係る不確実性のレベルではなく、UBS AGが保有する関連する資産・負債の基本的な特性を反映している。

以下の表に開示されている重要な観察不能なインプットは、UBS AGの2024年度年次報告書の「連結財務書類」のセクションの「注記21 公正価値測定」に記載されているものと一致している。

レベル3資産及び負債の公正価値測定に使用される評価技法及びインプット

	公正価値				重要な 観察不能な 評価技法	インプット ⁽¹⁾	インプットのレンジ						単位 ⁽¹⁾	
	資産		負債				2025年 6月30日現在		2024年12月31日現在		加重 平均値 (2)	加重 平均値 (2)		
	2025年 6月30日	2024年 12月31日	2025年 6月30日	2024年 12月31日			最低値	最高値	最低値	最高値				
	現在	現在	現在	現在										
単位：十億米ドル														
公正価値で測定されるトレーディング目的保有金融資産／負債、公正価値で測定されるトレーディング目的保有でない金融資産														
社債及び地方債	0.8	1.0	0.0	0.2	市場類似商 品の相対的 価値	債券相当価格	12	104	77	23	114	98	ポイント	
公正価値で測定され る(トレーディング 目的保有及びト レーディング目的 保有でない)貸出金 及び保証 ⁽³⁾	6.0	5.2	0.0	0.0	市場類似商 品の相対的 価値	貸出金 相当価格	3	101	93	1	173	84	ポイント	
					割引期待 キャッ シュ・フ ロー	信用 スプレッド	17	294	94	16	545	195	ベースス・ ポイント	
					市場類似商 品及び証券 化モデル	信用 スプレッド	98	1,958	225	75	1,899	208	ベースス・ ポイント	
資産担保証券	0.7	0.7	0.0	0.0	市場類似商 品の相対的 価値	債券相当価格	5	105	80	0	112	79	ポイント	
投資信託受益証券 ⁽⁴⁾	0.7	0.8	0.0	0.0	市場類似商 品の相対的 価値	純資産価値								
資本性金融商品 ⁽⁴⁾	3.2	3.0	0.0	0.0	市場類似商 品の相対的 価値	価格								
公正価値での測定を 指定された社債 ⁽³⁾			11.4	11.8										
公正価値での測定を 指定されたその他 の金融負債 ⁽³⁾			3.8	4.3	割引期待 キャッ シュ・フ ロー	資金調達 スプレッド	95	224		95	201		ベースス・ ポイント	
デリバティブ金融商 品														
金利	0.9	0.9	0.3	0.3	オプション・モデル	金利のボラ ティリティ	53	119		50	156		ベースス・ ポイント	
						IR／IR相関	68	99		60	99		%	
					割引期待 キャッ シュ・フ ロー	資金調達 スプレッド	5	20		5	20		ベースス・ ポイント	
クレジット	0.9	0.6	0.2	0.4	割引期待 キャッ シュ・フ ロー	信用 スプレッド	3	1,760		2	1,789		ベースス・ ポイント	

					信用相関	50	58	50	66	%	
					回収率	0	100	0	100	%	
				オプション・モデル	信用ボラティリティ	60	143	59	127	%	
					回収率	0	40			%	
株式／株式指数	1.3	1.1	3.5	3.1	オプション・モデル	株式配当利回り	0	10	0	16	%
					株式、株価及びその他の指数のボラティリティ	3	99	4	126	%	
					株式／為替相関	(65)	74	(65)	80	%	
					株式／株式相関	(10)	100	0	100	%	
FVTPLで測定される					市場類似商品の相対的価値						
ローン・コミットメント			0.0	0.1		貸出金相当価格	80	100	60	101	ポイント

(1) 重要な観察不能なインプットのレンジは、ポイント、パーセント（％）及びベシス・ポイントで表示される。ポイントは額面に対する割合である（例えば、100ポイントとは、額面の100％である。）。(2) デリバティブ以外の金融商品の大部分には加重平均値が表示されている。この加重平均値は、各金融商品の公正価値に基づいてインプットを加重することにより算定されている。公正価値での測定を指定されたその他の金融負債に係るインプットの加重平均値は、重要な意味を持たないため、表示されていない。(3) 公正価値での測定を指定された社債は主にUBS AG仕組債で構成される。これには、満期が不定の債券（様々な株式及び為替に係る基礎となるリスクを伴う。）並びに金利連動債及びクレジット・リンク債が含まれる。これらは全て、観察不能とみなされる組込デリバティブのパラメーターを有する。公正価値での測定を指定された社債、公正価値での測定を指定されたその他の金融負債として報告されるOTCの負債性金融商品の組込デリバティブ、及び公正価値で測定される（トレーディング目的保有及びトレーディング目的保有でない）貸出金として報告される資金調達型（funded）デリバティブについては、デリバティブのパラメーターは、上記の表の対応するデリバティブの項目に表示されている。(4) 投資の性質が多様であるため、値のばらつきがあり、インプットのレンジは開示されていない。

d) レベル3商品：観察不能なインプットの仮定の変更に対する感応度

以下の表は、合理的に利用可能な代替的仮定を反映するように1つ又は複数の観察不能なインプットを変更した場合、公正価値が大幅に変動すると推測される、レベル3に分類された金融資産と金融負債、及びその変更による影響の見積額を要約したものである。

以下に示すこの感応度のデータは、貸借対照表日現在におけるレベル3のインプットの合理的に利用可能な代替値に基づく評価の不確実性を見積りを表しており、ストレス・シナリオの影響を見積りを表すものではない。一般的に、これらの金融資産及び金融負債はレベル1から3のインプットの組合せに影響を受ける。レベル1か2のパラメーターとレベル3のパラメーター間（例：通常、レベル1かレベル2である金利と通常、レベル3である期限前償還率との間）には明白な相互依存性が存在する場合があるが、このような相互依存性は以下の表に組み込まれていない。さらに、レベル3パラメーター間の直接的相互関係は、評価の不確実性の重要な要素ではない。

観察不能なインプットの仮定の変更に対する公正価値測定有感度⁽¹⁾

	2025年6月30日現在		2025年3月31日現在		2024年12月31日現在	
単位：百万米ドル	有利な変動	不利な変動	有利な変動	不利な変動	有利な変動	不利な変動
公正価値で測定される（トレーディング目的保有及びトレーディング目的保有でない）貸出金及び保証 ⁽²⁾	141	(112)	147	(115)	185	(143)
有価証券ファイナンス取引	25	(14)	25	(20)	30	(24)
オークション・レート証券	8	(4)	8	(6)	8	(6)
資産担保証券	19	(17)	23	(18)	32	(28)
資本性金融商品	387	(370)	348	(314)	333	(308)
投資信託受益証券	178	(180)	176	(178)	179	(181)
FVTPLで測定されるローン・コミットメント	13	(41)	15	(47)	38	(42)
金利デリバティブ（純額）	68	(58)	77	(65)	115	(70)
クレジット・デリバティブ（純額）	78	(108)	88	(108)	112	(117)
外国為替デリバティブ（純額）	6	(5)	4	(3)	3	(2)
株式／株式指数デリバティブ（純額）	690	(577)	619	(503)	732	(617)
その他	216	(115)	256	(152)	289	(161)
合計	1,830	(1,601)	1,785	(1,528)	2,056	(1,700)

⁽¹⁾ 発行済及びOTCの負債性金融商品の感応度は、対応するデリバティブ又はその他に報告されている。⁽²⁾ 資金調達型（funded）デリバティブの感応度は、対応するデリバティブに報告されている。

e) レベル3商品：期中の変動

次の表は、継続的に公正価値で測定される重要なレベル3資産及び負債の追加情報を示したものである。レベル3資産及び負債は公正価値ヒエラルキーのレベル1又はレベル2に分類される商品でヘッジされる場合があることから、表に計上された実現及び未実現の利得及び損失には、関連するヘッジ活動の影響が含まれないことがある。さらに、評価は通常、観察可能なパラメーターと観察不能なパラメーターの両方から算定されるため、表に表示された実現及び未実現の利得及び損失は、レベル3のインプットから生じるものに限定されない。

レベル3へ／レベル3から振り替えられた資産及び負債は、かかる資産及び負債が2025年1月1日に振り替えられていたものとして表示されている。

レベル3 商品の変動

単位：十億米ドル	期首残高	UBS AGと	内、期末	購入	売却	発行	決済	レベル3				期末残高
		クレ	包括利益					現在で保	レベル3	からの	為替換算	
		ディ・ス	に含まれ					有される				
		イスAGの	る純利					商品に関				
合併によ	得／損失	連するも	レベル3	振替	振替	為替換算	期末残高					
2025年6月30日に終了した6ヶ月間 (2)												
公正価値で測定されるトレーディング目的保有金融資産	3.1	(0.0)	(0.1)	0.4	(1.1)	1.1	(0.4)	0.4	(0.1)	0.1	3.5	
内、資本性金融商品	0.1	(0.0)	(0.0)	0.0	(0.0)	0.0	(0.0)	0.1	(0.0)	0.0	0.2	
内、社債及び地方債	0.8	(0.0)	(0.0)	0.3	(0.4)	0.0	(0.0)	0.1	(0.1)	0.0	0.8	
内、貸出金	1.8	0.1	(0.0)	0.0	(0.5)	1.1	(0.3)	0.0	(0.0)	0.0	2.2	
デリバティブ金融商品－資産	2.8	(0.0)	0.1	0.0	(0.0)	1.3	(0.9)	0.3	(0.3)	0.0	3.2	
内、金利	0.9	0.1	0.1	0.0	(0.0)	0.0	(0.2)	0.1	(0.0)	(0.1)	0.9	
内、株式／株式指数	1.1	(0.2)	(0.2)	0.0	0.0	0.7	(0.3)	0.1	(0.2)	0.0	1.3	
内、クレジット	0.6	0.1	0.2	0.0	(0.0)	0.5	(0.3)	0.1	(0.1)	0.0	0.9	
公正価値で測定されるトレーディング目的保有でない金融資産	8.7	0.7	0.6	0.1	(0.3)	0.7	(0.8)	0.1	(0.1)	0.2	9.3	
内、貸出金	3.2	0.7	0.7	0.0	(0.0)	0.5	(0.7)	0.0	(0.0)	0.1	3.7	
内、オークション・レート証券	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	
内、資本性金融商品	2.9	0.1	0.1	0.1	(0.1)	0.0	(0.0)	0.0	(0.0)	0.1	3.1	
内、投資信託受益証券	0.7	0.0	0.0	0.0	(0.1)	0.0	(0.0)	0.0	0.0	0.0	0.6	
内、資産担保証券	0.6	(0.0)	(0.0)	0.0	(0.1)	0.0	0.0	0.0	(0.0)	0.0	0.5	
デリバティブ金融商品－負債	4.1	0.2	0.2	0.0	(0.0)	1.2	(1.0)	0.1	(0.6)	0.1	4.1	
内、金利	0.3	0.1	0.1	0.0	(0.0)	0.0	(0.1)	0.0	(0.0)	0.0	0.3	
内、株式／株式指数	3.1	0.2	0.2	0.0	0.0	1.1	(0.6)	0.1	(0.5)	0.1	3.5	
内、クレジット	0.4	(0.0)	(0.1)	0.0	0.0	0.1	(0.2)	0.0	(0.0)	(0.0)	0.2	
内、FVTPLで測定されるローン・コミットメント	0.1	0.0	(0.0)	0.0	(0.0)	0.0	(0.0)	0.0	(0.0)	0.0	0.0	
公正価値での測定を指定された社債	11.8	0.3	0.3	0.0	0.0	2.6	(1.7)	0.8	(2.9)	0.5	11.4	
公正価値での測定を指定されたその他の金融負債	4.3	(0.1)	(0.1)	0.0	(0.0)	0.4	(0.8)	0.0	(0.0)	0.1	3.8	
2024年6月30日に終了した6ヶ月間												
公正価値で測定されるトレーディング目的保有金融資産	1.8	7.8	0.0	(0.0)	0.3	(1.0)	0.7	(1.4)	0.1	(0.3)	(0.0)	8.0
内、資本性金融商品	0.1	0.1	(0.0)	(0.0)	0.0	(0.0)	0.0	(0.0)	0.0	(0.0)	(0.0)	0.2
内、社債及び地方債	0.6	0.4	(0.1)	(0.1)	0.2	(0.2)	0.0	0.0	0.0	(0.0)	(0.0)	0.9
内、貸出金	0.9	7.0	0.1	0.1	0.0	(0.7)	0.7	(1.4)	(0.0)	(0.3)	(0.0)	6.4
デリバティブ金融商品－資産	1.3	0.7	(0.1)	(0.0)	0.0	(0.0)	0.7	(0.4)	0.4	(0.2)	(0.0)	2.3
内、金利	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	(0.1)	0.2	(0.0)	0.0	0.4
内、株式／株式指数	0.7	0.2	(0.0)	(0.0)	0.0	0.0	0.5	(0.2)	0.1	(0.1)	(0.0)	1.2
内、クレジット	0.3	0.1	(0.1)	(0.0)	0.0	0.0	0.1	(0.1)	0.1	(0.0)	(0.0)	0.5
公正価値で測定されるトレーディング目的保有でない金融資産	4.1	4.1	(0.1)	(0.1)	0.3	0.0	1.1	(1.4)	0.1	(0.1)	(0.0)	8.0
内、貸出金	1.3	0.8	(0.1)	(0.1)	0.1	0.0	0.7	(0.1)	0.0	(0.1)	(0.0)	2.6
内、オークション・レート証券	1.2	0.0	0.0	(0.0)	0.0	0.0	0.0	(1.1)	0.0	0.0	0.0	0.2

内、資本性金融商品	1.1	1.8	0.0	0.0	0.1	(0.0)	0.0	0.0	0.0	0.0	(0.0)	2.9
内、投資信託受益証券	0.2	0.4	0.0	(0.0)	0.0	(0.0)	0.0	0.0	0.0	(0.0)	(0.0)	0.7
内、資産担保証券	0.0	0.5	0.0	0.0	0.0	(0.0)	0.0	(0.0)	0.0	(0.0)	(0.0)	0.5
デリバティブ金融商品－負債	3.2	0.9	(0.1)	(0.1)	0.1	(0.0)	1.7	(1.4)	0.4	(0.3)	(0.0)	4.4
内、金利	0.1	0.1	(0.1)	(0.0)	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1	(0.0)	0.0	0.2
内、株式／株式指数	2.7	0.2	0.1	0.0	0.1	(0.0)	1.5	(1.2)	0.3	(0.2)	(0.0)	3.4
内、クレジット	0.3	0.2	(0.0)	(0.1)	0.0	(0.0)	0.1	(0.1)	0.0	(0.0)	(0.0)	0.4
内、FVTPLで測定されるローン・コミットメント	0.0	0.4	(0.1)	(0.1)	0.0	(0.0)	0.0	0.0	0.0	0.0	(0.0)	0.3
公正価値での測定を指定された社債	7.8	4.5	0.2	0.2	0.0	(0.0)	2.9	(2.5)	0.6	(1.9)	(0.1)	11.5
公正価値での測定を指定されたその他の金融負債	2.3	1.9	(0.1)	(0.1)	0.0	(0.0)	1.1	(0.2)	0.0	(0.1)	(0.0)	4.9

(1) 包括利益に含まれる純利得／損失は、損益計算書の受取利息純額及び純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係るその他の収益純額、また、包括利益計算書の公正価値での測定を指定された金融負債に係る自己の信用による利得／(損失)、税効果前に認識されている。(2) 2025年6月30日現在のレベル3資産の合計は、159億米ドル（2024年12月31日現在：147億米ドル）であった。2025年6月30日現在のレベル3負債の合計は、194億米ドル（2024年12月31日現在：204億米ドル）であった。

f) 公正価値で測定されない金融商品

以下の表は、公正価値で測定されない金融商品の見積公正価値を反映している。公正価値で測定されない金融商品の公正価値の見積もりを決定する際に適用される評価原則は、UBS AGの2024年度年次報告書の「連結財務書類」のセクションの「注記21 公正価値測定」に記載されているものと一致している。

公正価値で測定されない金融商品

	2025年6月30日現在		2025年3月31日現在		2024年12月31日現在	
単位：十億米ドル	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
資産						
現金及び中央銀行預け金	236.2	236.2	231.4	231.4	223.3	223.3
銀行預け金	20.7	20.7	20.3	20.3	18.1	18.1
償却原価で測定される有価証券ファイナンス取引による債権	110.2	110.2	101.8	101.8	118.3	118.3
デリバティブに係る差入担保金	45.5	45.5	39.0	39.0	44.0	44.0
顧客貸出金及び前渡金	653.2	649.3	603.2	597.1	587.3	582.4
償却原価で測定されるその他の金融資産	72.5	71.3	66.9	65.4	59.3	57.5
負債						
銀行に対する負債	31.9	31.9	27.8	27.8	23.3	23.4
償却原価で測定される有価証券ファイナンス取引による債務	16.3	16.3	15.0	15.0	14.8	14.8
デリバティブに係る受入担保金	33.5	33.5	32.0	32.0	36.4	36.4
顧客預金	804.7	805.5	747.5	748.2	749.5	750.0
償却原価で測定されるUBSグループAGからの資金調達	113.0	117.2	111.5	115.3	107.9	112.5
償却原価で測定される社債	107.5	107.9	98.3	98.7	101.1	102.7
償却原価で測定されるその他の金融負債 ⁽¹⁾	14.9	14.9	15.6	15.6	17.9	17.9

⁽¹⁾ リース負債を除く。

[次へ](#)

注記11 デリバティブ

a)デリバティブ

2025年6月30日現在 単位：十億米ドル	デリバティブ 金融資産	デリバティブ 金融負債	デリバティブ金融資産 及び金融負債に関連す る想定元本 ⁽¹⁾	その他の 想定元本 ⁽²⁾
デリバティブ金融商品				
金利	38.6	33.6	3,687	18,031
クレジット・デリバティブ	3.2	3.4	132	
外国為替	78.6	88.9	8,221	372
株式／株式指数	45.4	53.8	1,579	98
コモディティ	4.3	3.5	174	19
その他 ⁽³⁾	0.6	0.7	168	
IFRS会計基準に準拠したネットティングに基づくデリバティブ金融商品合計⁽⁴⁾	170.6	183.9	13,961	18,519
貸借対照表上で認識されない潜在的なネットティング ⁽⁵⁾	(153.5)	(162.0)		
内、認識された金融負債／資産のネットティング	(130.5)	(130.5)		
内、受入担保金／差入担保金とのネットティング	(23.0)	(31.5)		
潜在的なネットティング考慮後のデリバティブ金融商品合計	17.1	21.9		
2025年3月31日現在 単位：十億米ドル				
デリバティブ金融商品				
金利	39.0	34.2	3,722	18,048
クレジット・デリバティブ	3.2	3.6	173	
外国為替	49.6	51.2	7,255	294
株式／株式指数	40.9	48.0	1,419	104
コモディティ	5.0	4.2	180	19
その他 ⁽³⁾	0.9	1.1	178	
IFRS会計基準に準拠したネットティングに基づくデリバティブ金融商品合計⁽⁴⁾	138.6	142.2	12,927	18,465
貸借対照表上で認識されない潜在的なネットティング ⁽⁵⁾	(123.2)	(127.9)		
内、認識された金融負債／資産のネットティング	(100.9)	(100.9)		
内、受入担保金／差入担保金とのネットティング	(22.3)	(27.0)		
潜在的なネットティング考慮後のデリバティブ金融商品合計	15.4	14.4		
2024年12月31日現在 単位：十億米ドル				
デリバティブ金融商品				
金利	42.1	36.6	3,650	16,844
クレジット・デリバティブ	3.1	3.7	144	
外国為替	101.1	94.6	7,216	269
株式／株式指数	36.9	42.7	1,365	93
コモディティ	2.6	2.2	155	17
その他 ⁽³⁾	0.6	0.8	87	
IFRS会計基準に準拠したネットティングに基づくデリバティブ金融商品合計⁽⁴⁾	186.4	180.7	12,617	17,223
貸借対照表上で認識されない潜在的なネットティング ⁽⁵⁾	(162.6)	(166.4)		
内、認識された金融負債／資産のネットティング	(135.6)	(135.6)		
内、受入担保金／差入担保金とのネットティング	(27.1)	(30.8)		

潜在的なネットティング考慮後のデリバティブ金融商品合計	23.8	14.3
-----------------------------	------	------

(1) 貸借対照表上でデリバティブ金融商品が純額で表示される場合でも、ネットティングされるデリバティブ金融商品のそれぞれの想定元本は総額で表示される。顧客清算のETD及び中央清算機関を介したOTC取引はリスク・プロファイルが著しく異なるため、これらの想定元本は開示されていない。(2) その他の想定元本は、中央清算機関又は取引所のいずれかを通じて日次で決済されたデリバティブに関連している。これらのデリバティブの公正価値は、貸借対照表の「デリバティブに係る差入担保金」及び「デリバティブに係る受入担保金」に表示されている。(3) FVTPLで測定されるローン・コミットメント、並びに約定日から決済日までの間の公正価値の変動がデリバティブ金融商品として認識されているデリバティブ以外の金融商品の未決済の購入及び売却を含む。(4) UBS AGが、通常の事業活動若しくは、UBS AG又はその契約相手先に債務不履行や破産又は倒産などが発生した事態の双方の状況において、認識した金額を相殺する無条件で法的に強制可能な権利を有し、かつ純額で決済するか、又は資産の実現と負債の決済を同時に実行する意図を有する場合、金融資産及び金融負債は貸借対照表上、純額で表示されている。詳細については、UBS AGの2024年度年次報告書の「連結財務書類」のセクションの「注記22 金融資産と金融負債の相殺」を参照。(5) 貸借対照表上で純額表示するための要件が全ては満たされていない場合の、強制可能なマスター・ネットティング契約及び類似契約に準拠した潜在的なネットティングを反映している。詳細については、UBS AGの2024年度年次報告書の「連結財務書類」のセクションの「注記22 金融資産と金融負債の相殺」を参照。

b)デリバティブに係る担保金

	差入 担保金 2025年 6月30日 現在	受入 担保金 2025年 6月30日 現在	差入 担保金 2025年 3月31日 現在	受入 担保金 2025年 3月31日 現在	差入 担保金 2024年 12月31日 現在	受入 担保金 2024年 12月31日 現在
単位：十億米ドル						
IFRS会計基準に準拠したネットティングに基づくデリバ ティブに係る担保金 ⁽¹⁾	45.5	33.5	39.0	32.0	44.0	36.4
貸借対照表上で認識されない潜在的なネットティング ⁽²⁾	(29.2)	(17.5)	(24.3)	(17.1)	(28.3)	(22.6)
内、認識された金融負債／資産のネットティング	(27.3)	(15.5)	(22.2)	(15.0)	(25.9)	(20.2)
内、受入担保金／差入担保金とのネットティング	(2.0)	(2.0)	(2.1)	(2.1)	(2.4)	(2.4)
潜在的なネットティング考慮後のデリバティブに係る担 保金	16.2	16.0	14.7	14.9	15.7	13.8

⁽¹⁾ UBS AGが、通常の事業活動若しくは、UBS AG又はその契約相手先に債務不履行や破産又は倒産などが発生した事態の双方の状況において、認識した金額を相殺する無条件で法的に強制可能な権利を有し、かつ純額で決済するか、又は資産の実現と負債の決済を同時に実行する意図を有する場合、金融資産及び金融負債は貸借対照表上、純額で表示されている。⁽²⁾ 貸借対照表上で純額表示するための要件が全ては満たされていない場合の、強制可能なマスター・ネットティング契約及び類似契約に準拠した潜在的なネットティングを反映している。詳細については、UBS AGの2024年度年次報告書の「連結財務書類」のセクションの「注記22 金融資産と金融負債の相殺」を参照。

注記12 その他の資産及び負債

a) 償却原価で測定されるその他の金融資産

	2025年6月30日 現在	2025年3月31日 現在	2024年12月31日 現在
単位：百万米ドル			
負債性証券	52,642	48,095	41,583
ファイナンシャル・アドバイザーに対する貸出金	2,682	2,738	2,723
報酬及び手数料関連債権	2,716	2,493	2,231
ファイナンス・リース債権	6,811	6,104	5,934
決済勘定	457	444	430
未収利息	2,195	2,127	2,196
その他 ⁽¹⁾	5,043	4,864	4,182
償却原価で測定されるその他の金融資産合計	72,546	66,864	59,279

⁽¹⁾ 主に、取引所及び清算機関を通じた証券売買を保証するための、当該取引相手に対する差入担保金を含む。

b) その他の非金融資産

	2025年6月30日 現在	2025年3月31日 現在	2024年12月31日 現在
単位：百万米ドル			
貴金属及びその他の現物コモディティ	9,465	7,623	7,341
訴訟、規制上及び類似の問題に係る保証供託金及び担保供託金 ⁽¹⁾	2,132	2,012	1,946
前払費用	1,271	1,285	1,194
当期税金資産	1,347	1,410	1,504
未収付加価値税、源泉所得税及びその他の税金	974	816	1,129
売却目的で保有する不動産及びその他の非流動資産	186	189	195
売却目的で保有する処分グループの資産 ⁽²⁾			1,823
その他	1,708	1,799	2,149
その他の非金融資産合計	17,082	15,134	17,282

⁽¹⁾ 詳細については、注記16を参照。⁽²⁾ セレクト・ポートフォリオ・サービシングの売却の詳細については、注記 6 を参照。

c) 償却原価で測定されるその他の金融負債

単位：百万米ドル	2025年6月30日 現在	2025年3月31日 現在	2024年12月31日 現在
その他の未払費用	2,607	2,646	2,732
未払利息	5,317	4,910	5,862
決済勘定	1,892	2,193	1,925
リース負債	3,631	3,824	3,871
その他	5,081	5,849	7,372
償却原価で測定されるその他の金融負債合計	18,528	19,421	21,762

d) 公正価値での測定を指定されたその他の金融負債

単位：百万米ドル	2025年6月30日 現在	2025年3月31日 現在	2024年12月31日 現在
ユニットリンク型投資契約に係る金融負債	19,669	17,528	17,203
有価証券ファイナンス取引	4,699	4,093	5,798
負債性金融商品及びその他(店頭)	5,043	5,613	5,698
UBSグループAGからの資金調達 ⁽¹⁾	6,119	5,557	5,342
公正価値での測定を指定されたその他の金融負債合計	35,529	32,792	34,041

⁽¹⁾ UBSグループAGからの資金調達は、UBS AG及びその子会社のUBSグループAGに対する劣後債で構成される。劣後債は、無担保の債務で構成されており、各発行体の現在及び将来のその他全ての非劣後債務に、支払において契約上劣後する。

e) その他の非金融負債

単位：百万米ドル	2025年6月30日 現在	2025年3月31日 現在	2024年12月31日 現在
報酬関連負債	5,501	4,460	6,897
内、確定給付債務純額	739	704	691
当期税金負債	934	1,697	1,536
繰延税金負債	322	303	283
未払付加価値税、源泉所得税及びその他の未払税金	914	888	1,067
繰延収益	639	596	614
売却目的で保有する処分グループの負債 ⁽¹⁾			1,212
その他	119	80	304
その他の非金融負債合計	8,429	8,024	11,911

⁽¹⁾ セレクト・ポートフォリオ・サービシングの売却の詳細については、注記6を参照。

注記13 償却原価で測定されるUBSグループAGからの資金調達

償却原価で測定されるUBSグループAGからの資金調達

単位：百万米ドル	2025年6月30日 現在	2025年3月31日 現在	2024年12月31日 現在
総損失吸収力（以下「TLAC」という。）に貢献する社債	87,555	88,236	87,036
高トリガーの損失吸収Tier 1 資本商品適格の社債 ⁽¹⁾	18,656	18,325	14,585
低トリガーの損失吸収Tier 1 資本商品適格の社債			1,245
その他 ⁽²⁾	6,789	4,895	5,051
償却原価で測定されるUBSグループAGからの資金調達合計^{(3),(4)}	113,000	111,457	107,918

(1) 2025年6月30日現在については、トリガー事由又は存続可能性事由が発生した場合、UBSの普通株式への転換の対象となる102億米ドル（2025年3月31日現在：101億米ドル、2024年12月31日現在：69億米ドル）が含まれている。(2) TLAC適格でない社債で残存期間が1年未満のもの、及びUBSグループAGによる償還通知の発行時点で非適格となった高トリガーの損失吸収Tier1資本商品を含む。(3) UBS AG及びその子会社のUBSグループAGに対する劣後債で構成される。劣後債は、無担保の債務で構成されており、各発行体の現在及び将来のその他全ての非劣後債務に、支払において契約上劣後する。(4) UBS AGは、公正価値での測定を指定されたUBSグループAGからの資金調達も認識している。詳細については、注記12dを参照。

注記14 公正価値での測定を指定された社債

公正価値での測定を指定された社債

単位：百万米ドル	2025年6月30日 現在	2025年3月31日 現在	2024年12月31日 現在
エクイティ・リンク債 ⁽¹⁾	59,645	57,151	54,069
金利連動債	23,607	23,778	23,641
クレジット・リンク債	4,197	5,354	5,225
固定利付債	15,027	15,178	14,250
コモディティ・リンク債	3,140	3,462	3,592
その他	2,636	2,470	1,789
公正価値での測定を指定された社債合計 ⁽²⁾	108,252	107,393	102,567
内、UBS AG(個別)が発行した当初満期1年超のもの ⁽³⁾	89,883	85,588	82,491
内、クレディ・スイス・インターナショナル(個別)が発行した当初満期1年超のもの ⁽³⁾	2	110	96

⁽¹⁾ 発行済投資信託受益証券ユニットリンク型商品を含む。⁽²⁾ 2025年6月30日現在、公正価値での測定を指定された社債合計の100%が無担保（2025年3月31日現在：100%、2024年12月31日現在：100%）。⁽³⁾ 早期償還条項を考慮しない当初の約定満期に基づく。

注記15 償却原価で測定される社債

償却原価で測定される社債

単位：百万米ドル	2025年6月30日 現在	2025年3月31日 現在	2024年12月31日 現在
短期社債 ⁽¹⁾	35,306	30,582	30,509
シニア無担保債	29,414	30,106	33,416
内、UBS AG(個別)が発行した当初満期1年超のもの	29,370	30,071	32,621
カバード・ボンド	11,479	9,089	8,814
劣後債	673	676	689
内、バーゼルIIIに準拠していないTier2資本商品適格	196	205	207
スイスの中央モーゲージ機関を通じて発行された社債	30,158	27,378	27,251
その他の長期社債	476	429	424
長期社債 ⁽²⁾	72,199	67,677	70,595
償却原価で測定される社債合計 ^{(3),(4)}	107,505	98,259	101,104

⁽¹⁾ 主に譲渡性預金及びコマーシャル・ペーパーから成る当初の約定満期1年未満の社債。⁽²⁾ 当初の約定満期が1年以上の社債。社債を短期及び長期に分類する際、早期償還条項は考慮していない。⁽³⁾ 区分処理された組込デリバティブ控除後。当該デリバティブの公正価値は、表示期間において重要ではなかった。⁽⁴⁾ カバード・ボンド（100%担保付）、スイスの中央モーゲージ機関を通じて発行された社債（100%担保付）及びその他の長期社債（93%担保付）を除き、2025年6月30日現在、残高の100%が無担保である。

[次へ](#)

注記16 引当金及び偶発負債

a) 引当金

以下の表は、引当金合計の概要を示したものである。

引当金合計の概要

単位：百万米ドル	2025年6月30日 現在	2025年3月31日 現在	2024年12月31日 現在
予想信用損失に係る引当金以外の引当金	4,666	5,146	4,799
予想信用損失に係る引当金 ⁽¹⁾	415	348	332
引当金合計	5,082	5,495	5,131

⁽¹⁾ オフバランス・シートの金融商品及び信用枠に対するECLに係る引当金に関する詳細は、注記9cを参照。

以下の表は、予想信用損失に係る引当金以外の引当金の追加情報である。

予想信用損失に係る引当金以外の引当金の追加情報

単位：百万米ドル	訴訟、規制上及び 類似の問題 ⁽¹⁾	リストラク チャリング ⁽²⁾	不動産 ⁽³⁾	その他 ⁽⁴⁾	合計
2024年12月31日現在の残高	3,598	699	224	278	4,799
2025年3月31日現在の残高	3,848	781	223	294	5,146
損益計算書で認識された引当金の増加	299 ⁽⁵⁾	284	0	30	613
損益計算書で認識された引当金の取崩	(137)	(169)	(2)	(21)	(330)
所定の目的に従って使用された引当金	(703) ⁽⁶⁾	(258)	(5)	(30)	(996)
為替換算調整及びその他の変動	139	45	24	24	232
2025年6月30日現在の残高	3,446	684	240	296	4,666

⁽¹⁾ 法律、責任及びコンプライアンスに関するリスクにより生じる損失引当金から成る。⁽²⁾ 2025年6月30日現在の不動産に関連した不利な契約に係る引当金265百万米ドル（2025年3月31日現在：374百万米ドル、2024年12月31日現在：383百万米ドル）、2025年6月30日現在の人件費関連のリストラクチャリング引当金363百万米ドル（2025年3月31日現在：342百万米ドル、2024年12月31日現在：262百万米ドル）、及びテクノロジーに関連した不利な契約55百万米ドル（2025年3月31日現在：66百万米ドル、2024年12月31日現在：54百万米ドル）を含む。⁽³⁾ 主に、リース物件に関連した原状回復費用に係る引当金を含む。⁽⁴⁾ 主に、従業員給付、付加価値税及びオペレーショナル・リスクに係る引当金を含む。⁽⁵⁾ 本注記のセクションb)項目1に記載されている、UBS AGが継続的に負う義務の見積費用に対する新たな引当金を含む。⁽⁶⁾ 主に、本注記のセクションb)項目1に記載されている、2025年度第2四半期に米国司法省との間で合意された解決措置に充当される引当金を含む。

1つの種類として、訴訟、規制上及び類似の問題に係る引当金及び偶発負債に関する情報が注記16bに含められている。その他の種類の引当金に関連する重要な偶発負債はない。

b) 訴訟、規制上の問題及び類似の問題

UBSは、紛争及び規制上の手続から生じる重要な訴訟及び類似のリスクにさらされる、法的及び規制的な環境で事業を営んでいる。その結果UBSは、訴訟、仲裁、及び規制当局による調査、犯罪の捜査を含め、様々な紛争や法的手続に関与している。本注記の目的上、「UBS」及び「UBS AG」とはUBS AG及び／又は1社若しくは複数の子会社を適宜指す。

こうした問題は多くの不確実性を伴い、訴訟の初期段階にある場合は特に、解決の結果や時期を予測し難いことが多い。さらに、UBSが和解を締結する状況もある。これは、UBSに責任はないとUBSが考えている問題であっても、費用、経営者の混乱、又は責任に異議を唱え続けることによる風評上の影響を回避するために生じ

ることがある。このような問題全てに内在する不確実性は、すでに引当金が設定されている問題及びその他の偶発負債の両方に関して生じる可能性のある流出の金額及び時期に影響を及ぼす。UBSに対して発生したこのような問題に対して、UBSは、法的助言を求めた上で、過去の事象の結果としてUBSが現在の法的又は推定的債務を有している可能性の方が高く、資源の流出が必要となる可能性が高く、かつ金額について信頼性のある見積りが可能であると経営者が判断した場合に、引当金を設定する。これらの要素が別途満たされる場合、類似の請求に関するUBSの過去の実績に基づき、UBSに対してまだ提起されていないが、提起が予想される請求に対して引当金を計上することがある。これらの条件のいずれかが満たされない場合、そのような問題により偶発負債が生じる。債務の金額を信頼性をもって見積ることができない場合、資源が流出する可能性が高くても認識されない負債が存在する。従って、こうした問題に関して資源が流出する可能性に重要性がある場合でも、引当金は設定されていない。報告日以降かつ財務書類の発行前に発生した進展で、当該問題に対する引当金の経営者の評価に影響を与えるもの（例えば、進展が報告期間の末日に存在した状況についての証拠を提供している場合）は、IAS第10号における修正を要する後発事象であり、報告期間の財務書類上修正を認識しなければならない。

特定の訴訟、規制上及びその他の問題が以下に記載されており、これには経営者が重要であるとする全ての問題及び潜在的な財務上、風評上及びその他の影響により経営者がUBSにとって重要であるとするその他の問題が含まれている。請求された損害賠償金額、取引の規模又はその他の情報は、入手可能であり、潜在的なエクスポージャーの重要性を利用者が検討することを助ける上で適切である場合に記載されている。

下記の一部の問題に関して、UBS AGはすでに引当金を設定していると述べており、そのような記載のないその他の問題もある。UBS AGがそのような記載をしていて、引当金の額の開示は、発生する可能性が高くかつ信頼性をもって見積可能な資源の流出であるとUBSが考えていることを明らかにするため、当該問題における他の当事者に対するUBS AGの立場を著しく毀損すると考える場合には、UBS AGは金額を開示していない。また、このような開示を不可能とする守秘義務にUBS AGが従っている場合もある。UBS AGが引当金を設定しているかどうかに関及していない問題に関しては、(a) UBS AGは引当金を設定していないか、又は(b) UBS AGは引当金を設定しているが、そのような事実の開示は、発生する可能性が高くかつ信頼性をもって見積可能な資源の流出であるとUBSが考えている事実を明らかにするため、当該問題における他の当事者に対するUBS AGの立場を著しく毀損するとUBS AGが考えているかのいずれかである。

引当金を設定した特定の訴訟、規制上及び類似の問題に関して、UBS AGは資源流出の予想時期を見積ることができる。ただし、これらの資源流出の予想時期を見積ることができる問題に関し、予測される資源流出の合計額は、関連する期間にわたる現在及び将来の流動性の水準に比して重要ではない。

1つの種類として、訴訟、規制上及び類似の問題に対して引き当てた金額の合計は、上記の注記16aの「引当金」の表に開示されている。UBSは、偶発負債の1つの種類として、UBSの訴訟、規制上及び類似の問題に対する負債の見積合計額を以下の通り提供している。偶発負債の見積りは、特異な種類の事実又は新たな法的理論に関わる、始まっていないか若しくは裁判の初期段階にある請求及び訴訟手続、又は原告が損害賠償の請求額を明らかにしていない請求及び訴訟手続についてUBSに推論的な法的評価を行うことを要求するものであるため、本質的に不正確かつ不確実である。UBSは、このような不確実性及び本書に記載されるその他の要因を考慮に入れると、見積りが可能かつ既存の引当金でカバーされていない、以下に開示された訴訟、規制上及び類似の問題から生じるから生じる可能性のある将来の損失は0億米ドルから31億米ドルの範囲と見積もっている。

また訴訟、規制上及び類似の問題は、金銭以外の制裁や影響を与える場合もある。有罪答弁又は有罪判決により、UBSに重要な影響を与える可能性がある。行政手続を解決するに当たり、UBSが特定の業務を引き続き行うために規制上の不適格を解消するよう求められたり、また規制当局に許認可や承認を制限、停止又は取消する権利が与えられたり、金融市場ユーティリティにUBSの当該ユーティリティへの参加を制限、停止又は取消する許可が与えられたりする場合がある。かかる解消が得られない場合や、許認可、承認又は参加の制限、停止又は取消を受ける場合は、UBSにとって重要な影響を与える可能性がある。

各事業部門及びグループ・アイテムの訴訟、規制上の問題及び類似の問題に係る引当金⁽¹⁾

単位：百万米ドル	グローバル・ウェルス・マネジメント	パーソナル&コーポレート・バンキング	アセット・マネジメント	インベストメント・バンク	非中核及びレガシー	グループ・アイテム	UBS AG
2024年12月31日現在の残高	1,271	147	1	266	1,779	135	3,598
2025年3月31日現在の残高	1,318	153	0	293	1,878	205	3,848
損益計算書で認識された引当金の増加	16	0	0	12	270 ⁽²⁾	2	299
損益計算書で認識された引当金の取崩	(2)	0	0	(3)	(132)	0	(137)
所定の目的に従って使用された引当金	(15)	0	0	(11)	(673) ⁽³⁾	(4)	(703)
為替換算調整及びその他の変動	98	14	0	17	10	0	139
2025年6月30日現在の残高	1,415	167	0	308	1,353	202	3,446

⁽¹⁾ 本注記の項目2及び9に記載された問題に係る引当金は、グローバル・ウェルス・マネジメントに計上されている。本注記の項目4、5、6、7及び8に記載された問題に係る引当金は、非中核及びレガシーに計上されている。本注記の項目1に記載された問題に係る引当金は、グローバル・ウェルス・マネジメント、パーソナル&コーポレート・バンキング、並びに非中核及びレガシーに配分されている。本注記の項目3に記載された問題に係る引当金は、インベストメント・バンク、非中核及びレガシー、並びにグループ・アイテムに配分されている。本注記の項目10に記載された問題に係る引当金は、インベストメント・バンク並びに非中核及びレガシーに配分されている。⁽²⁾ 本注記の項目1に記載の通り、UBS AGが米国司法省に対し継続的に負う義務の見積費用に対する新たな引当金を含む。⁽³⁾ 本注記の項目1に記載の通り、主に2025年度第2四半期に米国司法省との間で合意に達した解決措置に充当される引当金を含む。

1 クロスボーダーのウェルス・マネジメント事業に関する照会

多数の国々における税務当局及び規制当局は、UBS及びその他の金融機関が提供するクロスボーダーのウェルス・マネジメント・サービスに関連して、それぞれの管轄区域に所在する情報に関する照会を行い、要求を出し、あるいは従業員を調査した。英国、オランダ、フランス及びベルギーなど様々な場所にあるクレディ・スイスのオフィスは、規制当局や法執行当局から、クレディ・スイスがクロスボーダー・ベースで、また一部は現地の支店や銀行を通じて行った過去のプライベート・バンキング・サービスに関する調査に関連する記録や情報の提供を求められた。本件は、英国及びフランスについては解決済みである。UBSは、引き続き当局に協力している。

2013年より、UBS（フランス）S.A.、UBS AG及び一部の元従業員は、UBSのフランス顧客とのクロスボーダー事業に関してフランスで調査を受けている。この調査に関連して、捜査判事はUBS AGに対し、保釈保証金（「caution」）を11億ユーロとする命令を下した。

2019年、第一審裁判所は、UBS AGについてはフランスでクライアントの不法勧誘を行い、脱税で得た収入の不正洗浄を悪質に行ったものとして、またUBS（フランス）S.A.については不法勧誘及び脱税で得た収入の不正洗浄を幫助したものとして有罪判決を下した。裁判所は、UBS AG及びUBS（フランス）S.A.に対して合計37億ユーロの罰金を科すとともに、フランス政府に対して800百万ユーロの民事制裁金を科すことを認めた。2021年3月に、裁判がパリ控訴裁判所において行われた。2021年12月、控訴裁判所は、UBS AGについては不法勧誘を行い、脱税で得た収入の不正洗浄を悪質に行ったものとして有罪判決を下した。裁判所は、3.75百万ユーロの罰金を科すとともに、10億ユーロを没収し、800百万ユーロの民事制裁金を科すことをフランス政府に対して命じた。UBSは、この判決について、フランス最高裁判所に控訴の申立てを行った。最高裁判所は2023年11月15日に判決を下し、不法勧誘及び脱税で得た収入の不正洗浄を幫助したものとする控訴裁判所の判決を支持したものの、10億ユーロの没収、3.75百万ユーロの罰金及びフランス政府に対する800百万ユーロの民事制裁金については棄却した。当該事案は、棄却された要素に関して再審理を行うため、控訴裁判所に差し戻された。フランス政府は、800百万ユーロの民事制裁金をUBS AGに返還した。

2014年5月、クレディ・スイスAGはSEC、連邦準備制度及びニューヨーク金融サービス局と和解契約を締結し、米国司法省（以下「DOJ」という。）との間で、米国の納税者による虚偽の税務申告を幫助した嫌疑について有罪を認めることで合意した（以下「2014年の司法取引」という。）。クレディ・スイスは、クレディ・スイスが提供するクロスボーダー・サービスの見直しを行うなど、2014年の司法取引に基づく義務に従い、引き続き米国当局への報告及び協力を行った。これに関連してクレディ・スイスは、2014年の司法取引以降、クレディ・スイスの顧客が保有する申告漏れの可能性のある米国資産に関する情報を米国当局に提供した。2025年

5月、クレディ・スイス・サービスAGはDOJとの間で司法取引を締結し（以下「2025年の司法取引」という。）、クレディ・スイスのスイス・ブックセンターで会計処理されていた旧クレディ・スイス口座に関して虚偽の所得稅務申告書の作成を幫助したとする共謀罪1件について有罪を認める旨で合意し、これによりクレディ・スイスが2014年の司法取引をどのように履行していたかに関する調査は終結した。さらに、クレディ・スイス・サービスAGは、クレディ・スイスのシンガポール・ブックセンターで会計処理されていた旧クレディ・スイス口座に関して、DOJとの間で不起訴合意を締結した（以下「2025年NPA」という。）。2025年の司法取引及び2025年NPAでは、罰金、返還金、没収金として総額511百万米ドルが定められている。2025年の司法取引及び2025年NPAには、UBSが継続的に、スイス及びシンガポールのブックセンターにおける米国人保有の旧クレディ・スイス口座ならびにその他のブックセンターにおける関連口座について、DOJに情報提供し調査に協力する義務が含まれている。2025年度第2四半期に、UBS AGは、非中核及びレガシー部門において、41百万米ドルの引当金純増加額を計上しており、これにはUBSがDOJに対して継続的に負う義務の見積費用に対する新たな引当金が含まれている。

2025年6月30日現在のUBS AGの貸借対照表には、適用される会計基準に準拠してUBSが適切であると考えた金額の引当金が反映されている。UBS AGが引当金を設定している他の問題の場合と同様に、現時点で入手可能な情報ではこれらの問題に関する将来の資源の流出を、十分な程度の確実性をもって算定することはできず、従って、UBS AGがすでに認識している引当金の額を最終的に大幅に上回る（又は下回る）可能性がある。

2 マドフ

バーナード・L・マドフ・インベストメント・セキュリティーズ・エルエルシー（以下「BMIS」という。）の投資詐欺に関連して、UBS AG、UBS（ルクセンブルク）S.A.（現在のUBSヨーロッパSEのルクセンブルク支店）及びその他の一部のUBS子会社は、スイス金融市場監督当局（以下「FINMA」という。）及びルクセンブルク金融監督委員会を含む、多数の規制当局による照会の対象となっている。これらの照会は、ルクセンブルク法の下で設定された2つの第三者ファンド（そのほぼ全ての資産はBMISに委託されていた。）、及びオフショア管轄区域で設定され、BMISへの直接的又は間接的なエクスポージャーを持つ特定のファンドに関するものであった。これらのファンドは深刻な損失を被り、ルクセンブルクのファンドは清算中である。両ファンドを規定する文書は、保管会社、管理会社、運用会社、販売会社及びプロモーターを含む、様々な役割を担っているUBSの企業を特定しており、また、UBSの従業員が取締役会のメンバーを務めていることを示している。

2009年及び2010年に、ルクセンブルクの2つのファンドの清算人が、総額約21億ユーロ（当該ファンドがBMISの清算に係る受託者（以下「BMISの受託者」という。）に対する支払いの責任が生じる可能性のある金額を含む。）の支払いを求めて、UBSの企業、UBS以外の企業及び特定の個人（UBSの現・元従業員を含む。）に対して訴訟を提起した。

受益者と称する多くの者が、マドフの詐欺に関連して被ったとする損失の補償を求めて、UBSの企業（及びUBS以外の企業）を相手に請求を申立てている。これらの訴訟の大半は、ルクセンブルクで提起されており、ルクセンブルクでは、8件のテスト・ケースにおける請求は容認できないとした判決がルクセンブルク控訴裁判所によって追認され、ルクセンブルク最高裁判所は、1件のテスト・ケースの請求者による追加の上訴も退けた。

米国においては、BMISの受託者が、特にルクセンブルクの2つのファンド及びオフショアのファンドの1つに関連するUBSの企業等に対して請求を申立てた。これらの訴訟の全被告に対する請求総額は、最低でも20億米ドルである。2014年に、米国連邦最高裁判所は、詐欺的譲渡であると主張された約125百万米ドルの支払の回収と優先的支払いに対する請求を除いて、UBSの被告に対する全ての請求を却下した判決を不服として上訴する許可を求めたBMISの受託者による申立てを退けた。同様の請求が、償還金支払いの回収を求めてクレディ・スイスの企業に対しても提出されている。2016年に、破産裁判所は、UBSの企業及びクレディ・スイスの企業の大半に対するこれらの請求を棄却した。2019年、控訴裁判所はBMISの受託者の残りの請求の棄却を覆した。追加的な手続のため、当該訴訟は破産裁判所に差し戻された。

3 外国為替、LIBOR及び基準金利並びにその他の取引実務

外国為替に関連する規制上の問題：2013年より、多くの当局が、外国為替相場及び貴金属価格の不正操作の疑いに関する調査を開始した。これらの調査によって、UBSは、スイス、米国及び英国の規制当局並びに欧州委員会との間で決議に入った。UBSは、外国為替事業及び貴金属事業に関する競争法違反の可能性について、DOJの反トラスト局及び他の管轄区域の当局から条件付免責が認められた。2021年12月、欧州委員会は、外国為替市場における反競争的慣行の発見に基づき、クレディ・スイスの企業に対して83.3百万ユーロの罰金を課す決

定を下した。クレディ・スイスは、この決定について欧州一般裁判所に控訴の申立てを行い、2025年7月、裁判所は罰金を28.9百万ユーロまで減額する判決を下した。欧州委員会は上訴が認められている。UBSはリニエンを受けたため、罰金は課されなかった。

外国為替に関連する民事訴訟：2013年以降、UBS、クレディ・スイス及び他の銀行に対する推定集団訴訟が、被告の銀行のいずれかと外国為替取引を行った者を代表して米国連邦裁判所及びその他の管轄区域に提起されている。UBS及びクレディ・スイスは、被告の銀行、並びに先物為替予約及びこれに対するオプション取引を行っている個人との間の為替取引に関連する米国連邦裁判所集団訴訟を解決した。一部の集団訴訟の参加者はこの和解には応じず、米国及びイングランドの裁判所において、UBS、クレディ・スイス及び他の銀行に対し、米国及び欧州の独占禁止法違反及び不当利得を行ったものとして、個別の訴訟を提起した。UBS、クレディ・スイス及び他の銀行は、これら個別の訴訟を解決した。さらにクレディ・スイス及びUBSは、その他の金融機関とともに、イスラエルにおいて、その他の管轄区域で提起された訴訟と同様の申立てを行う併合推定集団訴訟の被告とされた。クレディ・スイス及びUBSは、この訴訟における全ての請求について2022年4月と2024年2月にそれぞれ和解契約を締結した。クレディ・スイスの和解は裁判所の承認を受け、2025年5月に確定した。UBSの和解は、引き続き裁判所の承認を条件としている。

LIBOR及びその他の基準金利に関連する規制上の問題：多くの政府機関が、一定の時点のLIBOR及び他の基準金利を操作するUBSの不適切な試みに係る調査をこれまで実施している。UBS及びクレディ・スイスは、基準金利に関連して、捜査当局との和解に至ったか、あるいはその捜査が終了した。UBSは、特定のレートに関する反トラスト法又は競争法の違反の可能性に関連して、DOJの反トラスト局及びスイス競争委員会（以下「WEKO」という。）を含む一定の管轄区域の当局から条件付の制裁措置の減免又は条件付の免責が認められた。ただし、WEKOの事務局はUBSが完全免責の資格を満たしていないと主張していることから、UBSはWEKOと最終的な和解に至っていない。

LIBOR及びその他の基準金利に関連する民事訴訟：特定の基準金利に基づくデリバティブ取引を行なった当事者を代表した多くの推定集団訴訟及びその他の訴訟が、UBS及び多くの他の銀行に対して、米国ニューヨーク州連邦裁判所において係属中である。さらに、変動利付モーゲージ、優先証券及び債券、担保差入債券、貸出金、預金勘定、投資及びその他の利付商品を含む、LIBOR及び他の基準金利に金利が連動する様々な商品に関連した損失を主張する複数の訴訟も米国及び他の管轄区域で係属中である。これらの申立ては、様々な方法による、いくつかの基準金利（米ドルLIBOR、日本円LIBOR、EURIBOR、スイス・フランLIBOR、及び英ポンドLIBORなどを含む。）の操作について主張しており、様々な法理論に基づいて金額未定の補償的損害賠償及び他の損害賠償を求めている。

米国における米ドルLIBORに関連する集団訴訟及び個別訴訟：2013年以降、米国連邦地方裁判所（その後、米国ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所（以下「SDNY」という。）に併合）にて、米ドルLIBORを参照する店頭商品、上場ユーロドル先物・オプション、債券、又はローンに關与した原告による推定集団訴訟が提訴された。これらの申立ては、独占禁止法及び商品取引所法違反、契約違反及び不当利得を主張している。SDNY及び第2巡回裁が訴因の一部を棄却し、他の訴因の審理を認める様々な判決を下したことを受け、店頭商品取引に関する集団訴訟1件及び個人の原告が提起した訴訟数件が地方裁判所で係属中である。UBSとクレディ・スイスは、上場商品、債券及び貸出金に関する集団訴訟に関して和解契約を締結した。これらの和解は裁判所の最終承認を受け、UBSとクレディ・スイスに対する訴訟は却下された。さらに、消費者向けローンの基準として使用される米ドル ICE LIBORのレートを共同で設定することにより共謀して金利を操作し、LIBORを参照する消費者向けローン及びクレジット・カードの市場を独占したと主張して、UBS、クレディ・スイス及び他の多くの銀行に対して、米国カリフォルニア州地方裁判所にて個別訴訟が提起された。裁判所は、最初の訴訟を退け、その後、修正訴状を確定力を以て棄却した。第9巡回区控訴裁判所は、当該棄却を支持した。2025年6月、米国連邦最高裁判所は、原告側による下級裁判所の判断に対する上訴請求を却下した。

米国におけるその他の基準金利に関する集団訴訟：日本円LIBOR／ユーロ円TIBOR、EURIBOR及び英ポンドLIBORの訴訟は却下された。棄却については原告が上訴している。

2023年1月、被告はスイス・フランLIBOR訴訟の訴状棄却を申し立てた。2023年、裁判所は、クレディ・スイスに対する請求に関する同社の和解を承認した。

国債：2021年に、欧州委員会は、UBS及び他の6つの銀行が2007年から2011年に欧州の国債に関連する欧州連合の反トラスト法に違反したとの決定を下した。欧州委員会はUBSに172百万ユーロの罰金を科し、この金額は2025年3月に控訴審で確定した。UBSは、欧州司法裁判所に控訴した。

クレジット・デフォルト・スワップ・オークション訴訟-2021年6月、クレディ・スイスは、米国ニューメキシコ州連邦裁判所にて、クレジット・デフォルト・スワップ（以下「CDS」という。）の最終オークション価

格を操作したとして、その他の銀行及び企業とともに推定集団訴訟1件の被告とされた。被告らはSDNYで以前に行われたCDS集団訴訟の和解を執行する申立てを行った。2024年1月、SDNYは、ニューメキシコ州での訴訟の請求が2014年6月30日より前の行為に起因する限り、請求がSDNYの和解により禁止されとの判決を下した。原告はSDNYの判決について控訴の申立てを行い、2025年5月に、第2巡回裁は当該判決を支持した。

上記の和解及び命令に含まれていない追加の問題及び管轄区域に関して、2025年6月30日現在のUBSの貸借対照表には、適用される会計基準に準拠してUBSが適切であると考えた金額の引当金が反映されている。UBS AGが引当金を設定している他の問題の場合と同様に、現時点で入手可能な情報ではこれらの問題に関する将来の資源の流出を、十分な程度の確実性をもって算定することはできず、従って、UBS AGがすでに認識している引当金の額を最終的に大幅に上回る（又は下回る）可能性がある。

4 モーゲージに関する事項

政府及び規制関連事項：DOJ RMBS和解—2017年1月、クレディ・スイス・セキュリティーズ（USA）LLC（以下「CSS LLC」という。）及びその現・元米国子会社並びに米国関連会社は、2007年まで行っていた旧住宅モーゲージ担保証券（以下「RMBS」という。）事業に関連して、DOJと和解に達した。この和解は、クレディ・スイスの企業によるRMBSのパッケージング、マーケティング、組成、アレンジメント、引受、発行、販売に関して、DOJによる民事訴訟の可能性を解消するものであった。和解条項に従い、2017年1月にDOJに民事制裁金が支払われた。和解ではまた、クレディ・スイスの企業に対し、手頃な住宅価格の支払いやローン免除を含む一定水準の消費者救済措置を提供することを要求しており、DOJとクレディ・スイスは、和解における消費者救済要件の完了を監督する独立監督者を任命することで合意した。2025年8月、CSS LLCはDOJとの間で、2017年の和解に基づくクレディ・スイスの未精算の消費者救済義務について300百万米ドルを支払うことにより全て解決する旨で合意した。UBS AGはこの和解に対して全額引当金を計上しており、2025年度第3四半期の財務書類に重要な影響を与える可能性はない。

民事訴訟：買戻義務—クレディ・スイスの関連会社は、RMBS取引の発行体、スポンサー、預託者、引受人及び／又は債権回収代理人としての役割に関連する様々な民事訴訟の被告とされている。これらの訴訟には、現在、RMBS信託及び／又は受託者による買戻し訴訟が含まれ、原告は総じて、モーゲージ・ローンに関する表明保証違反や、当該モーゲージ・ローンを該当の契約に従い請求時に買戻さなかったと主張している。以下に開示されている金額は、現在までにおける実際の原告の実現損失を反映するものではない。別段の記載がない限り、これらの金額はこれらの訴訟で申立てられた当初の未払元本残高を反映している。

DLJモーゲージ・キャピタル・インク（以下「DLJ」という。）は、ニューヨーク州裁判所において5件の訴訟の被告となっている。アセット・バックド・セキュリティーズ・コーポレーション・ホーム・エクイティ・ローン・トラスト、シリーズ2006-HE7が提起した訴訟では、374百万米ドル以上の損害賠償が請求されている。2023年12月、裁判所はDLJの棄却申立てを一部認め、通知に基づく請求全てを確定力を以て棄却した。いずれの当事者も控訴の申立てを行った。ホーム・エクイティ・アセット・トラスト、シリーズ2006-8による訴訟では、436百万米ドル以上の損害賠償が請求されている。ホーム・エクイティ・アセット・トラスト2007-1による訴訟では、420百万米ドル以上の損害賠償が請求されている。陪審裁判でない裁判の後、裁判所は2024年12月に、原告が問題となっている一部のローンに関する責任を立証したとの判決を下し、2025年5月に、裁判所は利息と費用を含めた約66百万米ドルの損害賠償を認めた。いずれの当事者も、責任に関する判決について上訴した。ホーム・エクイティ・アセット・トラスト2007-2による訴訟では、495百万米ドル以上の損害賠償が請求されている。CSMCアセット・バックド・トラスト2007-NC1による訴訟では損害賠償は請求されていない。

5 ATA訴訟

2014年11月以降、クレディ・スイスを含む多数の銀行に対し、米国反テロ法（以下「ATA」という。）及びテロ支援者制裁法に基づく請求を主張する一連の訴訟が米国ニューヨーク東部地区連邦裁判所（以下「EDNY」という。）及びSDNYにおいて提起されている。各訴訟の原告は、イラクにおける様々なテロ攻撃の犠牲者又はその親族であり、被告を含む様々な国際金融機関が、イラン人当事者の金融活動や取引を米国当局の摘発から隠匿するという明確な目的のために、共謀及び／又は幫助、煽動により、イラン人当事者が関与する支払いメッセージの情報を改ざん、偽造、又は省略することに合意したと主張している。訴状では、このような行為によって、イランがヒズボラや、米軍関係者や民間人への危害を積極的に加えているその他のテロ組織への資金送金が可能になったと主張している。2023年1月、第2巡回裁は、最初に提起された訴訟についての被告による棄却申立てを認めたEDNYによる2019年9月の判決を支持した。2023年10月、米国最高裁判所は原告の移送命令の申立てを却下した。2024年2月、原告は最初に提起された訴訟の判決を取り消すよう申立てた。その他7件の訴訟のうち4件は一時停止されており、うち1件は一時停止となる前にクレディ・スイス及び被告である銀行の大半について棄却されている。残り3件では、被告は、原告の修正訴状の棄却を申し立てた。

6 顧客口座に関する事項

複数の顧客が、スイスの元リレーションシップ・マネージャーが顧客ポートフォリオの運用において投資権限を逸脱し、特定のエクスポージャーに対する過度の集中や投資損失を招いたと訴えた。クレディ・スイスAGは、当該申立て及び顧客間の取引について調査した。クレディ・スイスAGは元リレーションシップ・マネージャーをジュネーブ検察庁に刑事告訴し、これを受けて検察官が刑事捜査を開始した。元リレーションシップ・マネージャーの複数の顧客も、ジュネーブ検察庁に刑事告訴した。2018年2月、元リレーションシップ・マネージャーは、ジュネーブ刑事裁判所において、詐欺、文書偽造及び犯罪的不正管理の罪で禁固5

年の判決を受け、約130百万米ドルの損害賠償の支払を命じられた。控訴審では、ジュネーブ刑事控訴裁判所、その後スイス連邦最高裁判所がジュネーブ刑事裁判所の主な判決を支持した。

元リレーションシップ・マネージャーに対する刑事裁判での判決確定を受けて、クレディ・スイスAG及び／又は様々な管轄地域の一部の関連会社に対する民事訴訟が開始されている。

シンガポールでは、すでに終結した民事訴訟において、クレディ・スイス・トラスト・リミテッドは利息と費用を含めた461百万米ドルを支払うよう命じられた。

バミューダでは、クレディ・スイス・ライフ（バミューダ）リミテッドに対して提起された民事訴訟において、バミューダ最高裁判所は原告に607.35百万米ドルの損害賠償を命ずる判決を下した。クレディ・スイス・ライフ（バミューダ）リミテッドはこの判決について控訴した。2023年6月、バミューダ控訴裁判所は、損害賠償及びバミューダ最高裁判所が決定したクレディ・スイス・ライフ（バミューダ）リミテッドが契約及び受託者義務に違反したという判決を支持したが、クレディ・スイス・ライフ（バミューダ）リミテッドが詐欺的な虚偽表示を行ったという判決は覆した。2024年3月、クレディ・スイス・ライフ（バミューダ）リミテッドは、枢密院司法委員会への控訴許可の申立てが認められ、2025年6月に控訴審の審理が開催された。バミューダ控訴裁判所はまた、裁定された損害賠償金にバミューダの法定利率3.5%で計算された利息を加えた金額が引き続き第三者預託口座にあることを条件に、控訴裁判所の判決が出るまで引き続き一時停止するよう命じた。

スイスでは、2023年3月以降、クレディ・スイスAGに対する一部の民事訴訟がジュネーブ第一審裁判所で開始されている。

7 モザンビークに関する事項

クレディ・スイスは、モザンビークの国営企業であるProindicus S.A.及びEmpresa Moçambicana de Atum S.A.（以下「EMATUM」という。）に対するクレディ・スイスの一部企業のローン・アレンジメント、2013年9月のEMATUMへの融資に関連したローン・パーティシペーション・ノート（以下「LPN」という。）の個人投資家への販売、並びにこれらのLPNを後にモザンビーク共和国が発行したユーロ債に転換した際のクレディ・スイスの一部企業の役割に関連して、規制当局及び取締当局による調査並びに民事訴訟の対象とされている。2019年、クレディ・スイスの元従業員3名は、EDNYにおいて、モザンビークの国営企業2社との間で行った金融取引に関連して不正な個人的利益を受けたことにつき有罪を認めた。

2021年10月、クレディ・スイスは、DOJ、米国証券取引委員会（以下「SEC」という。）、英国金融行為監督機構（以下「FCA」という。）及びFINMAとの間で、これら当局からの照会について和解に達し、これには、クレディ・スイスが適切な技術と注意をもって適切に組織化し、事業を遂行し、リスクを管理することを怠ったとの調査結果が含まれる。クレディ・スイス・グループAGは、共謀して電子通信詐欺を働いた疑いでクレディ・スイス・グループAGを告訴する刑事情報について、DOJと3年間の起訴猶予合意（以下「DPA」という。）を締結した。またクレディ・スイス・セキュリティーズ（ヨーロッパ）リミテッド（以下「CSSEL」という。）は司法取引を行い、米国連邦電子通信詐欺法に違反したとする1件の共謀罪を認めた。UBSグループAGは（クレディ・スイス・グループAGの承継会社として）、DPAの条件に従って、クレディ・スイスが合意したコンプライアンス強化及び改善の取組みを継続し、DPAに記載されている追加措置を講じた。2025年1月、DPAの条件に従って、DOJはDPAの期間を1年間延長することを選択した。

8 ETN関連訴訟

XIV訴訟：2018年3月以降、S&P500 VIX短期先物指数連動型ベロシティシェアーズ・デیلیー・インバース VIX短期上場投資証券（以下「XIV ETN」という。）の購入者の推定集団を代表して、SDNYに3件の集団訴訟が提起された。訴状は統合されており、クレディ・スイスが2018年2月のXIV ETNの価値下落に起因して、米国証券法の様々な詐欺防止及び不正操作防止条項に違反したと主張している。全ての請求を棄却したSDNYの判決に対する上訴において、第2巡回裁は請求の一部に復活命令を下した。2023年3月及び2025年2月の判決において、裁判所は原告が訴える3つの集団のうち2つの認定を認め、3つ目の集団の集団認定を却下した。

9 ブルガリアの元顧客に関する事項

2020年12月、スイス検察当局は、クレディ・スイスAGの口座を通じて資金洗浄を行ったとされるブルガリアの元顧客との過去の関係に適用されたデリジェンス及び統制に関して、クレディ・スイスAG及びその他の当事者を告訴した。2022年6月、裁判の結果、クレディ・スイスAGはスイス連邦刑事裁判所において、マネー・ロンダリング防止の枠組みについて過去に一部組織的不備があったとして有罪判決を受け、2百万スイス・フランの罰金の支払いを命じられた。さらに、裁判所は約12百万スイス・フランの顧客資産を差し押さえ、クレ

ディ・スイスAGに約19百万スイス・フランの賠償金支払いを命じた。クレディ・スイスAGはスイス連邦控訴裁判所において、判決に対する控訴の申立てを行った。UBS AGとクレディ・スイスAGの合併後、UBS AGは控訴を認めた。2024年11月、裁判所はUBS AGを無罪とし、第一審裁判所が命じた罰金及び賠償金を取り消す判決を下した。2025年2月、裁判所はUBS AGの無罪判決を支持したが、連邦検察庁はこの判決に対してスイス連邦最高裁判所に控訴した。UBSも、合併による承継会社が被承継会社の行為に対して刑事責任を問われ得るかどうかという点に限定して控訴している。

10 アルケゴス

クレディ・スイス及びUBSは、FINMA（FINMAが任命した第三者が支援する）、DOJ、SEC、米国連邦準備制度、米国商品先物取引委員会（以下「CFTC」という。）、米国上院銀行委員会、健全性規制機構（以下「PRA」という。）、FCA、WECO、香港競争委員会及びその他の規制当局や政府機関などより、アルケゴス・キャピタル・マネジメント（以下「アルケゴス」という。）との関係に関する照会、調査及び／又は措置に関する文書及び情報の提供を求められている。UBSは、これらの問題に関して当局に協力している。2023年7月、CSI及びCSSELはPRAとの間で、PRAの調査の解決を定める和解契約を締結した。また2023年7月、FINMAは是正措置命令を、連邦準備制度は取引停止命令を出した。この命令に基づき、クレディ・スイスは民事制裁金を支払い、取引相手の信用リスク管理、流動性リスク管理及び非金融リスク管理に関連する一定の改善措置を講じるとともに、取締役会の監督及びガバナンスを強化することで合意した。UBSグループは、クレディ・スイス・グループAGの法的承継会社として、FINMAの命令及び連邦準備制度の取引停止命令の当事者である。

またクレディ・スイス及び／又は特定の役員及び取締役に対して、クレディ・スイスとアルケゴスの関係について、受託者義務違反に対する訴えを含めた民事訴訟が提起されている。

注記17 保証会社の補足情報

2015年度に、スイスで記帳されたパーソナル&コーポレート・バンキング事業部門及びウェルス・マネジメント事業部門は、スイス合併法に準拠した資産譲渡によりUBS AGからUBSスイスAGに譲渡された。資産譲渡契約の条件に従い、UBSスイスAGは、資産譲渡日に存在するUBS AGの契約上の債務（UBS AGが発行した特定のSEC登録負債性証券の完全かつ無条件の保証を含む。）に対する連帯責任を引き受けた。UBS AGの契約上の債務に係るUBSスイスAGの連帯責任は、2025年度上半期に1億米ドル増加し、2025年6月30日現在、27億米ドルとなった。この増加は、外国為替の影響を反映しており、契約の満期到来及び公正価値の変動により一部相殺されている。

UBS AGは、UBSグループAGとともに、2025年6月30日現在、2032年7月満期の発行済残高742百万米ドルの単一証券から成る、クレディ・スイス（USA）エルエルシーのSEC登録負債性証券残高を全額無条件で保証している。クレディ・スイス（USA）エルエルシーはUBS AGの間接保有完全子会社である。UBS AGは、2024年5月31日（合併日）付で、クレディ・スイスAGの保証債務を引き受けた。この保証に基づき、クレディ・スイス（USA）エルエルシーが当該負債性証券に係る契約に基づき適時に支払いを行わなかった場合、当該負債性証券の保有者は、最初にクレディ・スイス（USA）エルエルシーに対して手続を行わずとも、UBSグループAG又はUBS AGのいずれかに対して支払を請求することができる。

[次へ](#)

(参考情報)

UBS AG (連結) とUBSグループAG (連結) の比較

以下の表は、UBS AG (連結) とUBSグループAG (連結) の財務及び資本に関する情報の比較を示している。

UBS AGとUBSグループAGはともに、IFRS会計基準に従って連結財務書類を作成している。UBSグループAGは、2023年度のクレディ・スイス・グループの取得について、IFRS第3号「企業結合」で定義された取得法による会計処理を適用している。2024年5月31日のUBS AGとクレディ・スイスAGの合併は、IFRS会計基準に基づいて決定された、取引日(2024年5月31日)時点におけるクレディ・スイスAGの資産及び負債の過去の帳簿価額を用いて、IFRS第3号に定義された共通支配下の企業結合として会計処理されている。したがって、UBSグループAGとUBS AGの連結レベルで適用される会計処理には相違がある。また、以下の通り、一定の範囲及び表示上の相違も存在する。

→ UBS AGとクレディ・スイスAGの合併に関する会計処理の詳細については、ubs.com/investorsの「Annual reporting」にて入手可能なUBS AGの2024年度年次報告書の「連結財務書類」のセクションの「注記2 UBS AGとクレディ・スイスAGの合併に関する会計処理」を参照。

UBSグループAG及びその直接所有子会社(UBSビジネス・ソリューションズAGを含む。)に関連する資産、負債、収益、営業費用及び税金費用/(便益)は、UBSグループAGの連結財務書類には反映されているが、UBS AGの連結財務書類には反映されていない。UBSグループAG及びその直接所有子会社(UBSビジネス・ソリューションズAG及び共通業務を提供するその他の子会社を含む。)との取引に関連するUBS AGの資産、負債、収益及び営業費用は、UBS AGの連結財務書類において消去されないが、UBSグループAGの連結財務書類においては消去されている。

2025年度第2四半期において、UBS AG (連結) は1,198百万米ドルの純利益を認識した一方、UBSグループAG (連結) は2,402百万米ドルの純利益を計上した。1,205百万米ドルの相違は、主にクレディ・スイス・グループの取得時にUBSグループAGレベルで認識された特定の取得原価配分(以下、「PPA」という。)の影響によるものであった。これにより、UBSグループAGレベルでは税効果控除後の純利益の増加が生じたが、UBS AGは取得法による会計処理を適用しておらず、PPAの影響及び対応する純利益はない。PPAの影響により、UBSグループAGでは、訴訟、規制、及び類似の問題に関して戻入(純額)が発生した(一方、UBS AGは費用(純額)が生じた。)。純利益のその他の相違は主に、UBSビジネス・ソリューションズAG及びUBSグループAGの共通業務を提供するその他の子会社が、UBS AGの連結範囲内の他の法人に、提供した業務に関して発生したコストのマークアップを請求することにより生じる。

2025年6月30日現在、UBS AG (連結) の資産合計は、UBSグループAG (連結) の資産合計を18億米ドル上回っている。この相違は主に、クレディ・スイス・グループの買収に伴い、UBSグループAGレベルで認識されたPPAの影響によるもので、連結範囲の相違により一部相殺された。UBS AG (連結) の負債合計は、UBSグループAGの負債合計を33億米ドル下回ったが、これは主に連結範囲の相違とPPAの影響によるものである。

2025年6月30日現在、UBS AG (連結) の資本は、UBSグループAG (連結) の資本を52億米ドル上回っている。この相違は主に、クレディ・スイス・グループの取得に伴い、UBSグループAGレベルで認識された36億米ドルのPPAの影響によるもので、UBS AG (連結) には影響せず、主に償却原価で測定される貸出金及びローン・コミットメント、訴訟に関してIFRS第3号に基づいて認識された偶発負債、並びに連結範囲の相違14億米ドルに関連するものである。2025年度第2四半期において、2つの連結範囲間の資本の相違は、44億米ドル減少した。これは主に、UBS AGがUBSグループAGに対して支払った配当金が、UBSグループAGの配当金支払額を上回ったことによるものである。

2025年6月30日現在、UBS AG (連結) のゴーイングコンサーン・ベースの自己資本は、UBSグループAG (連結) のゴーイングコンサーン・ベースの自己資本を32億米ドル下回っている。これは、UBS AGの普通株式等Tier 1 (CET 1) 自己資本が29億米ドル下回ったことと、ゴーイングコンサーン・ベースの損失吸収その他Tier 1 (AT 1) 自己資本が4億米ドル下回ったことを反映している。

UBS AG (連結) のCET 1 自己資本が29億米ドル下回ったのは、主にUBS AGとUBSグループAGとの間の未払配当金の相違129億米ドルによるものであるが、これはUBSグループAG (連結) の資本が52億米ドル下回ったこと、UBSグループAGレベルでの報酬関連の規制資本の発生額が28億米ドルであったこと、将来の株式買戻しに

備えた資本準備金が20億米ドルであったこと、及び一時差異に関する適格繰延税金資産の影響が5億米ドルであったことにより、ほぼ相殺された。

UBS AG（連結）の四半期平均流動性カバレッジ比率（LCR）は、UBSグループAG（連結）の四半期平均LCRを2.9パーセンテージ・ポイント下回っている。この相違は主に、グループ（連結）の範囲に含まれないものの、UBS AG（連結）の範囲には含まれる、会社間の預金及び貸出によりUBS AG（連結）のキャッシュ・アウトフロー（純額）が増加したことによるものである。

UBS AG（連結）の安定調達比率（NSFR）は、UBSグループAG（連結）のNSFRを1.5パーセンテージ・ポイント下回っている。この相違は、主にUBSグループAG（連結）と比較して、UBS AG（連結）の適格規制資本が下回ったことによるものである。

UBS AG（連結）とUBSグループAG（連結）の比較

単位：百万米ドル、別掲 されている場合を除く	2025年6月30日現在又は同日終了四半期			2025年3月31日現在又は同日終了四半期			2024年12月31日現在又は同日終了四半期		
	UBS AG (連結)	UBSグループ AG(連結)	差異 (絶対的)	UBS AG (連結)	UBSグループ AG(連結)	差異 (絶対的)	UBS AG (連結)	UBSグループ AG(連結)	差異 (絶対的)
損益計算書									
収益合計	11,635	12,112	(477)	12,163	12,557	(393)	11,317	11,635	(318)
信用損失費用／(戻入)	152	163	(11)	124	100	24	241	229	12
営業費用	10,621	9,756	865	10,701	10,324	377	11,017	10,359	658
税引前営業利益／(損失)	862	2,193	(1,331)	1,339	2,132	(793)	59	1,047	(989)
当期純利益／(損失)	1,198	2,402	(1,205)	1,035	1,702	(667)	(254)	779	(1,034)
貸借対照表									
資産合計	1,671,814	1,669,991	1,823	1,547,489	1,543,363	4,126	1,568,060	1,565,028	3,033
負債合計	1,576,960	1,580,292	(3,332)	1,450,367	1,455,773	(5,406)	1,473,394	1,479,454	(6,060)
資本合計	94,854	89,699	5,155	97,123	87,590	9,532	94,666	85,574	9,092
資本、流動性及び資金調 達情報									
普通株式等Tier1自己資本	69,829	72,709	(2,880)	70,756	69,152	1,604	73,792	71,367	2,425
ゴーイングコンサーン・ ベースの自己資本	88,485	91,721	(3,236)	89,081	87,837	1,244	89,623	87,739	1,884
リスク加重資産	498,327	504,500	(6,172)	481,539	483,276	(1,737)	495,110	498,538	(3,429)
普通株式等Tier1自己資本 比率(単位：%)	14.0	14.4	(0.4)	14.7	14.3	0.4	14.9	14.3	0.6
ゴーイングコンサーン・ ベースの自己資本比率 (単位：%)	17.8	18.2	(0.4)	18.5	18.2	0.3	18.1	17.6	0.5
総損失吸収力比率(単位：%)	36.5	37.9	(1.4)	38.0	38.7	(0.8)	36.7	37.2	(0.5)
レバレッジ比率分母	1,660,097	1,658,089	2,008	1,565,845	1,561,583	4,261	1,523,277	1,519,477	3,799
普通株式等Tier1レバ レッジ比率(単位：%)	4.2	4.4	(0.2)	4.5	4.4	0.1	4.8	4.7	0.1
流動性カバレッジ比率 (単位：%) ⁽¹⁾	179.4	182.3	(2.9)	180.3	181.0	(0.7)	186.1	188.4	(2.3)
安定調達比率(単位：%)	120.9	122.4	(1.5)	122.8	124.2	(1.4)	124.1	125.5	(1.4)

⁽¹⁾ 開示されている比率は、表示される四半期の四半期平均を表しており、2025年度第2四半期の61データポイント、2025年度第1四半期の62データポイント及び2024年度第4四半期の64データポイントの平均に基づいて計算されている。詳細については、ubs.com/investors

の「Quarterly reporting」にて入手可能なUBSグループの2025年度第2四半期報告書（英文）の「Liquidity and funding management」のセクションを参照。

2【その他】

(1) 決算日後の状況

以下の事象を除き、UBSグループAG及びUBS AGの2025年度第2四半期財務報告書の参照日（2025年6月30日）より後に重要な事象は発生しなかった。以下の事象とは、2025年7月30日にUBSが発表した事象（UBSグループAGの2025年度第2四半期財務報告書の公表）、2025年8月5日にUBSが発表した事象（UBS AGの2025年度第2四半期財務報告書の公表）及び2025年9月23日にUBSが発表した事象（2004年から2012年までのフランスにおけるクロスボーダー事業活動に関する過去の案件の解決を発表するUBS AGのニュースリリースの公表）である。

(2) 訴訟

本半期報告書の「第6 1 中間財務書類」に掲載される連結財務書類に対する注記の「注記16 引当金及び偶発負債」を参照のこと。

3【会計原則及び会計慣行の相違】

本書記載のUBS AGの連結財務書類は、IFRS会計基準に準拠して作成されている。従って、会計原則及び会計慣行ともに日本で一般に公正妥当と認められている会計原則（日本基準）に基づいて作成された財務書類とは相違する部分がある。

IFRS会計基準と日本における会計原則及び会計慣行の主な相違点の要約は下記のとおりである。

連結財務書類：IFRS会計基準と日本における会計原則及び会計慣行の主な相違

(1) 連結の範囲及び持分法の適用範囲

UBSが適用するIFRS会計基準

連結

UBS AGの財務書類は、UBS AG及びその子会社の財務書類を含み、単一の経済実体として表示されており、会社間の取引及び残高は消去されている。UBS AGは、（i）事業体の関連性のある活動に対するパワーを有している場合、（ii）事業体の変動リターンに対するエクスポージャーを有している場合、及び（iii）そのパワーを自らのリターンに影響を及ぼすように行使する能力を有している場合に事業体を支配しているとされ、当該事業体（ストラクチャード・エンティティ（以下「SE」という。）を含む。）を全て連結している。

全ての事実と状況を考慮してUBS AGが別の事業体にパワーを有しているか、すなわち、事業体の関連性のある活動に関する意思決定を行う必要がある場合に当該活動を指図する現時点での能力を有しているかを判断する。

SEを含む子会社は、支配を獲得した日から連結され、支配が終了した日に連結対象から除外される。支配の又は支配の喪失は、事実や状況により、支配の存在を認めるのに必要であった要素のうち1つ以上に変更があることを示す場合に再評価される。

UBS AGの連結対象外のUBSグループAGの子会社との取引は、第三者との取引として会計処理され、表示される。このため、UBSグループの財務書類とUBS AGの財務書類の間で表示に差異が生じることがある。例えば、UBSビジネス・ソリューションの事業体で発生し、UBS AGの事業体に請求された人件費は、UBS AGによって「一般管理費」に表示される。

企業結合

企業結合は、取得法により会計処理されている。非支配株主持分がある場合、その金額は被取得企業の識別可能な純資産に対する非支配株主持分の比例持分で測定される。

共通支配下の企業結合

結合する企業又は事業体が企業結合の前後を通じてUBSに最終的に支配され、かつ、その支配が一時的なものでない企業結合は、IFRS第3号「企業結合」で定義されている共通支配下の企業結合に該当するとみなされる。共通支配下の企業結合はIFRS第3号の適用範囲外である。

関連会社投資

UBS AGが事業体の財務方針及び営業方針に対する重要な影響力を有しているものの、支配を有していない事業体に対する持分は、関連会社投資に分類され、持分法で会計処理される。通常、UBS AGは、事業体の議決権の20%から50%を保有する又は保有する能力がある場合に、重要な影響力を有している。関連会社投資は、取得原価で当初認識され、取得日後は投資先の包括利益及び減損損失に対するUBS AGの持分を認識して帳簿価額が増減する。関連会社に対する純投資は、損失事象の客観的な証拠があり、当該関連会社投資の帳簿価額が回収可能価額を上回る場合に、減損処理される。

日本基準

日本では、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、実質支配力基準により連結範囲が決定され、支配の及ぶ会社（子会社）は連結の範囲に含まれる。ただし、子会社のうち支配が一時的であると認められる企業、又は連結することにより利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれのある企業については、連結の範囲に含めないこととされている。また、非連結子会社及び重要な影響力を与えることができる会社（関連会社）については、持分法の適用範囲に含める。

特別目的会社については、企業会計基準適用指針第22号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」及び「連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」において、特別目的会社が、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発

行する証券の所有者に享受させることを目的として設立され、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に資産を譲渡した会社から独立しているものと認め、当該特別目的会社に資産を譲渡した会社の子会社に該当しないものと推定される。したがって、当該要件を満たす特別目的会社は、連結の範囲に含まれないことになる。ただし、このように連結の範囲に含まれない特別目的会社については、企業会計基準適用指針第15号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」に基づき、当該特別目的会社の概要、当該特別目的会社を利用した取引の概要、当期に行った当該特別目的会社との取引金額又は当該取引の期末残高等の一定の開示が当該特別目的会社に資産を譲渡した会社に求められる。

非支配持分については、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、子会社の資産及び負債のすべてを支配獲得日の時価により評価する方法（全面時価評価法）により評価することが要求されている。一方で、IFRS会計基準のように非支配株主持分(旧少数株主持分)自体を公正価値で測定する方法は認められておらず、非支配株主持分(旧少数株主持分)は取得日における被取得企業の識別可能純資産に対する現在の持分で測定される。

(2) 金融商品の分類及び測定

UBSが適用するIFRS会計基準

金融資産

負債性金融商品の契約条件により、元本及び元本残高に係る利息の支払いのみ（以下「SPPI」という。）であるキャッシュ・フローが生じる場合において、当該負債性金融商品が契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有するという目的を有する事業モデルの中で保有されている場合には、償却原価で測定される金融資産として分類され、契約上のキャッシュ・フローの回収と金融資産の売却の両方の目的を有する事業モデルの中で保有されている場合には、その他の包括利益を通じて公正価値（以下「FVOCI」という。）で測定される。

トレーディング目的保有金融資産又は公正価値で管理される金融資産を含め、その他全ての金融資産は純損益を通じて公正価値（以下「FVTPL」という。）で測定される。ただし、特定のヘッジ関係に指定されているデリバティブを除く（詳細については、2024年の有価証券報告書の連結財務書類の注記の2jの項を参照）。

事業モデルの評価及び契約上のキャッシュ・フローの特性

UBS AGは、資産の認識時に、特定の事業目的を達成するための金融資産のポートフォリオの管理方法を考慮に入れて事業モデルの性質を判断している。

契約上のキャッシュ・フローがSPPIに該当するか否かを評価する際、UBS AGは、金融商品の契約条件に当該金融商品の契約期間を通じて発生する契約上のキャッシュ・フローの時期又は金額を変更する可能性がある条項が含まれているか否かを検討する。この評価には、環境・社会・ガバナンス（以下「ESG」という。）をトリガーとする様々な契約上のキャッシュ・フローが含まれる。

償却原価で測定される金融負債

償却原価で測定される金融負債には、「償却原価で測定される社債」及び「償却原価で測定されるUBSグループAGからの資金調達」が含まれている。後者には、UBSグループAGに対して2023年11月より前に発行された条件付資本調達商品のうち、特定の普通株式等Tier 1（以下「CET 1」という。）比率違反又は存続事由が発生したとするスイス金融市場監督当局（以下「FINMA」という。）の判断のいずれかがあった場合に、元本金額が評価減されるという契約上の規定のあるものが含まれる。このような契約上の規定は、原資産が契約当事者に固有の、金融以外の変数とみなされるため、デリバティブではない。2023年11月以降の発行には、同一のトリガー（すなわち、CET 1 比率違反又はFINMA判断に基づく存続事由の発生）が発動した場合に、株式に転換されるという契約上の特性が含まれる。社債が米ドル建てで発行されている場合、当該転換特性は資本に分類され、主契約である償却原価で測定される社債とは別個に「資本剰余金」に計上される。

発行された負債性金融商品の契約条件に、評価減又は株式転換に係る法律上のバйлインの仕組みが含まれていない場合、これは当該商品の会計上の負債又は資本の分類に影響を与えない。

将来の期間において社債が評価減される場合又は株式へ転換される場合は、当該社債の一部又は全ての認識の中止が行われ、当該社債の帳簿価額と発行された株式の公正価値との差額は損益計算書に認識され、資本に分類される転換特性は引き続き「株主に帰属する持分」に分類される。

純損益を通じて公正価値で測定される金融負債

UBS AGは、一部の発行済負債性金融商品が、当該金融商品とは密接に関連していないが当該金融商品のキャッシュ・フローに著しく影響する組込デリバティブ部分を含んでいること及び／又は公正価値で管理されていることを根拠として、当該発行済債券を、純損益を通じて公正価値での測定を指定された金融負債に指定

している（詳細は、以下の表を参照）。組込デリバティブを含む金融商品は主に、一部の仕組債の発行により発生している。

測定及び表示

当初認識時に、金融商品は、直接帰属する取引費用を調整後の公正価値で測定される。ただし、金融商品がFVTPLに分類される場合、取引費用は計算に含まれない。共通支配下の企業結合を通じて取得した金融商品は、IFRS会計基準に基づき算定された、統合日時点の統合された事業体又は事業の金融資産及び金融負債の従来からの帳簿価額を使用して、当初測定される。当初認識後に、UBS AGは、金融資産及び金融負債を、次の表に記載の通り、IFRS第9号に従って分類、測定及び表示する。

金融資産の分類、測定及び表示

金融資産の分類		含まれる重要項目	測定及び表示
償却原価で測定		この分類に含まれる資産は以下の通りである。 ー現金及び中央銀行預け金 ー銀行預け金 ー有価証券ファイナンス取引による債権 ーデリバティブに係る差入担保金 ー住宅モーゲージ及び商業用モーゲージ ー法人向け貸出金 ー担保付貸出金(ロンバード・ローンを含む。)及び無担保貸出金 ー適格流動資産(以下「HQLA」という。)として保有する負債性証券	実効金利法による償却原価から予想信用損失(以下「ECL」という。)に係る引当金(詳細については、2024年の有価証券報告書の連結財務書類の注記の2d及び2gの項を参照)を控除した価額で測定される。 以下の項目は、損益計算書に認識される。 ー2024年の有価証券報告書の連結財務書類の注記の2dの項に従って会計処理される受取利息 ーECL及び戻入額 ー為替(以下「FX」という。)差損益 償却原価で測定される金融資産の認識が中止される場合、利得又は損失は損益計算書に認識される。 一部のデリバティブの決済から生じた金額については、本表の下記を参照。
FVOCIで測定	FVOCIで測定される負債性金融商品	この分類に含まれる主な資産は、HQLAとして保有する負債性証券である。	公正価値で測定され、未実現利得及び損失は、当該投資の認識が中止されるまで、税効果後の金額で「その他の包括利益」に計上される。認識中止の時点で、「その他の包括利益」の累積残高は損益計算書に振り替えられ、「その他の収益」に計上される。 償却原価で測定される金融資産の場合と同じ基準で決定される以下の項目は、損益計算書に認識される。 ー2024年の有価証券報告書の連結財務書類の注記の2dの項に従って会計処理される受取利息 ーECL及び戻入額 ー為替差損益

FVTPLで測定	トレーディング目的保有	トレーディング目的保有金融資産には、以下が含まれる。 －正の再構築コストを有する全てのデリバティブ（指定された有効なヘッジ手段のデリバティブを除く。） －主として短期的に売却又は買戻しを行う目的で取得したその他の金融資産、又はまとめて管理され、かつ、最近における実際の短期的な利益獲得のパターンの証拠がある、識別された金融商品のポートフォリオの一部であるその他の金融資産。この区分に含まれる例として、負債性金融商品（有価証券、マネー・マーケット・ペーパー並びに売買された法人向け貸出金及び銀行貸出金の形式のものを含む。）及び資本性金融商品が挙げられる。	公正価値で測定され、公正価値の変動は損益計算書に認識される。 デリバティブ資産（指定された有効なヘッジ手段のデリバティブを含む。）は通常、「デリバティブ金融商品」として表示される。ただし、法的に日次で決済される又は経済的に純額ベースで日次で決済される取引所で取引されるデリバティブ（以下「ETD」という。）又は店頭（以下「OTC」という。）清算のデリバティブは、「デリバティブに係る差入担保金」に表示される。 公正価値の変動、当初の取引費用、配当金並びに売却又は償還により生じた利得及び損失は、「純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係るその他の収益純額」に認識される。ただし、デリバティブ以外の金融商品に係る受取利息（詳細については、2024年の有価証券報告書の連結財務書類の注記の2dの項を参照）、金利リスクをヘッジするヘッジ手段として指定されたデリバティブに係る受取利息、並びに経済的ヘッジの効果を有する一部の短期及び長期FX契約に係るフォワード・ポイントは、「受取利息純額」に計上される。 指定された有効なヘッジ手段のデリバティブに係る公正価値の変動は、ヘッジ関係の種類によって、損益計算書又は「その他の包括利益」に表示される（詳細については、2024年の有価証券報告書の連結財務書類の注記の2jの項を参照）。
	FVTPLでの測定が義務付けられる資産－その他	FVTPLでの測定が義務付けられ、トレーディング目的保有でない金融資産には、以下が含まれる。 －一部の仕組商品、一部の商業用貸出金、及び有価証券ファイナンス取引による債権で、公正価値ベースで管理するもの －貸出金のうち、クレジット・デリバティブでヘッジされるものを含む、公正価値ベースで管理するもの －HQLAとして保有する一部の負債性証券で、公正価値ベースで管理するもの －ブローカレッジ債権（残高全体が単一の計算単位として会計処理されるが、利息は個別の構成要素に対して計算されるため、契約上のキャッシュ・フローはSPPIの基準を満たさない。） －資本性金融商品 －ユニットリンク型投資契約に基づき保有する資産	

金融負債の分類、測定及び表示

金融負債の分類	含まれる重要項目	測定及び表示
償却原価で測定	この分類に含まれる負債は、以下の通りである。 －要求払預金及び定期預金 －リテール貯蓄／預金 －スweep預金 －有価証券ファイナンス取引による債務 －仕組債以外の固定利付債券 －劣後債 －コマーシャル・ペーパー及び譲渡性預金 －UBSグループAGからの資金調達に係る債務 －デリバティブに係る受入担保金	実効金利法による償却原価で測定される。 償却原価で測定される金融負債の認識が中止された場合、利得及び損失は損益計算書に認識される。 特定の預金に関するスweep・プログラムに従い認識を中止した顧客預金から生じる受取利息は、「純損益を通じて公正価値で測定される金融商品及びその他に係る受取利息純額」に表示される。

FVTPLで測定	トレーディング目的保有	トレーディング目的保有金融負債には、以下が含まれる。 －負の再構築コストを有する全てのデリバティブ(一部のローン・コミットメントを含む。)(指定された有効なヘッジ手段のデリバティブを除く。) －UBS AGが第三者に売却したが、保有していない負債性金融商品及び資本性金融商品等の金融商品を引渡す義務(ショート・ポジション)	FVTPLで測定に分類される金融負債の測定及び表示には、FVTPLで測定に分類される金融資産の場合と同じ原則が適用される。ただし、FVTPLに指定される金融負債の公正価値の変動額のうち、UBS AGの自己の信用リスクの変動に帰属する部分は、「利益剰余金」の「その他の包括利益」に直接認識され、将来の期間において損益計算書に振り替えられることはない。 デリバティブ負債(指定された有効なヘッジ手段のデリバティブを含む。)は通常、「デリバティブ金融商品」として表示される。ただし、法的に日次で決済される又は経済的に純額ベースで日次で決済される取引所で取引されているデリバティブ及びOTC決済デリバティブは、「デリバティブに係る受入担保金」に表示される。
	FVTPLでの測定を指定	FVTPLでの測定を指定された金融負債には、以下が含まれる。 －主として株価連動型債券、クレジット・リンク債、金利連動型債券を含む発行済混合負債性金融商品 －公正価値に基づき管理する発行済負債性金融商品 －公正価値に基づき管理するUBSグループAGからの資金調達に係る債務 －有価証券ファイナンス取引による一部の債務 －キャッシュ・フローがFVTPLで測定される金融資産に連動し、会計上のミスマッチを解消するユニットリンク型投資契約に係る未払額 －ブローカレッジ債権に関連して発生し、測定方法に一貫性を持たせるためにFVTPLで測定されるブローカレッジ債務	

日本基準

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づき、金融資産は、原則として法的形態をベースに、有価証券、債権、金銭の信託、デリバティブなどに分類して規定が定められている。さらに、有価証券については、売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社及び関連会社株式、その他有価証券に分類される。売買目的有価証券は時価で測定され、時価の変動を損益計算書で認識している。その他有価証券は、時価で測定し、時価の変動額(評価差額)は、a) 純資産に計上され、売却、減損あるいは回収時に損益計算書へ計上される、もしくはb) 個々の証券について、時価が原価を上回る場合には純資産に計上し、下回る場合には損益計算書に計上する。市場価格のない株式等については、取得原価をもって貸借対照表価額とする。なお、外貨建のその他有価証券の評価差額に関して、取得原価又は償却原価に係る換算差額も上記a) もしくはb)と同様に処理する。ただし、外貨建債券については、外国通貨による公正価値の変動に係る換算差額を評価差額とし、それ以外の差額については為替差損益として処理することもできる。支払手形、買掛金などの金融負債は、債務額をもって貸借対照表価額とし、社債については社債金額より低いまたは高い価額で発行した場合に償却原価で評価する必要がある。

IFRS会計基準で認められる公正価値オプションに関する会計基準はない。また、IFRS会計基準のような繰延Day1損益を規定する基準はない。

(3) 金融保証、ローン・コミットメント

UBSが適用するIFRS会計基準

ローン・コミットメントは、規定された条件で顧客が所定の金額の融資を受けることができる取決めである。取消不能なローン・コミットメントは、(i) 純損益を通じて公正価値で測定されるデリバティブのローン・コミットメント、(ii) 純損益を通じて公正価値での測定を指定されたローン・コミットメント、又は(iii) 公正価値で測定されないローン・コミットメントに分類され、その場合のECL要件は2024年の有価証券報告書の連結財務書類の注記の2gの項に記載されている。

金融保証契約は、特定の債務者が特定の負債性金融商品の条件に従った期日の到来時に支払いを行わないことにより保証契約保有者に発生する損失を、その保有者に対し補償することをUBS AGに要求する契約である。2024年の有価証券報告書の連結財務書類の注記の2gの項に記載されているECL要件は、FVTPLで会計処理されない発行済金融保証に適用される。

信用リスクの軽減を目的としてUBSが保有する金融保証契約のうち、保証対象のエクスポージャーと不可分であると評価されたものは、当該エクスポージャーの構成要素として会計処理され、信用補完から予想される

キャッシュ・フローは、各エクスポージャーのECLの測定に含まれる。保有する金融保証から生じる求償権のうち、保証対象のエクスポージャーの条件と不可分でないものは、その実現がほぼ確実であるとみなされる時点で認識される。

日本基準

日本では、金融資産又は金融負債の消滅の認識の結果生じる債務保証を除いて、保証を当初より公正価値で貸借対照表に計上することは求められていない。銀行の場合には、第三者に負う保証債務は偶発債務として額面金額を支払承諾勘定に計上し、同時に銀行が顧客から得る求償権を偶発債権として支払承諾見返勘定に計上する。保証に起因して、将来の損失が発生する可能性が高く、かつその金額を合理的に見積ることができる場合には、債務保証損失引当金を計上する。

日本では、ローン・コミットメントはオフバランス取引である。当座貸越契約（これに準ずる契約を含む。）及びローン・コミットメントについて、貸手である金融機関等は、その旨及び極度額又はローン・コミットメントの額から借手の実行残高を差し引いた額を注記する。

(4) 金融資産の認識の中止

UBSが適用するIFRS会計基準

金融資産

UBS AGは、購入者が譲渡した金融資産のリスクと経済価値の実質的に全て又は当該資産を売却若しくは担保に差し入れる実践的な能力に伴うリスクと経済価値の重要な部分を獲得した場合、当該資産又はその一部の認識を中止する。

金融資産が担保として差し入れられているか、又は類似の取決めの下にある場合には、取引相手が担保差入資産のキャッシュ・フローに対する契約上の権利を受け取っていれば（例えば、当該資産の売却又は再担保差入を行う取引相手の権利により裏付けられる場合等）、当該金融資産は譲渡されているとみなされる。金融資産に対する支配が留保される譲渡の場合、UBS AGは、継続的関与の程度に応じて当該資産を継続的に認識し、その程度は譲渡後に、UBS AGが譲渡資産価値の変動の影響を受ける程度により決定される。

金融負債

UBS AGでは、金融負債が消滅する場合、すなわち、契約中に特定された債務が免責されたか、取消されたか、又は失効した時に、当該金融負債の認識を中止している。既存の金融負債が同一の貸手からの著しく異なる条件による新たな金融負債と交換された場合、又は既存の負債の条件が大幅に変更された場合に、従前の負債の認識を中止して新しい負債を認識する。それぞれの帳簿価額の差異は、損益計算書に認識される。

ほとんどのOTCデリバティブ契約及び中央清算機関及び取引所を通じて清算される取引所取引の先物とオプション契約は、日次で決済されるとみなされる。これは、日々の変動証拠金の支払いや受取が法的又は経済的な決済を表すためであり、その結果、関連するデリバティブの認識が中止されることになる。

日本基準

日本では企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づき、譲渡金融資産の財務構成要素ごとに、支配が第三者に移転しているかどうかの判断に基づいて、当該金融資産の認識の中止がなされる。

(5) 金融資産の減損

UBSが適用するIFRS会計基準

ECLは、償却原価で測定される金融資産、FVOCIで測定される金融資産、公正価値で測定されない報酬債権及びリース債権、金融保証並びにローン・コミットメント（共通支配下の企業結合を通じて取得されたものを含む。）について認識される。ECLはまた、無条件に取消可能な信用枠（UBS AGのクレジット・カード限度額及びマスター信用枠を含む。）の未実行部分にも認識される。これは、UBS AGが信用リスクの軽減措置を講じる前に借手は資金を引き出すことができるので、UBS AGは信用リスクにさらされているためである。

予想信用損失の認識

ECLは、以下に基づき認識される。

－ステージ1－信用リスクの著しい増大（以下「SICR」という。）（下記の「信用リスクの著しい増大」を参照。）が観察されない金融商品：最大12ヶ月間のECLが当初認識時から認識される。当該ECLは、全期間ECLのうち報告日後12ヶ月以内にデフォルトが発生した場合に生じる部分を、デフォルトの発生リスクで加重したものを反映している。

ーステージ2－SICRが観察されるが、信用減損は発生していない金融商品：全期間ECLが認識される。当該ECLは、金融商品の予想残存期間にわたって起こり得る全てのデフォルト事由から生じると考えられる残存期間のキャッシュ不足を、デフォルトの発生リスクで加重したものを反映している。SICRが観察されなくなった場合には、当該金融商品はステージ1に戻る。

ーステージ3－信用減損金融商品（1つ又は複数の損失事象の発生より判断される）：選択した回収戦略に基づく予想キャッシュ・フローを見積ることにより全期間ECLが常に認識される。信用減損エクスポージャーには、引当金が認識されていないポジションが含まれることがあるが、これは例えば、当該ポジションが保有担保により全額回収可能であると予想されるためである。

ー購入した信用減損（以下「PCI」という。）資産についても、当初認識以降の全期間ECLの変動が認識される。PCI金融商品には、帳簿価額から大幅に割引かれた価額で購入された場合や、デフォルトに陥った取引相手先で新たに組成されたものが含まれ、これらの金融商品は認識の中止まで別の区分にとどまる。

金融資産の全部又は一部について、回収不能になった又は免除されたと判断された場合に償却が行われる。償却により、債権の元本が減額され、関連する信用損失に係る評価性引当金を取り崩される。過年度の償却額の一部又は全額が回収されると、通常、「信用損失費用／（戻入）」に貸方計上される。

ECLは、損益計算書の「信用損失費用／（戻入）」に認識される。対応するECLに係る評価性引当金は、償却原価で測定される金融資産の帳簿価額の減額として貸借対照表に計上される。FVOCIで測定される金融資産については、帳簿価額は減額されないが、累計額が「その他の包括利益」に認識される。オフバランス・シートの金融商品及びその他の信用枠については、ECLに係る負債性引当金が「引当金」に表示される。

デフォルト及び信用減損

UBS AGは、信用リスク管理の目的上並びに規制報告及びECLにおいて、単一のデフォルトの定義を適用し、定性的又は定量的基準に基づき、取引相手先をデフォルトとして分類する。

予想信用損失の測定

IFRS第9号のECLは、デフォルト事由に起因する損失予想に基づいた偏りのない、確率加重された見積りを反映している。ECLの計算に使用される手法は、以下の主要な要素を適用している。すなわち、デフォルト確率（以下「PD」という。）、デフォルト時損失率（以下「LGD」という。）及びデフォルト時エクスポージャー（以下「EAD」という。）である。一般的に、パラメーターは、個々の金融資産レベルで決定される。スイスのクレジットカード・エクスポージャー及び個人口座の当座借越については、ポートフォリオの重要性に基づき、ポートフォリオ全体の平均PD及び平均LGDを導出するポートフォリオ・アプローチが適用される。ECLを計算するのに使用されるPD及びLGDは、主要なポートフォリオについてのポイント・イン・タイム（以下「PIT」という。）に基づいており、現在の状況と予想される周期的変動の両方を考慮する。重要性のあるポートフォリオについては、PDとLGDは様々なシナリオについて算定されるが、EADの予測はシナリオに依存しないものとして取り扱われる。

ECL関連のパラメーターを決定する目的で、UBS AGは、バーゼルⅢの枠組み及び第2の柱のストレス損失モデルに基づいて予想損失（以下「EL」という。）及びリスク加重資産を決定する際にも使用される、バーゼルⅢの先進的内部格付（以下「A-IRB」という。）モデルを活用している。これらのモデルに調整が加えられ、IFRS第9号関連モデルが開発された。当該モデルは、関連するポートフォリオの複雑性、構造及びリスク特性を検討するとともに、ECLの計算に使用されるPDとLGDは、対応するバーゼルⅢのサイクル全体（以下「TTC」という。）パラメーターとは対照的に、PITに基づいているという事実も考慮に入れている。予想信用損失の測定に関連する全てのモデルがUBS AGのモデル検証及び監視プロセスの対象となる。

デフォルト確率：PDは、特定の期間にわたるデフォルトの確率を示すものである。12ヶ月PDは今後12ヶ月間のデフォルトの確率を表し、全期間PDは金融商品の残存期間にわたるデフォルトの確率を表す。PIT PDは、TTC PDとシナリオ予測から導出される。モデル化は、地域、業界及び顧客セグメントに固有のものであり、マクロ経済のシナリオに依存する情報と顧客固有情報の両方を検討する。

デフォルト時エクスポージャー：EADは、潜在的なデフォルトが発生した時点での信用リスクに対するエクスポージャーの見積りを示すものであり、予想される返済、利払い及び未収計上を考慮し、EIRを用いて割引かれる。融資枠の将来の実行は、過去の貸出実行及びデフォルトのパターン並びに各ポートフォリオの特性を反映した信用変換係数（以下「CCF」という。）によって検討される。

デフォルト時損失率：LGDは、潜在的なデフォルトが発生した時点での損失の見積りを示すものであり、担保及びその他の信用補完による予想将来キャッシュ・フロー、又は無担保債権に係る破産手続きからの予想支払額、並びに、該当する場合、担保の実現までの期間及び債権の優先順位を考慮に入れて行われる。LGDは通常、EADに対する割合で表される。

予想信用損失の見積りーシナリオの数及びシナリオ加重の見積り

確率加重されたECLの算定には、特にマクロ経済的要因に関する仮定が見積りに及ぼす非線形的影響をモデル化するために、多様で関連性のある一連の将来の経済状況を評価する必要がある。

UBS AGは、この要求事項に対応するため、ECLの算定に、様々な経済シナリオを使用している。各シナリオは、独自のシナリオ説明で表される。当該シナリオ説明は、主要ポートフォリオの経済リスクに対するエクスポージャーを考慮すると、関連性のあるものであり、このシナリオ説明に依拠して、一貫性のあるマクロ経済的変数が決定される。これらのシナリオの適切な加重の見積りは、主として判断に基づいて行う。評価は、不確実性の程度が異なる可能性のある経済状況又は政治状況の全体的なレビューに基づいている。当該評価にあたっては、基礎となるシナリオ説明及び予想経済変数の性質及び重大度の変化の影響を考慮している。

算定した加重は、選択された特定の説明が関連するマクロ経済的変数と合わせて具現化する確率ではなく、それぞれのマクロ経済状況が発生する確率の構成要素となる。

マクロ経済的要因及びその他の要因

シナリオ決定の一環としてモデル化されるマクロ経済的要因、市場の要因及びその他の要因の範囲は広く、主要な要因の特定を裏付けるために過去の情報が用いられる。予測期間が長くなるにつれて、情報を得られる可能性が低下し、判断を必要とする度合いが増大する。景気サイクルの影響を受けるPD及びLGDを算定するために、UBS AGは、関連性のある経済的要因を3年間にわたって予測し、より長期の予測については、その後一定の期間をかけて、景気サイクルに対して中立なPD及びLGDに戻した。

ECLの計算に関連のある要因は、エクスポージャーの種類によって異なる。通常、地域や顧客セグメントの特性が勘案され、UBS AGの主要なECL関連ポートフォリオを考慮してスイスと米国に特に重点が置かれている。

UBS AGにとって、以下の将来予測に関するマクロ経済的変数が、ECLの計算において最も関連性のある要因である。

- －借手の業績に重要な影響を及ぼす場合、国内総生産（以下「GDP」という。）成長率
- －個人顧客の契約上の義務の履行能力に重要な影響を及ぼす場合、失業率
- －不動産担保評価に重要な影響を及ぼす場合、住宅価格指数
- －取引相手先の債務返済能力に重要な影響を及ぼす場合、金利
- －企業の業績、個人顧客の購買力及び経済的安定性に全体的に関連している場合、消費者物価指数
- －UBS AGの法人格付ツールの重要な要素の1つである場合、株式指数

ECL測定期間

全期間ECLの算定期間は、UBS AGが信用リスクにさらされる最大契約期間に基づいており、契約上の期間延長、解約及び期限前償還のオプションを考慮に入れている。取消不能のローン・コミットメント及び金融保証契約の測定期間は、UBS AGが信用供与義務を負う最大契約期間を表している。

さらに、一部の金融商品には、UBS AGがリスク軽減措置を講じる前に顧客が資金を引き出すことができるため、契約解除権が存在していても、UBS AGの信用リスクに対するエクスポージャーが契約通知期間に限定されないことになる要求払貸出金及び取消可能な未使用コミットメントの両方が含まれる。このような場合、UBS AGは、信用リスクにさらされる期間を見積る必要がある。こうした状況は、UBS AGのクレジット・カード限度額にも当てはまる。UBS AGのクレジット・カード限度額は、契約上の満期日が定められておらず、要求に応じて償還可能で、使用部分と未使用部分が1つのエクスポージャーとして管理される。UBS AGのクレジット・カード限度額から生じるエクスポージャーは重要ではなく、ポートフォリオ・レベルで管理されており、残高が期限を超過した時点でクレジット・アクションが発生する。UBS AGが信用リスクにさらされている期間の代替として、クレジット・カード限度額には7年のECL測定期間が適用され、ステージ1の残高については、12ヶ月で上限が設定されている。

スイスの企業向け市場において一般的なマスター・クレジット契約にも、要求払貸出金及び取消可能な未使用コミットメントが含まれている。中小企業向け融資枠では、リスクに基づくモニタリング（以下「RbM」という。）手法が実施されている。これは、継続的に更新されるリスク指標の組合せに基づいて、個々の融資枠レベルで、マイナスのトレンドをリスク事象として重視するものである。リスク事象が生じると、リスク担当者による追加のクレジット・レビューが行われ、情報に基づいた信用判断を行うことができる。大企業向け融資枠はRbMの対象とならないが、少なくとも年1回、正式なクレジット・レビューによって見直される。UBS AGはこうした信用リスクの管理実務を評価し、RbM手法と正式なクレジット・レビューの両方を実質的なクレジット・レビューとみなしており、そのため、ある融資枠が再組成される。その後、UBS AGが信用リスクにさらさ

れる期間の適切な代替として、両方の種類の融資枠に報告日から12ヶ月の測定期間が用いられ、SICRを評価するためのルックバック期間としても常に各報告日からの12ヶ月が用いられる。

信用リスクの著しい増大

ECLの対象となる金融商品は、継続的にモニタリングされている。最大12ヶ月ECLを認識することが引き続き適切であるかを判断するため、定量的な要因と定性的な要因の両方を適用して、金融商品の当初認識以降にSICRが発生しているかどうかの評価される。

UBS AGは主に、2つの異なる日付で算定された、金融商品の年間の将来予測とシナリオ加重後の全期間PDを比較することにより、金融商品のデフォルト・リスクの変化を定量的に評価している。ここでいう2つの異なる日付とは、以下を指す。

－報告日

－金融商品の開始日

UBS AGの定量的モデルに基づき、信用リスクの増加が設定基準値を超えると、SICRが発生したとみなされ、当該金融商品はステージ2に移行されるとともに、全期間ECLが認識される。

適用される基準値は、借手の当初の信用の質によって異なり、契約開始時のPDが低い金融商品には高い水準のSICR基準値が設定される。PDの変化に基づくSICRの評価は、個々の金融資産レベルで行われる。以下の「SICR基準値」の表には、格付けの引き下げで表される年換算の残存期間PIT PDの倍率であるSICRトリガーと、対応する金融商品の組成時の格付けについての大きな概要が記載されている。適用される実際のSICR基準値は、下記の表に示された各値間に補間されるより細分化されたレベルで定義される。

SICR基準値

金融商品の組成時の内部格付け	格付けの引き下げ／SICRトリガー
0 - 3	3
4 - 8	2
9 - 13	1

デフォルト確率に基づくSICRの評価に関係なく、契約上の支払いを30日を超えて延滞すると、金融商品の信用リスクが著しく増加したとみなされる。一部の重要性の低いポートフォリオ（特にスイスのクレジットカード・ポートフォリオ）では、この30日延滞基準がSICRの主たる指標として用いられる。金融商品が30日延滞基準によりステージ2に移行された場合、ステージ1への再移行（該当する場合）が可能となるまでの期間は最低6ヶ月であるが、パーソナル&コーポレート・バンキング事業部門及びグローバル・ウェルス・マネジメント・リージョン・スイス事業部門の金融商品で、延滞期間が90日から180日の間のものであり、かつステージ3に分類変更されていないものについては、ステージ1への再移行が可能となるまでの期間は1年間となる。

さらに、個々の取引相手先固有の指標、信用リスクに関する外部市場の指標又は全般的な経済状況に基づき、取引相手先は、ウォッチリストに加えられることがある。当該リストは、SICRの二次的な定性的指標として使用されるものである。また、例外管理も適用され、同一の信用リスク特性を共有するエクスポージャーに対し、他の方法では十分に反映されない特定の状況を考慮の上、個別に又は一括して調整を行うことができる。

通常、全般的なSICR判定プロセスは、ロンバード・ローン、有価証券ファイナンス取引及びその他の一部の資産に基づく貸出取引には適用されないが、これは、厳格な証拠金による日次のモニタリング・プロセスを含むリスク管理実務が採用されていることによる。マージン・コールが満たされない場合、ポジションは手仕舞いされ、ステージ3のポジションに分類される。例外的な状況では、特定の事実を考慮の上、個別の調整やステージ2への移行を行う場合がある。

信用リスク担当者はSICRを識別する責任があり、その会計目的は内部の信用リスク管理プロセスと一部の側面において異なっている。この相違は主に、ECL会計の要求事項は金融商品固有のものであるため、借手が異なるステージに割り当てられる複数のエクスポージャーを有する可能性があり、また、満期が到来するステージ2の貸出金は、契約更改時における実際の信用リスクに関係なく、契約更改時にステージ1に移行することから生じる。リスク・ベース・アプローチにおいては、包括的な取引相手先の信用評価及び所与の日付におけるリスクの絶対水準に基づき、必要となるリスク軽減措置が決定される。

日本基準

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づき、営業債権・貸付金等の債権については、債務者の財政状態及び経営成績等に応じて債権を一般債権、貸倒懸念債権及び破産更正債権等に区分し、区分ごとに定められた方法に従い貸倒見積高を算定し、貸倒引当金を計上する。

売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるものについて時価が著しく下落したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、当該時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額を当期の損失として処理しなければならない。減損の戻入は、株式について禁止されているだけでなく、満期目的保有の債券及びその他の有価証券に分類されている債券についても原則として認められていない。貸付金及び債権についても、直接減額を行った場合には、減損の戻入益の計上は認められていない。

(6) 金融資産及び金融負債の相殺の表示

UBSが適用するIFRS会計基準

(i) UBS AGが認識した金額を相殺する法的に強制可能な権利を有し、かつ(ii) 純額で決済するか、又は資産の実現と負債の決済を同時に実行する意図を有する場合にのみ、UBS AGは認識された金融資産及び金融負債を純額で貸借対照表に表示している。相殺されたポジションには、例えば、一部のデリバティブや様々な取引相手先、取引所及び清算機関と締結したレポ取引及びリバース・レポ取引が含まれている。

UBS AGが純額で決済するか、又は資産の実現と負債の決済を同時に実行する意図を有しているかを評価するに当たって重視されるのは、両取引相手間の信用及び流動性エクスポージャーの実質的に全てを解消する際に運用上の決済メカニズムが有効に機能しているかどうかである。この条件により、たとえ強制可能なネットティング契約の対象となる場合であっても、UBS AGの金融資産及び負債の相当額は貸借対照表上で相殺されないことになる。レポ契約及び有価証券ファイナンス取引については、決済メカニズムにより、信用及び流動性リスクが解消されるか又は僅少となり、かつ、債権と債務が単一の決済プロセス又はサイクルで処理される範囲においてのみ、相殺して表示される。

日本基準

日本では、以下の要件を満たす場合、相殺表示が認められる。

- (1) 同一の相手先に対する金銭債権と金銭債務である
- (2) 相殺が法的に有効で企業が相殺する能力を有する
- (3) 企業が相殺して決済する意思を有する

さらに、企業は債務不履行以外に相殺する意図がない場合でも、マスター・ネットティング契約の相殺表示は認められる。

(7) ヘッジ会計

UBSが適用するIFRS会計基準

UBS AGは、文書化及びヘッジの有効性の要件を満たす場合には、IFRS第9号のヘッジ会計の要求事項を適用する。ヘッジ関係がヘッジ会計の要件を満たさなくなった場合には、ヘッジ会計は中止される。ヘッジ会計の任意の中止は、IFRS第9号では認められない。

負債性金融商品及び貸出金資産に係る金利リスクの公正価値ヘッジ

ヘッジ対象リスクに起因するヘッジ対象の公正価値の変動は、ヘッジ対象の帳簿価額の調整として反映され、ヘッジ手段の公正価値の変動とともに損益計算書に認識される。

負債性金融商品に係るFXリスクの公正価値ヘッジ

ヘッジ対象リスクに起因するヘッジ対象の公正価値の変動は、ヘッジ対象の測定時に反映され、ヘッジ手段の公正価値の変動とともに損益計算書に認識される。ヘッジ手段のデリバティブとして指定されたクロス・カレンシー・スワップの外貨ベース・スプレッドは、指定から除外され、ヘッジのコストとして会計処理され、「資本」の「その他の包括利益」において繰り延べられる。これらの金額は、ヘッジ対象の存続期間にわたって損益計算書に振り替えられる。

公正価値ヘッジの中止

ヘッジ対象の認識の中止以外の理由によるヘッジの中止によって帳簿価額の調整が生じた場合には、その調整額は実効金利法を用いてヘッジ対象の存続期間にわたって償却される。ヘッジ対象の認識が中止される場合、未償却の公正価値調整又は繰り延べられたヘッジのコストは、認識の中止に係る利得又は損失として、直ちに損益計算書に認識される。

予定取引のキャッシュ・フロー・ヘッジ

キャッシュ・フローの金利改定リスクに対するキャッシュ・フロー・ヘッジとして指定されたデリバティブの有効部分に関連した公正価値測定による利得又は損失は、当初は、「資本」の「その他の包括利益」に認識され、予定キャッシュ・フローの発生が見込まれるヘッジの中止を含め、ヘッジ対象である予定キャッシュ・フローが純損益に影響を与える場合に、当期の「償却原価及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融商品に係る受取利息」又は「償却原価で測定される金融商品に係る支払利息」に振り替えられる。予定取引の発生が見込まれなくなった場合、繰り延べられた利得又は損失は直ちに損益計算書に振り替えられる。

在外営業活動体に対する純投資のヘッジ

ヘッジの有効部分に関連する、ヘッジ手段の商品に係る利得又は損失は、「資本」の「その他の包括利益」に直接認識され、非有効部分及び／又は指定されていない部分（例えば、先渡契約の金利の構成要素）に関連する利得又は損失は損益計算書に認識される。在外営業活動体を処分若しくは一部処分した時点で、当該事業体に関連して「資本」に認識された利得又は損失の累積額は、「その他の収益」に振り替えられる。

日本基準

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づき、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部において繰り延べる方法（繰延ヘッジ）による。ただし、その他有価証券の場合等の一定の要件を満たす場合、ヘッジ対象に係る相場変動等を損益に反映させることにより、その損益とヘッジ手段に係る損益とを同一の会計期間に認識する方法（時価ヘッジ）も認められている。

また、ヘッジ全体が有効と判定され、ヘッジ会計の要件が満たされている場合には、ヘッジ手段に生じた損益のうち結果的に非有効となった部分についても（有効部分とともに）、ヘッジ会計の対象として繰延処理を行うことができる。なお、非有効部分を合理的に区分できる場合には、非有効部分を繰延処理の対象とせず当期の純損益に計上する方法を採用することができる。

ヘッジ手段が満期、売却、終了又は行使により消滅した場合、若しくはヘッジ関係がヘッジ有効性の評価基準を満たさなくなったとき（ヘッジ会計の要件が満たされなくなった場合）にヘッジ会計の適用を中止する。また、ヘッジ対象が消滅した時、又はヘッジ対象である予定取引が実行されないことが明らかになったときには、ヘッジ会計を終了する。ヘッジ会計の適用が中止された場合、その時点までのヘッジ手段に係る繰延損益はヘッジ対象に係る損益が認識されるまで繰り延べ、それ以降のヘッジ手段に係る変動額は損益に計上する。利付金融商品の金利リスクがヘッジ対象の場合、ヘッジ対象の満期までの期間にわたってヘッジ手段に係る繰延損益を損益認識する。また、ヘッジ会計の終了の場合は、繰り延べられていたヘッジ手段に係る繰延損益を当期の損益として処理する。

(8) 株式報酬

UBSが適用するIFRS会計基準

UBS AGは、従業員が当該報奨を受け取る権利を得るために勤務する期間にわたり、繰延報酬報奨費用を認識する。例えば、リストラクチャリング・プログラムや双方で合意した雇用終了規定の影響を受ける従業員の場合など、勤務期間が短縮された場合は、当該費用の認識は雇用終了日までの期間に前倒しされる。退職の基準を満たす従業員や一定の年齢と勤続年数の基準を満たす従業員の場合など、将来の勤務が必要でない場合は、サービスを受領したものと同し、報酬費用は業績年度にわたって、又はオフサイクルの場合には、付与日に直ちに認識される。

株式報酬制度

UBSグループAGは、UBS AGの従業員に付与される株式報酬制度の付与者であり、当該制度を決済する義務を負う。このため、UBS AGは、報奨としてのUBSグループAGの株式を持分決済型株式報酬取引として分類している。UBS AGは、該当する場合は配当請求権、実質的に権利確定日以降に及ぶ譲渡制限、市況、権利確定条件以外の条件等、報奨に内在する諸条件を考慮して、付与日におけるUBSグループAGの資本性金融商品の公正価値を参照して従業員に付与された報奨の公正価値を認識する。

株式決済型の報奨の場合、報奨の条件変更によって価値が増加しない限り、報奨の公正価値は再測定されない。費用はトランシェごとに、権利確定見込数の見積りに基づき勤務期間にわたって認識され、勤務条件や業績条件の実際の結果を反映するよう調整される。

株式決済型報奨の場合、権利確定条件以外の条件（すなわち、勤務条件又は業績条件に関連しない条件）の違反から生じる失効事由が発生しても株式報酬費用の調整は行われない。

現金決済型株式報酬の場合、費用の累積認識額が分配した現金と等しくなるように、各報告日に再測定される。

その他の繰延報酬制度

その他の繰延報酬制度に係る報酬費用は、その制度の性質に応じてトランシェごとに又は定額で認識される。認識される額は、当該制度に基づいて支払われることが見込まれる金額の現在価値に基づいて測定され、費用の累積認識額が分配した現金又は各金融商品の公正価値と等しくなるように、各報告日に再測定される。

日本基準

日本では、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」により、会社法施行日（2006年5月1日）以後に付与されたストック・オプション等については、ストック・オプションの付与日から権利確定日までの期間にわたり、付与日現在のストック・オプションの公正な評価額に基づいて報酬費用が認識され、対応する金額は資本（純資産の部に新株予約権）に計上される。公正な評価額は、条件変更の場合を除き、その後は見直されない。当該会計基準は上記の会社法施行日前に付与されたストック・オプションについては適用されない。

ただし、同基準の適用範囲は持分決済型株式報酬に限定されており、現金決済型取引等については特段規定がなく、実務上は発生時に費用（引当）処理されている。また持分決済型取引について、日本では、権利確定後に失効した場合には失効に対応する新株予約権につき利益計上（戻入）を行う等、IFRS会計基準と異なる処理が行われている。

(9) 退職後給付

UBSが適用するIFRS会計基準

確定給付制度

確定給付制度では、従業員が受領する年金給付額が確定しており、当該金額は通常、年齢、勤続年数及び報酬金額などの1つ又は複数の要素によって決定する。貸借対照表に認識される確定給付負債は、予測単位積増方式で測定される貸借対照表日の確定給付制度債務の現在価値から制度資産の公正価値を控除した金額であり、再測定により生じる変動は「その他の包括利益」に直ちに計上される。制度資産の公正価値が確定給付制度債務の現在価値を上回る場合、発生した資産純額の認識は、制度からの返還又は制度への将来掛金の減額という形で利用可能な経済的便益の現在価値に制限される。確定給付債務又は資産純額の算定には、従業員と雇用主の間のリスク分担を含む各制度に特有の特徴を考慮し、独立した資格のあるアクチュアリーによって定期的に算定される。

確定拠出制度

確定拠出制度においては、退職後給付及びその他の給付の支払いを行う別個の事業体に固定額の掛金が支払われる。当該制度が、当事業年度及び過年度の従業員の勤務に関連する給付金を従業員に支払うために十分な資産を保有していないとしても、UBS AGには、追加の金額を支払う法的義務も推定的義務もない。報酬費用は、掛金と交換に従業員が勤務を提供したとき（通常は拠出した年度）に費用計上される。前払掛金は、現金の払戻し又は将来の支払いの減額として使用可能な範囲で資産として認識される。

日本基準

日本では、企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」により、確定給付型退職給付制度について、制度資産控除後の確定給付債務の全額が貸借対照表に計上される。過去勤務費用及び数理計算上の差異の発生額のうちその期に費用処理されない部分は、貸借対照表のその他の包括利益累計額に計上される。これらはその後の期間にわたって、当期純利益及び損失を構成する項目として費用処理される。

(10) 固定資産の減損

UBSが適用するIFRS会計基準

「有形固定資産及びソフトウェア」は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定される。ソフトウェア開発費用は、当該費用を信頼性をもって測定することが可能であり、かつ将来の経済的便益が発生する可能性が高い場合のみ資産計上される。有形固定資産及びソフトウェアの減価償却は、当該資産が事業の用に供された時期から開始され、資産の見積耐用年数にわたり定額法で計算される。

有形固定資産及びソフトウェアについては、通常、2024年の有価証券報告書の連結財務書類の注記の9の項に記載されたのれん及び無形資産とあわせて、適切な資金生成単位のレベルで減損テストを実施している。これ

らの資産の減損費用は、当該資産の回収可能価額が帳簿価額を下回った場合に認識される。市場価格が存在する不動産以外の資産の回収可能価額は、通常、現時点で市場関係者が当該資産のサービス供給能力の取替えに要する額を反映した取替コスト・アプローチを用いて算出される。これらの資産が使用されなくなった場合には、当該資産の減損テストは個別に実施される。

日本基準

日本では、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、資産又は資産グループの減損の兆候が認められ、かつ割引前将来キャッシュ・フローの総額（20年以内の合理的な期間に基づく）が帳簿価額を下回ると見積られる場合に、回収可能価額（資産又は資産グループの正味売却価額と使用価値（資産又は資産グループの継続的使用と使用後の処分によって生じると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値）のいずれか高い方の金額）と帳簿価額の差額につき減損損失を計上する。減損損失の戻入は認められない。

(11) のれん

UBSが適用するIFRS会計基準

のれんは、企業結合で取得した識別可能な資産、負債及び偶発負債の公正価値を超過する対価の額を表す。のれんは償却されないが、各報告期間末に、又は減損の兆候がある場合に、減損の評価が実施される。減損の兆候の有無に関係なく、UBS AGは毎年、減損テストを実施している。

共通支配下の企業結合によって、のれん又はその他の無形資産が統合日より前に被取得企業がすでに認識していたのれん又はその他の無形資産の増分として認識されることはない。引き受けたのれんは、その後、各資金生成単位に配分され、減損テストが実施される。

減損損失は資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を上回った場合に損益計算書に認識される。

日本基準

日本では、企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」に基づき、のれんは、被取得企業又は取得した事業の取得原価が、取得した資産及び引受けた負債に配分された純額を超過する額で認識される。原則として、のれんの計上後20年以内に、定額法その他の合理的方法により規則的に償却され、必要に応じて減損処理の対象となる。ただし、金額に重要性が乏しい場合には、当該のれんが生じた事業年度の費用として処理することができる。

(12) 為替換算

UBSが適用するIFRS会計基準

外貨建取引は、取引日の直物為替レートで報告企業の機能通貨に換算される。貸借対照表日において、FVOCIで測定されるものを含め、外貨建ての貨幣性資産及び貨幣性負債は、全て決算日の為替レートで機能通貨に換算される。為替換算差額は、「純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係るその他の収益純額」に計上される。

取得原価で測定される非貨幣性項目は、取引日の為替レートで換算される。

連結の際、在外営業活動体の資産及び負債は、貸借対照表日の為替レートでUBS AGの表示通貨である米ドルに換算され、損益項目及びその他の包括利益は、期中平均レートで換算される。その結果生じる為替換算差額は、「資本」に認識され、UBS AGが在外営業活動体を一部処分又は全部処分して、UBS AGが当該在外営業活動体に対する支配を喪失した場合に、損益計算書に振り替えられる。

資本金及び資本剰余金は、取得時又は発生時の平均レートで換算され、資本金の払戻し時に実現される当該平均レートと直物為替レートとの差額は「資本剰余金」に計上される。キャッシュ・フロー・ヘッジ及びFVOCIで測定される金融資産に関して「その他の包括利益」に認識された累積額は貸借対照表日の為替レートで換算され、為替換算の影響は「利益剰余金」を通じて調整される。

日本基準

日本では、機能通貨・表示通貨の概念がないことを除いて、IFRS会計基準の基準と重要な差異はない。したがって、親会社および連結子会社はその資産、負債、収益および費用をそれぞれの国の通貨で測定している。連結財務諸表の作成にあたり、在外子会社の資産および負債項目は決算日レートで、資本項目は、親会社による株式の取得時における項目については、株式取得時の為替相場により、親会社による株式の取得後に生じた項目については、当該項目の発生時の為替相場により換算する。

第 7 【外国為替相場の推移】

米ドルから円への為替相場は、国内において時事に関する事項を掲載する 2 以上の日刊新聞紙に当該半期中において掲載されているので、記載を省略する。

第8【提出会社の参考情報】

提出書類	提出年月日
有価証券報告書（2024年度）	2025年6月30日

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項なし

第2【保証会社以外の会社の情報】

該当事項なし

第3【指数等の情報】

該当事項なし